

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況(地域特性)

対象事業実施区域及びその周辺の概況(地域特性)について、既存の文献及び出典に基づきとりまとめた。

地域特性を把握する範囲(以下、「地域特性把握範囲」という。)は、後述する「第4章 環境影響評価実施地域」で設定した環境影響評価実施地域(対象事業実施区域から約1.6kmの範囲)を含む範囲とし、既存出典^{注)}に示されている地域特性把握範囲の目安(移動能力が高い動物の行動圏を勘案して定めた距離は3km程度)を参考に、対象事業実施区域から約3kmの範囲とした(図3.1参照)。

なお、統計出典等、市単位で地域特性を把握する事項については、対象事業実施区域が存在する長崎市について把握した。

出典：「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)

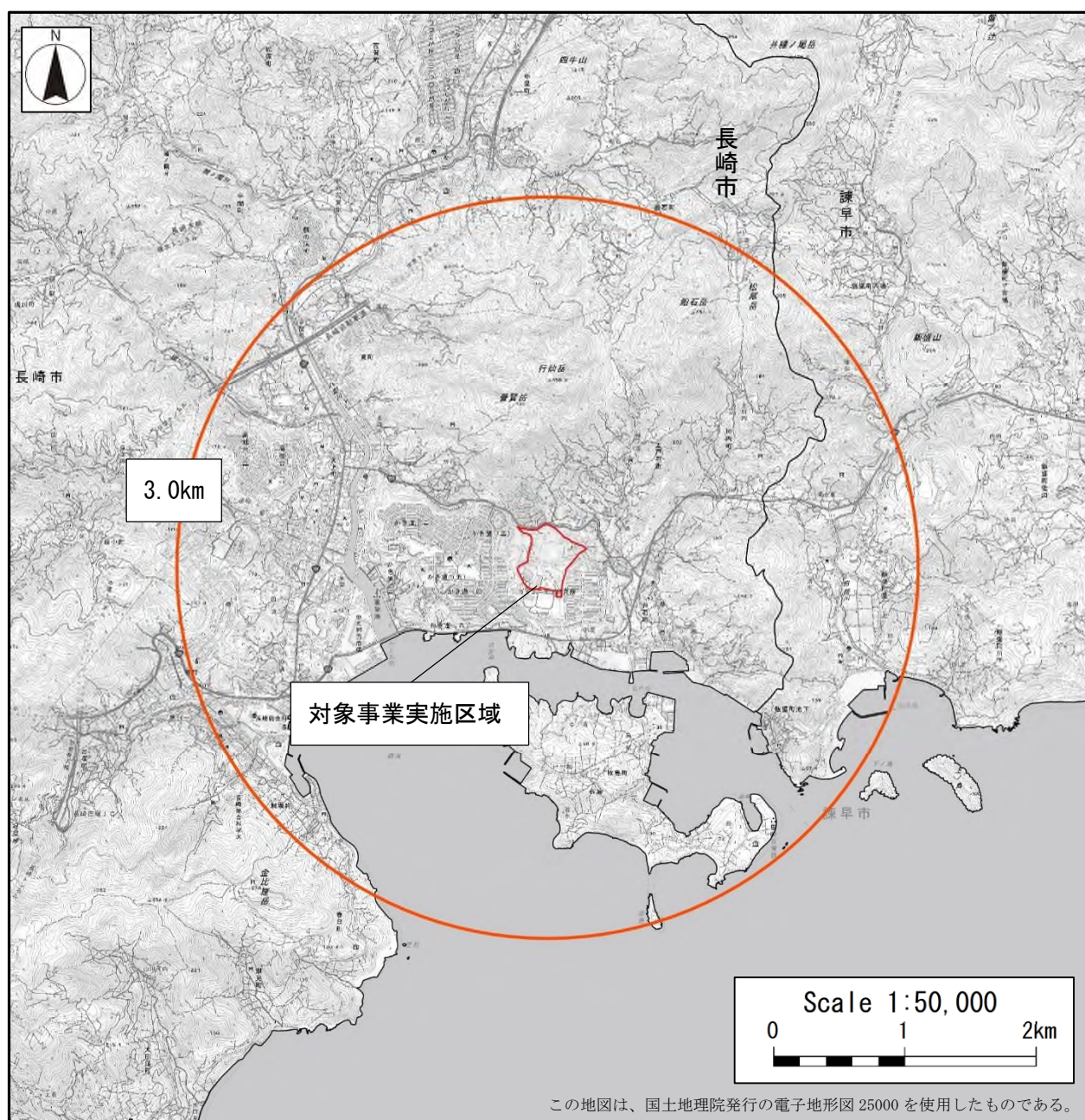
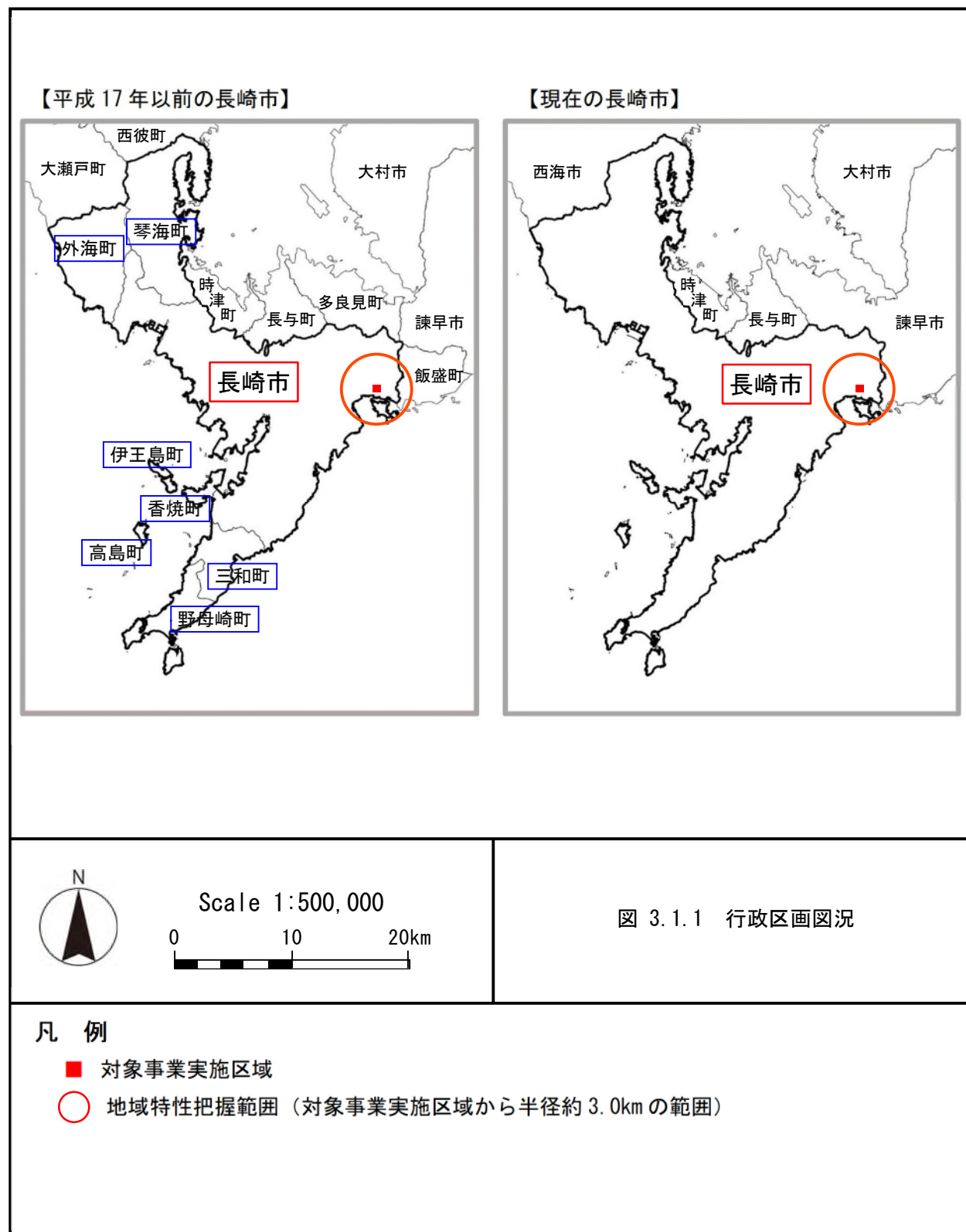


図 3.1 地域特性把握範囲図

3.1. 社会的状況

3.1.1 行政区画

長崎市は、平成 17 年に香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、三和町及び外海町と、平成 18 年に琴海町と合併し、現在の長崎市となった。現在の行政区画の状況は、図 3.1.1 に示すとおりである。



3.1.2 人口

長崎市の人口の状況は、表 3.1.1 に示すとおりである。

令和 3 年 12 月時点の長崎市の人口は 406,116 人、人口密度は 1,001 人/km² となっている。

経年変化を見ると、人口は減少傾向にある。また、世帯数は令和元年までは増加傾向にあったが、令和 3 年は減少に転じた。

表 3.1.1 人口の状況

項目	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和元年	令和 3 年
人口(人)	455,206	443,766	429,508	416,405	406,116
世帯数	183,777	187,685	189,419	207,211	205,774
面積(km ²)	406.35	406.43	405.86	405.86	405.86
人口密度(人/km ²)	1,120	1,092	1,058	1,028	1,001

注 1) 平成 12 年の人口・世帯数・面積は、平成 17 年に合併した香焼町、伊王島町、高島町、野母埼町、三和町、外海町及び平成 18 年に合併した琴海町の人口・世帯数・面積を含む。

2) 平成 17 年の人口・世帯数・面積は、平成 18 年に合併した琴海町の人口・世帯数・面積を含む。

3) 令和元年、令和 3 年の人口・世帯数は 12 月末日現在の値である。

4) 令和 3 年の面積は、「令和 4 年 全国都道府県市区町村別面積調(1 月 1 日時点)」(国土交通省、国土地理院)に基づく値である。

出典：「国勢調査」(平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年、総務省統計局)、「住民基本台帳に基づく町別人口・世帯数(各月末)」(令和元年、令和 3 年、長崎市統計課)、「全国都道府県市区町村別面積調」(平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年、令和元年、令和 4 年、国土交通省、国土地理院)に基づき作成

3.1.3 産業

長崎市の産業別就業者数の状況は、表 3.1.2 に示すとおりである。

産業別就業者数は、第三次産業が多くなっている。

また、経年変化をみると、第一次産業及び第三次産業は平成 12 年以降減少傾向にある。第二次産業は平成 12 年から平成 22 年にかけて減少傾向にあったが、平成 27 年は増加に転じている。

表 3.1.2 産業別就業者数の状況

区分	産業別就業者数(人)			
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
第一次産業	5,859	5,289	4,060	3,658
第二次産業	45,914	38,207	35,833	36,181
第三次産業	157,904	157,856	149,230	146,548
総数	211,205	203,256	199,972	195,850

注 1) 総数は分類不能の産業も含む

2) 平成 12 年の産業別就業者数は、平成 17 年に合併した香焼町、伊王島町、高島町、野母埼町、三和町、外海町及び平成 18 年に合併した琴海町の産業別就業者数を含む。

3) 平成 17 年の産業別就業者数は、平成 18 年に合併した琴海町の産業別就業者数を含む。

出典：「国勢調査」(平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年、総務省統計局)に基づき作成

3.1.4 土地利用

(1) 土地利用の状況

土地利用面積(民有地)は表 3.1.3 に、土地利用の状況は図 3.1.2 に示すとおりである。

長崎市は平坦地が少ないため、周辺の斜面地の宅地化により、住宅が丘陵をほうような独特な土地利用状況となっており、住宅地はさらに丘陵の外縁部に広がり、新しい市街地を形成している。また、周辺地域の入り江や河口部にも、古くから集落が形成されている。

土地利用面積(民有地)は、山林の占める割合が高く、次いで、畑、宅地としての土地利用が多くなっており、長崎県全体と比較すると、田の比率が低く、宅地の利用が多くなっている。

表 3.1.3 土地利用面積(民有地)

地目	長崎市		長崎県	
	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)
田	948	4.3	26,039	12.7
畑	4,412	19.9	40,751	19.8
宅地	3,779	17.1	20,675	10.1
山林	10,576	47.7	96,828	47.1
原野	1,510	6.8	13,696	6.7
池沼	0	0.0	65	0.0
その他	935	4.2	7,358	3.6
計	22,160	100.0	205,412	100.0

注) 比率は四捨五入の関係で 100%にならない場合がある。

出典：「第 68 版（令和 3 年）長崎県統計年鑑」（令和 4 年 3 月、長崎県統計課）に基づき作成

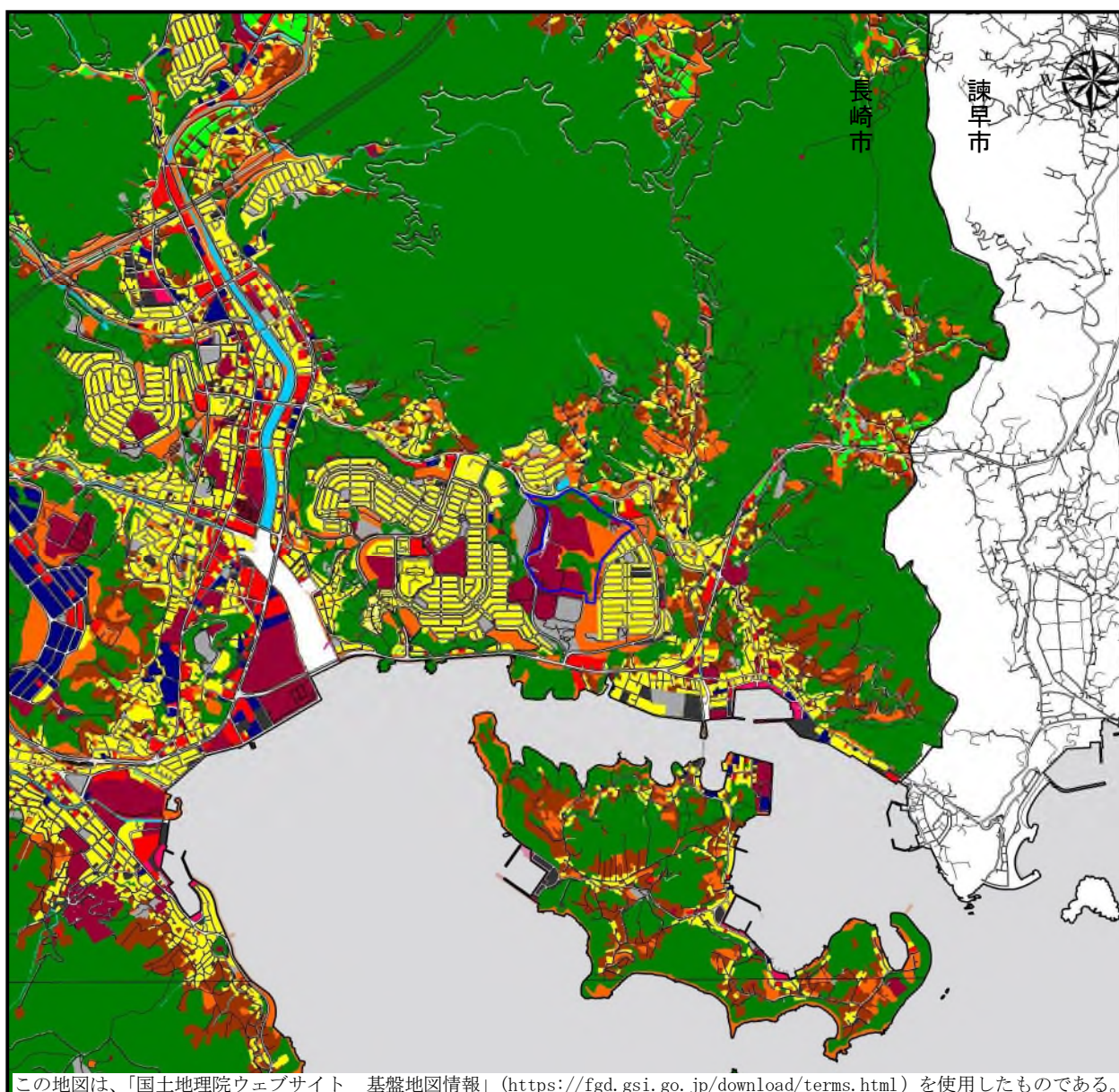
(2) 土地利用計画の状況

土地利用基本計画の地域指定状況は、図 3.1.3～図 3.1.5 に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する長崎市東部では、八郎川を中心に市街化区域に指定されている。対象事業実施区域は八郎川の東側約 1.6km に位置し、対象事業実施区域及びその周辺は市街化調整区域に指定されている。

また、長崎市東部では森林地域が広範囲に分布している。

なお、対象事業実施区域内に農業地域の指定区域はない。



この地図は、「国土地理院ウェブサイト 基盤地図情報」(<https://fgd.gsi.go.jp/download/terms.html>)を使用したものである。



図 3.1.2 土地利用図

凡 例

 	対象事業実施区域
	田
	畑
	森林
	水面
	その他の自然地
	住宅用地
	商業用地
	工業用地
	公益施設用地
	道路用地
	交通施設用地
	公共空地
	その他の公的施設用地
	その他の空地

出典：「長崎市都市計画マスタープラン」（平成 28 年 12 月改定、長崎市）、
「国土地理院ウェブサイト 基盤地図情報」(<https://fgd.gsi.go.jp/download/terms.html>) に基づき作成

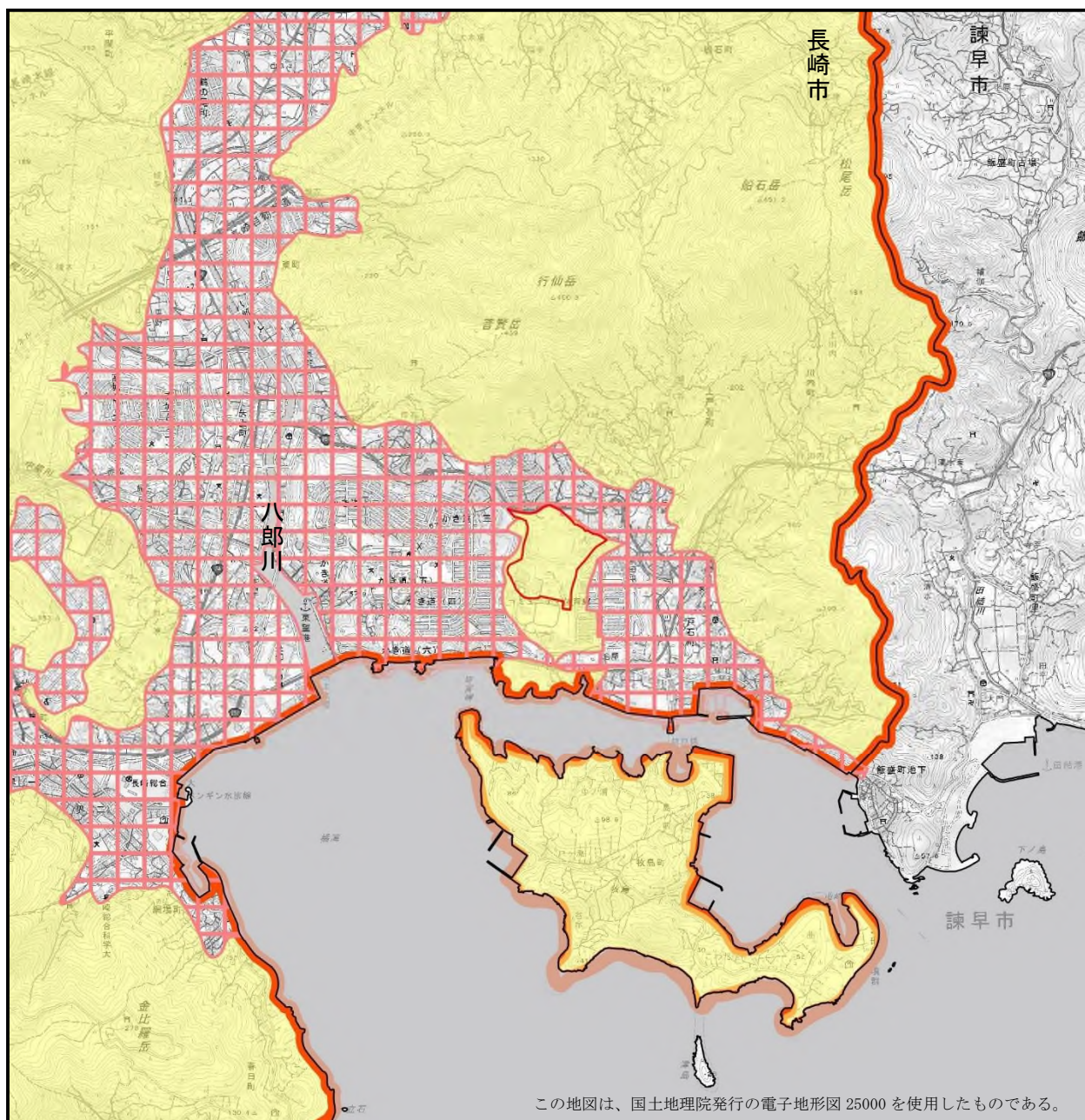


図 3.1.3 都市地域

凡 例

- 対象事業実施区域
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域

出典：「国土数値情報 都市地域」（国土交通省）に基づき作成

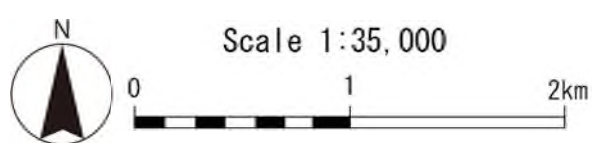
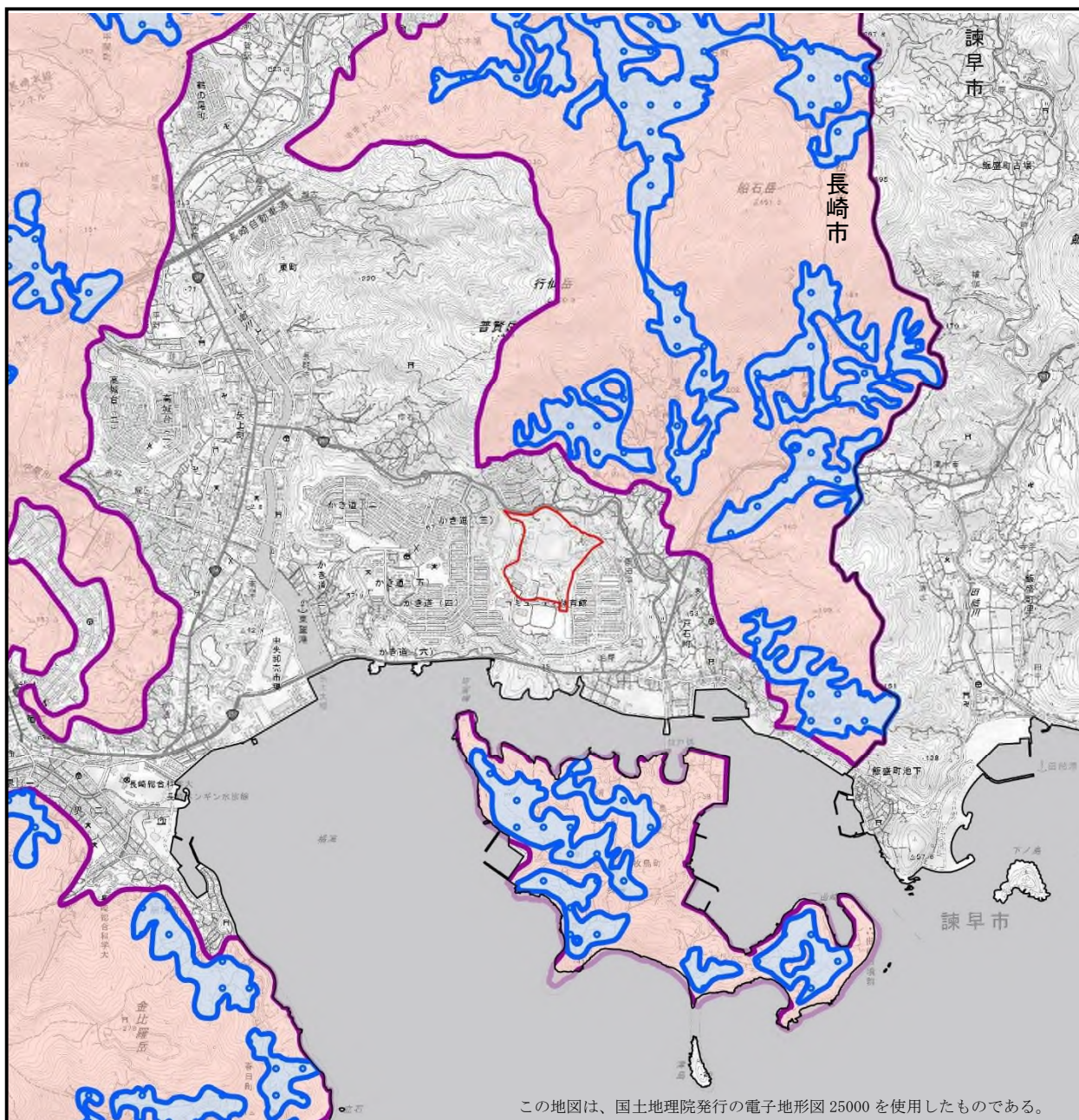


図 3.1.4 農業地域

凡 例

- 対象事業実施区域
- 農業地域
- 農用地区域

出典：「国土数値情報 農業地域」（国土交通省）に基づき作成

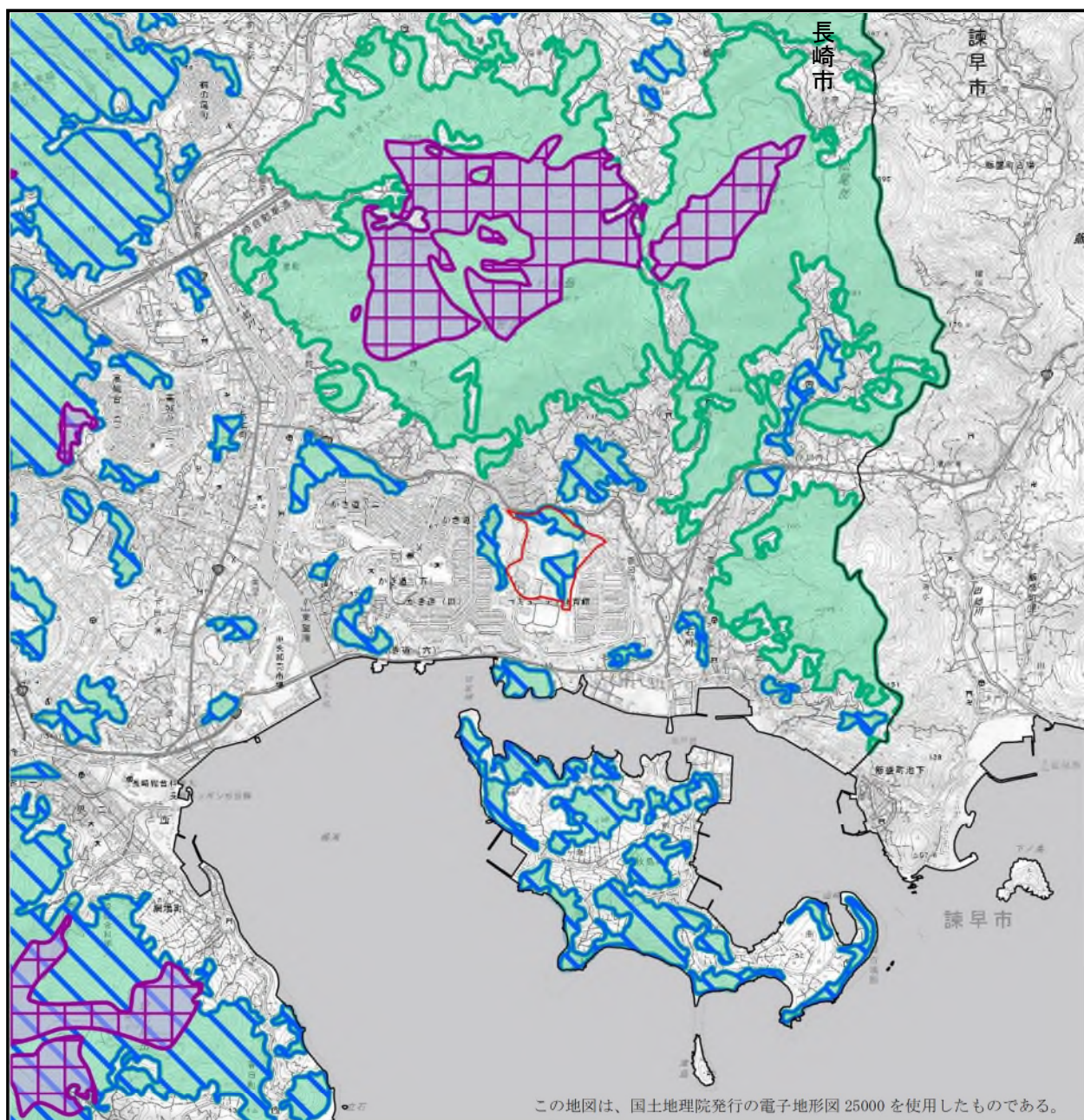


図 3.1.5 森林地域

凡 例

- 対象事業実施区域
- 森林地域
- 民有林
- 保安林

出典：「国土数値情報 森林地域」（国土交通省）に基づき作成

(3) 地域特性把握範囲内での主要な事業計画の状況

1) 新幹線の整備状況

九州新幹線西九州ルートは、長崎市(長崎駅)と福岡市(博多駅)を結ぶ約 143km の新幹線ルートである。昭和 48 年に整備計画が決定された九州新幹線西九州ルートのうち、武雄温泉・長崎間は令和 4 年 9 月の開業に向けて整備が進められている。なお、新しい長崎駅は、現在の位置から浦上川方向へ移動し、新幹線駅と在来線駅とがともに高架で並列に整備される予定である。

2) 高速道路の整備状況

長崎自動車道は、佐賀県鳥栖市から長崎市に至る延長約 119km の高速自動車国道である。当該区間のうち、長崎多良見 IC～長崎芒塚 IC 間は、平成 30 年度に 4 車線化事業が完了した。また、長崎芒塚 IC～長崎 IC 間は、令和 3 年度に 4 車線化事業が完了した。

3) 国道 34 号日見バイパスの整備状況

国道 34 号は、佐賀県鳥栖市から長崎県長崎市に至る延長約 137km の主要幹線道路である。当該区間のうち、新日見トンネルは唯一の 2 車線区間となっていたが、令和 2 年度に 4 車線化事業が完了した。

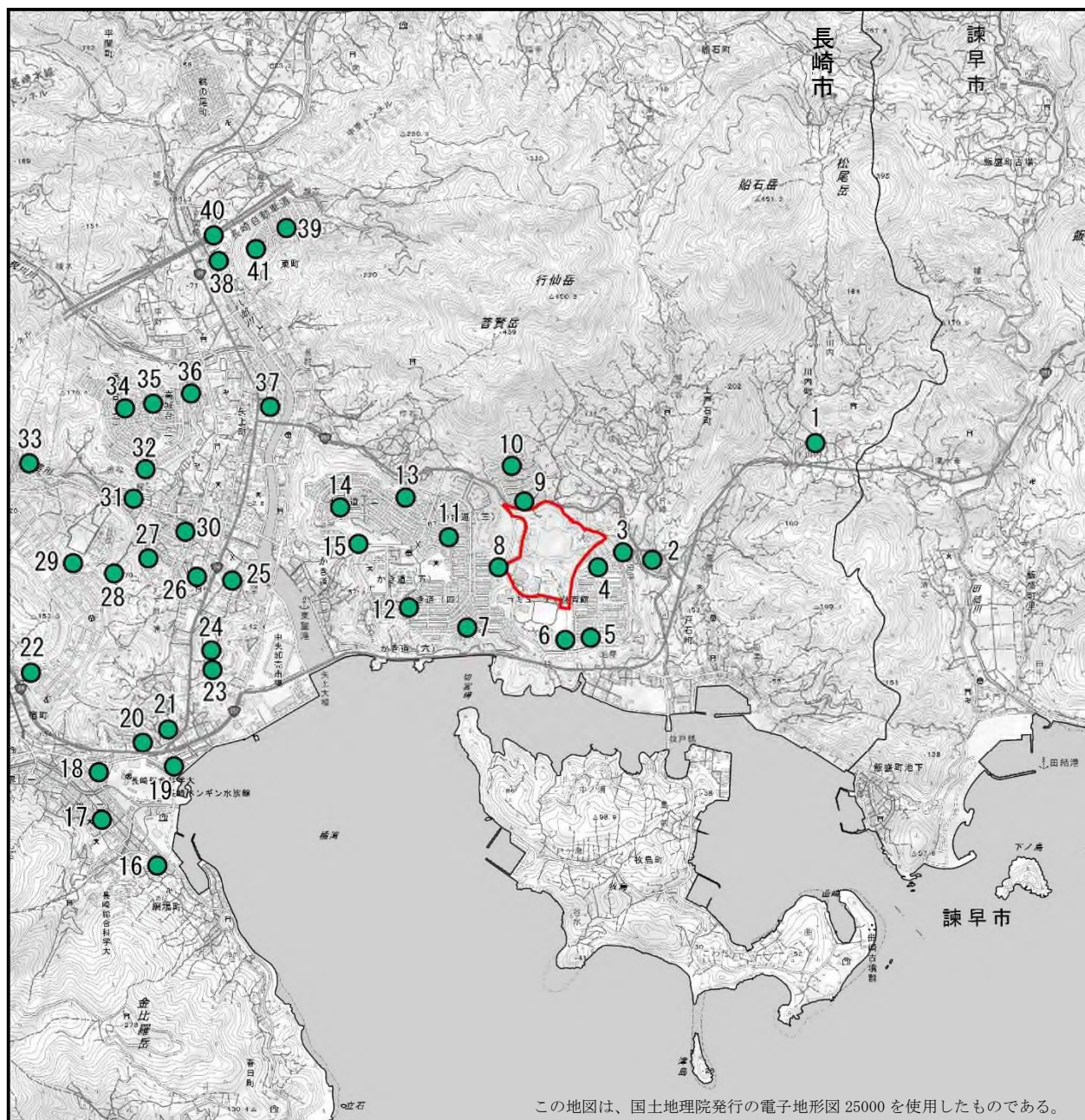
(4) 公園の立地状況

公園の立地状況は、表 3.1.4 及び図 3.1.6 に示すとおりである。

表 3.1.4 都市公園

番号	名称	番号	名称
1	川内	22	田中町 2 号緑地
2	尾崎	23	東望台
3	ほしぞら	24	東望山
4	くつろぎ	25	東望
5	しおさい	26	辻の尾
6	おひさま	27	下田之浦
7	矢上団地第 4	28	田中町 3 号緑地
8	長崎東	29	田中町
9	上戸石第 2	30	田之浦中央
10	上戸石第 1	31	上田之浦
11	矢上団地第 3	32	海風
12	矢上団地第 5	33	赤松ほたるの里
13	矢上団地第 2	34	陽だまり
14	矢上団地第 1	35	フィットネスパーク
15	矢上団地近隣	36	風の子
16	網場	37	矢上町 1 丁目
17	天神籠	38	東町一の坪
18	日見	39	彩が丘第 1
19	東望南	40	東町
20	宿町	41	彩が丘第 2
21	矢上切通		

出典：「国土数値情報 都市公園」（国土交通省）に基づき作成



Scale 1:35,000



図 3.1.6 公園配置図

凡 例

- 対象事業実施区域
- 公園

出典：「国土数値情報 都市公園」（国土交通省）に基づき作成

3.1.5 環境保全についての配慮が必要な施設の状況

地域特性把握範囲には、環境保全についての配慮が特に必要な施設として、幼稚園、認定こども園・認可保育所、学校、病院、社会福祉施設がある。

対象事業実施区域及びその周辺の施設は、表 3.1.5(1)～(5)、表 3.1.6、表 3.1.7 及び図 3.1.7～図 3.1.9 に示すとおりである。

表 3.1.5(1) 環境への配慮が特に必要な施設(幼稚園)

番号	施設名	所在地
1	あやめ東幼稚園	長崎市戸石町 1476-13
2	日見幼稚園	長崎市網場町 432

出典：「長崎市子育て応援情報サイト（イーカオ）」（長崎市こども政策課）に基づき作成

表 3.1.5(2) 環境への配慮が特に必要な施設(認定こども園・認可保育所)

番号	施設名	所在地
3	つばさ保育園	長崎市宿町 150-1
4	日見保育園	長崎市網場町 454
5	戸石保育園	長崎市戸石町 1263-2
6	かき道ピノキオこども園	長崎市かき道 3-2-9
7	聖母の騎士東長崎幼稚園	長崎市田中町 366
8	結宅保育園	長崎市矢上町 34-7
9	教宗寺保育園	長崎市矢上町 41-8
10	おひさま保育園	長崎市東町 1953-4
11	TON・TON輝保育園	長崎市平間町 693-10
12	矢上幼稚園	長崎市平間町 398

出典：「長崎市子育て応援情報サイト（イーカオ）」（長崎市こども政策課）に基づき作成

表 3.1.5(3) 環境への配慮が特に必要な施設(小学校)

番号	施設名	所在地
13	橘小学校	長崎市かき道 5-2-16
14	戸石小学校	長崎市戸石町 1281
15	日見小学校	長崎市界 2-14-1
16	矢上小学校	長崎市矢上町 12-12
17	高城台小学校	長崎市高城台 1-22-1

出典：「学校一覧」（令和 3 年 5 月、長崎市学校教育課）に基づき作成

表 3.1.5(4) 環境への配慮が特に必要な施設(中学校・高等学校)

番号	施設名	所在地
18	橘中学校	長崎市かき道 4-1-1
19	東長崎中学校	長崎市矢上町 8-6
20	日見中学校	長崎市界 2-15-1
21	長崎総合科学大学附属高等学校	長崎市宿町 3-1

出典：「学校一覧」（令和 3 年 5 月、長崎市学校教育課）、「長崎総合科学大学附属高等学校ホームページ」に基づき作成

表 3.1.5(5) 環境への配慮が特に必要な施設(大学)

番号	施設名	所在地
22	長崎総合科学大学	長崎市網場町 536
23	長崎総合科学大学シーサイドキャンパス	長崎市宿町 3-1

出典：「長崎県大学・短期大学一覧」（令和 3 年 5 月、長崎県学事振興課）、「長崎総合科学大学ホームページ」に基づき作成

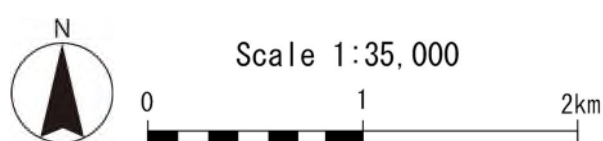
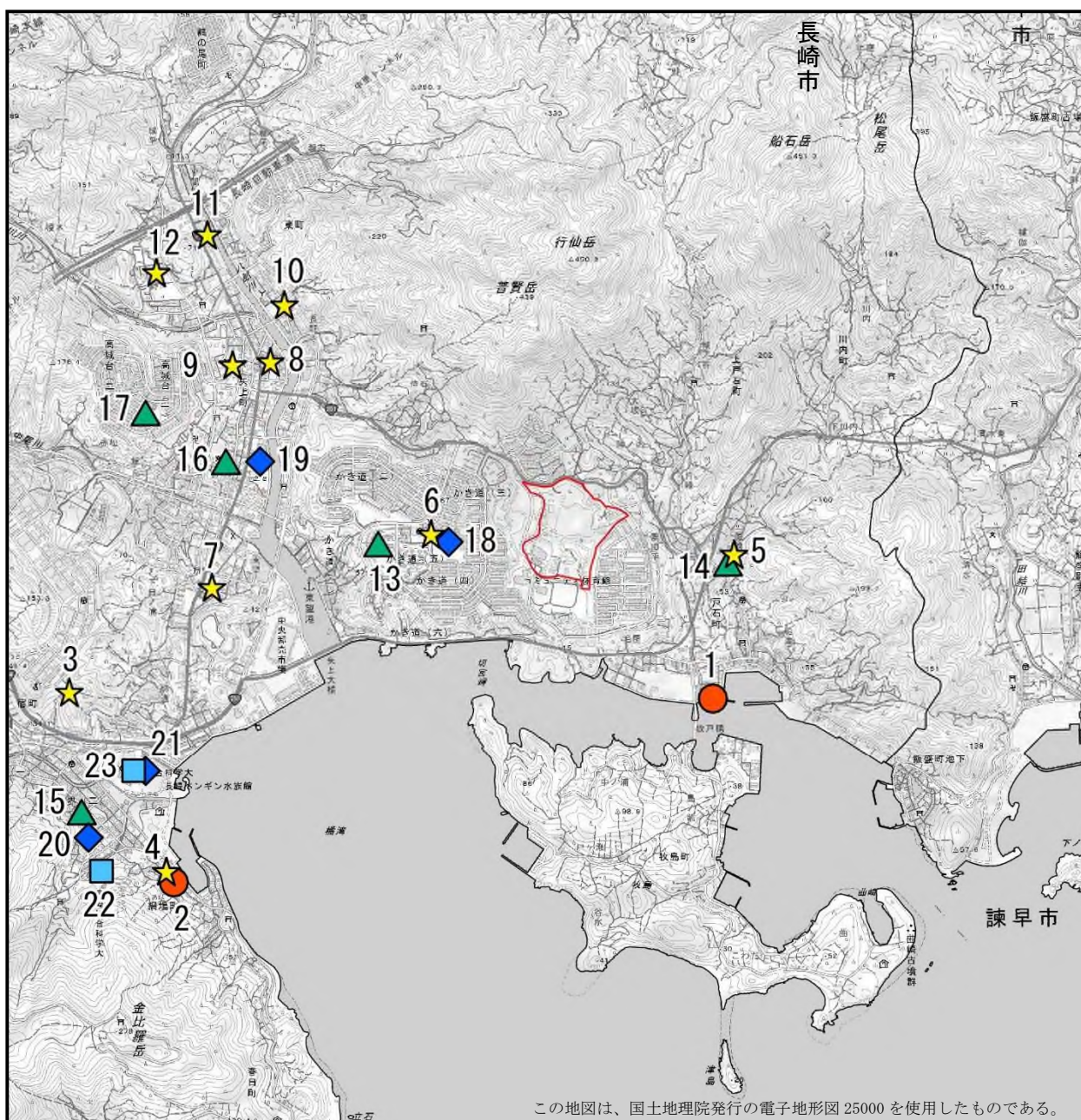


図 3.1.7 環境への配慮が特に必要な施設の位置(幼稚園・学校)

凡 例

対象事業実施区域

● 幼稚園 (1~2)

★ 認定こども園・認可保育所 (3~12)

▲ 小学校 (13~17)

◆ 中学校・高等学校 (18~21)

■ 大学 (22~23)

出典 1: 「国土数値情報」学校、福祉施設(国土交通省)、

2: 「学校一覧」(令和 3 年 5 月、長崎市学校教育課)、

3: 「長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」(長崎市子育て支援課)に基づき作成

表 3.1.6 環境への配慮が特に必要な施設(病院)

番号	施設名	所在地
①	大久保病院	長崎県長崎市戸石町 1470-1
②	千綿病院	長崎県長崎市矢上町 9-12

注)入院施設としてベッド数が 20 床以上の病院を示す。

出典：「国土数値情報 医療機関」(国土交通省)、「病院一覧」(令和 3 年 7 月、長崎県医療政策課)に基づき作成

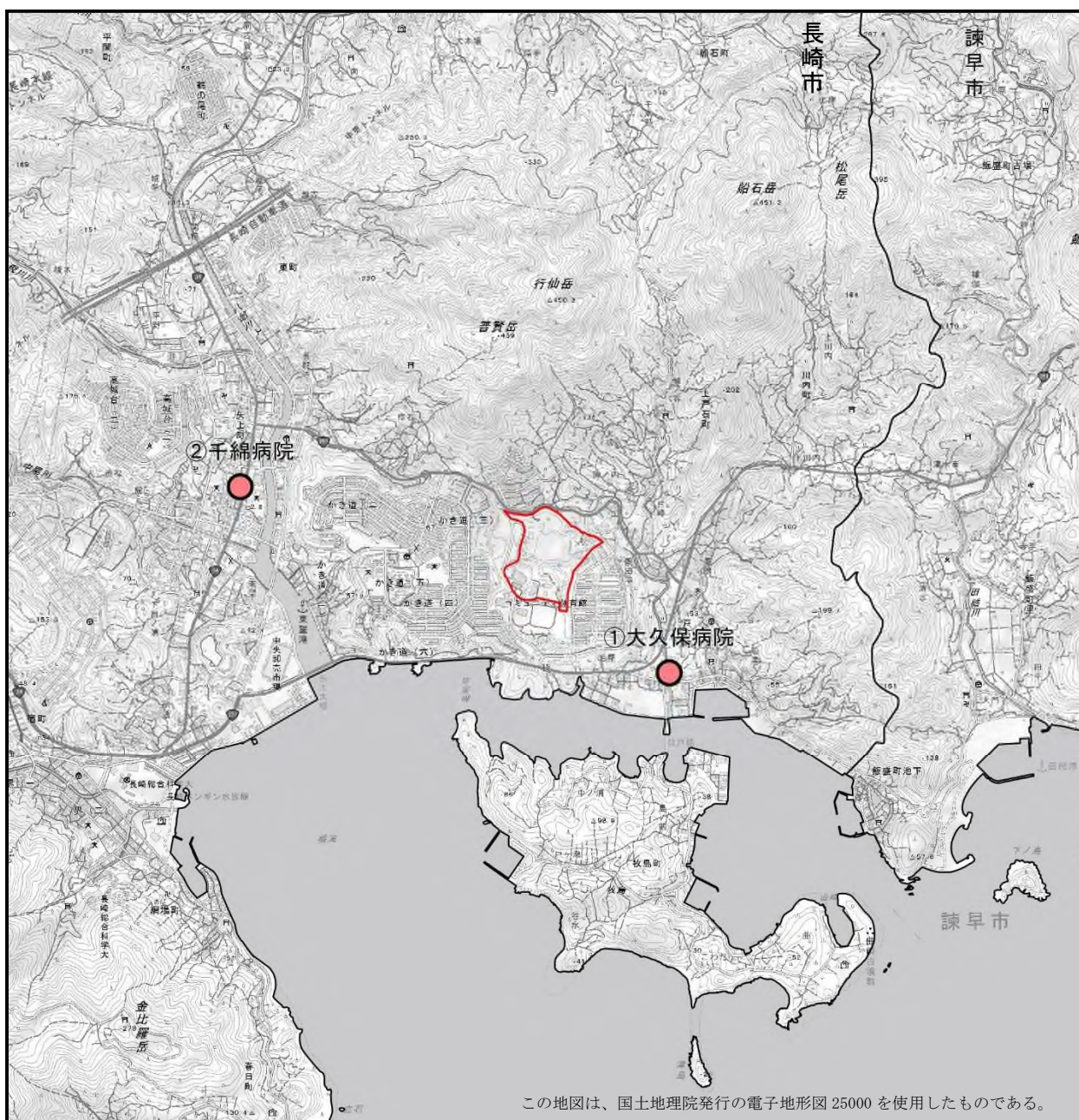


図 3.1.8 環境への配慮が特に必要な施設の位置(病院)

凡 例

- 対象事業実施区域
- 病院 (1～2)

出典 1: 「国土数値情報 医療機関」(国土交通省)、
 2: 「病院一覧」(令和 3 年 7 月、長崎県医療政策課)に基づき作成

表 3.1.7 環境への配慮が特に必要な施設(社会福祉施設)

番号	施設名	区分	所在地
1	もくれん	特別養護老人ホーム	戸石町 1683
2	牧島荘	特別養護老人ホーム	牧島町 9-1
	牧島荘	小規模多機能型居宅介護	牧島町 9-1
3	なぎさ	グループホーム	かき道 6-3-5
4	東長崎コスモマンション	有料老人ホーム	かき道 6-1-1
5	嬉色	有料老人ホーム	東町 1154-2
6	東長崎ナーシングホーム	介護老人保健施設	東町 1893-5
7	グリーンピース	サービス付き高齢者向け住宅	東町 1873-8
8	たちばな	訪問看護	矢上町 31-14
9	おお空	グループホーム	かき道 1-29-8
10	はまゆう	有料老人ホーム	田中町 845-1
11	東望の里	グループホーム	田中町 879
12	東望荘	老人憩の家	田中町 299
13	矢上	訪問看護	田中町 385-4
14	メープル	介護老人保健施設	宿町 36
15	アシストリビング有明の園	有料老人ホーム	界 2-4-15
16	あゆみ	有料老人ホーム	界 2-7-9
17	ハーモニーガーデン	介護老人保健施設	網場町 492-13
	日見微笑園	軽費老人ホーム	網場町 492-15
18	桜	グループホーム	網場町 500-1
19	あさひ	訪問看護	網場町 488-2
20	マーガレット	有料老人ホーム	網場町 485-1
21	あづまや。。	有料老人ホーム	東町 1732-1 2F
22	ゆいまーる	有料老人ホーム	田中町 972-2

出典：「長く元気ですこやかガイドブック高齢者福祉のしおり」（令和 3 年 12 月発行、長崎市介護保険課）に基づき作成

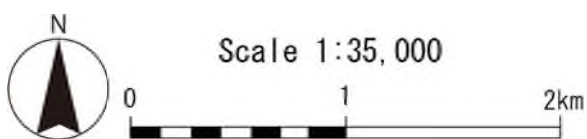
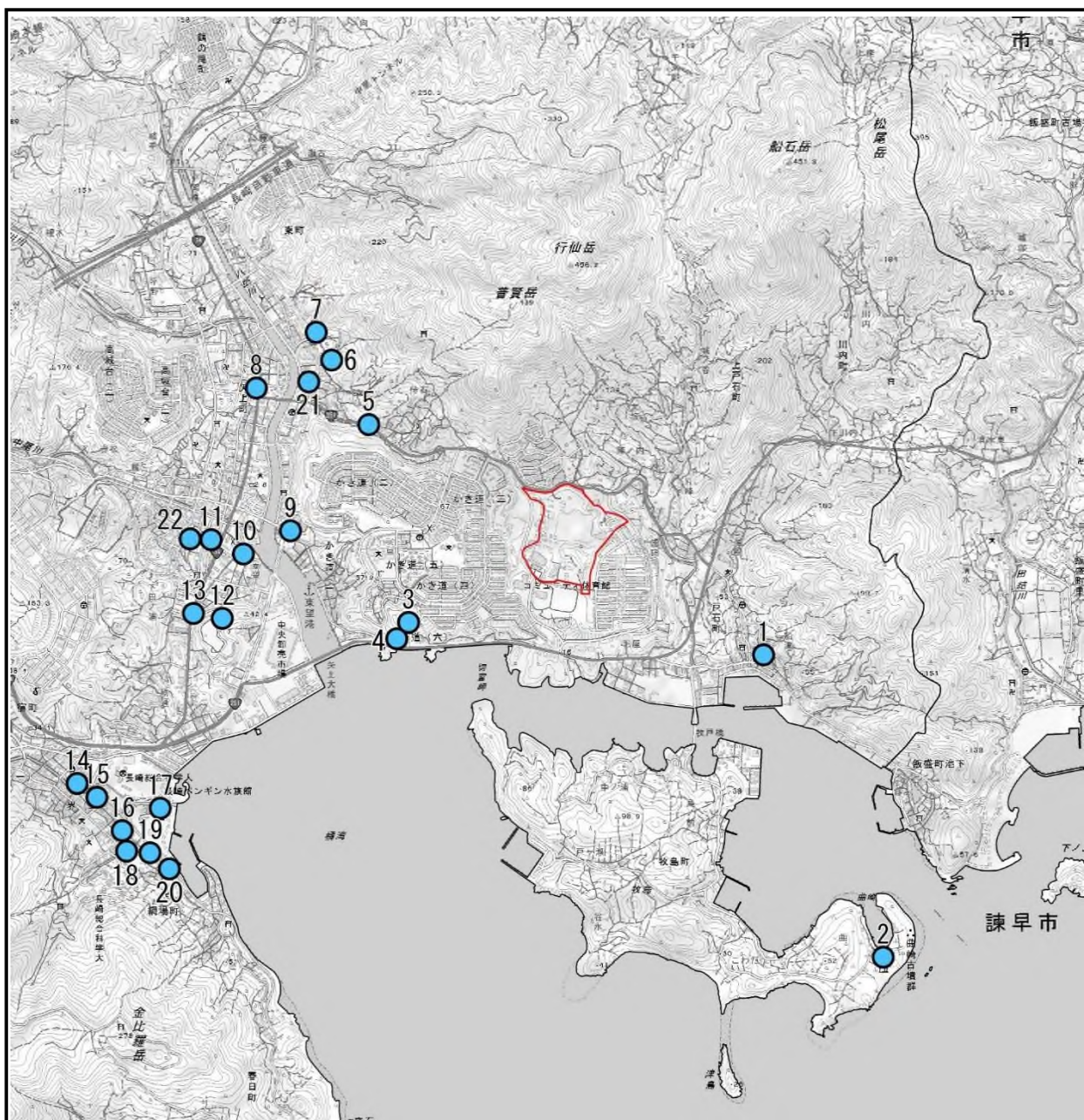


図 3.1.9 環境への配慮が特に必要な施設
の位置(社会福祉施設)

凡 例

- 対象事業実施区域
- 社会福祉施設 (1～22)

出典：「長く元気ですこやかガイドブック高齢者福祉のしおり」（令和 3 年 12 月発行、長崎市介護保険課）に基づき作成

3.1.6 水利用

(1) 水道の状況

長崎市における水道の状況は、表 3.1.8 に示すとおりである。

長崎市の水道普及率は、98.7%となっている。

表 3.1.8 水道の状況（令和3年3月末現在）

行政区	給水人口(人)								普及率 (%)
	上水道		簡易水道		専用水道		合 計		
	計画	現在	計画	現在	計画	現在	計画	現在	
長崎市	439, 263	383, 178	16, 377	7, 619	9, 637	7, 303	465, 277	398, 100	98. 7
					※79	※150			
長崎県	1, 358, 168	1, 239, 844	54, 288	32, 049	31, 338	12, 625	1, 443, 794	1, 284, 518	98. 9
					※35, 614	※6, 162			

注 1) 専用水道の※の人口は合計には加算しない

2) 専用水道の上段は自己水源のみによるもの、下段はそれ以外によるものを示す。

出典：「長崎県水道事業概要 令和2年度(令和3年3月末現在)」(長崎県環境部水環境対策課)に基づき作成

(2) 河川の利用状況

長崎市は、地形的に標高 300～400m の山々が連なっており、これらの山々は海まで迫り、深く入りくんだ海と急峻で平坦地が少ない地形を形作っている。起伏の多い複雑な地形のため、河川の延長が短く、勾配が急で雨が降ったら上流から下流まで一気に雨水が流れてくるおそれがあった。

昭和 57 年の長崎大水害以降、治水と利水を最優先にコンクリート三面張りなどで河川整備を行ってきたが、現在は、親水機能を高めて市民のやすらぎの場として利用されるような水辺環境の整備に取り組んでいる。

(3) 漁業権及び漁業権区域

漁業権の種類及び漁業区域は、表 3.1.9 及び図 3.1.10 に示すとおりである。

対象事業実施区域の南側の網場湾では、第 1 種区画漁業権、第 1 種共同漁業権、第 2 種共同漁業権が設定されている。

表 3.1.9 漁業権の種類

番号	漁業権の種類	免許番号	操業(養殖)時期
1	第1種区画漁業	南区第 2032 号	1/1～12/31
2		南区第 2503 号	
3		南区第 1025 号	
4		南区第 1024 号	
5		南区第 1026 号	
6		南区第 1027 号	
7		南区第 1028 号	
8		南区第 1030 号	
9		南区第 1029 号	
10		南区第 1031 号	
11		南区第 1023 号	
12		南区第 1022 号	
13		南区第 1021 号	
14		南区第 1020 号	
15		南区第 1019 号	
16		南区第 1018 号	
17		南区第 2030 号	
18		南区第 2031 号	
19		南区第 2029 号	
20		南区第 1017 号	
21		南区第 1016 号	
22		南区第 2028 号	
23		南区第 2026 号	
24		南区第 1013 号	
25		南区第 1014 号	
26		南区第 1015 号	
27		南区第 2027 号	
28		南区第 1032 号	
29		南区第 2025 号	
30		南区第 1501 号	
31		南区第 1502 号	
—	第1種共同漁業	南共第 30 号	1/1～12/31
	第2種共同漁業		
	第1種共同漁業	南共第 31 号	1/1～12/31
	第2種共同漁業		
	第1種共同漁業	南共第 32 号	1/1～12/31
	第2種共同漁業		くるまえび刺網:4/1～11/30 くるまえび刺網以外:1/1～12/31

注 1) 第1種区画漁業：一定の区域内において石、瓦、竹、木等を敷設して営む養殖業（ひび建養殖業、かき養殖業、真珠養殖業、小割式養殖業等）

2) 第1種共同漁業：藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性水産動物（いせえび、うに等）を目的とする漁業

3) 第2種共同漁業：網漁具を移動しないように敷設して営む漁業（小型定置、固定式刺網漁業、敷網等）

出典：「海洋状況表示システム」(<https://www.msil.go.jp/>) 及び長崎市水産農林部水産振興課資料に基づき作成

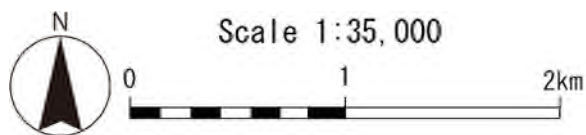
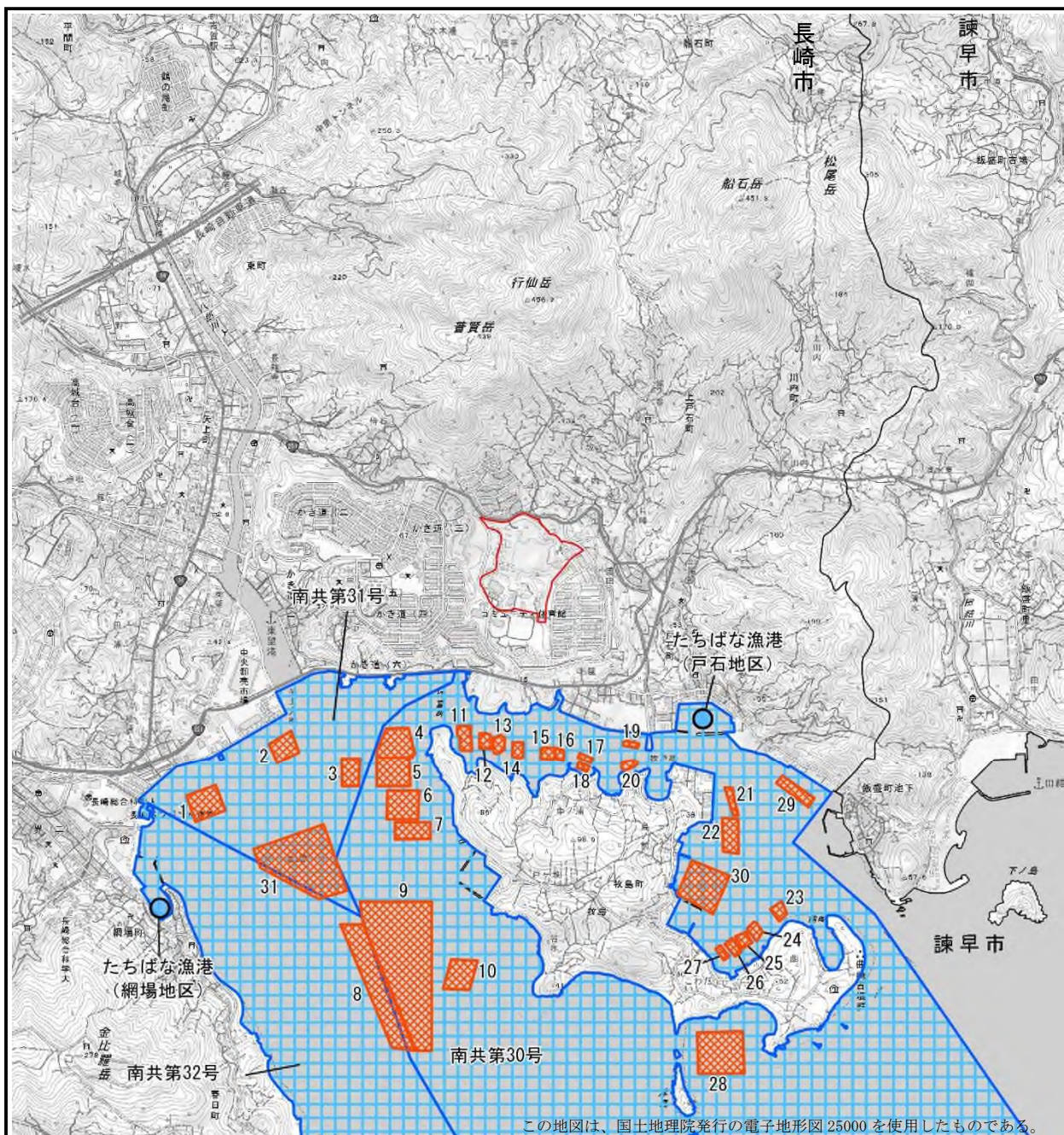


図 3.1.10 漁業権区域

凡 例

- 対象事業実施区域
- 共同漁業権（南共第 30～32 号）
- 区画漁業権（1～31）

出典：「海洋状況表示システム」(<https://www.msil.go.jp/>) 及び長崎市水産農林部水産振興課資料に基づき作成

3.1.7 交通

(1) 主要な道路の状況

地域特性把握範囲の交通網は、表 3.1.10 及び図 3.1.11 に示すとおりである。

主要な幹線道路として、一般国道 34 号及び 251 号がある。

表 3.1.10 主要道路の交通量の状況

路線名	番号	観測地点名	12 時間 自動車類 交通量 (台)	24 時間 自動車類 交通量 (台)	混雑度
九州横断自動車 道長崎大分線	①	長崎多良見 I C ～長崎芒塚 I C	11,365	14,219	1.28
一般国道 251 号	②	長崎市戸石町 983-3 地先	13,968	17,739	1.40 ～ 1.53
	③	長崎市戸石町東公園入口駐車場前	13,441	16,667	1.23
	④	長崎市田中町県住 2-2 棟前	14,646	18,600	1.16
一般国道 34 号	⑤	長崎市田中町(下り)	10,748	14,346	1.27
	⑥	長崎市古賀町 1066 地先	18,644	23,678	1.71
野母崎宿線	⑦	長崎市宿町下川橋日見公園前	7,352	9,190	0.84
東長崎長与線	⑧	長崎市平間町 1500-1	7,159	9,020	1.22

注)混雑度：交通容量に対する交通量の比である。交通容量とは、ある道路がどれだけの自動車を通し得るかという、その道路が構造上有している能力のことである。

出典：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省)に基づき作成

(2) 鉄道の状況

鉄道については、JR が乗り入れており、表 3.1.11 に示すとおり、令和元年度に 1 日当たり 9,699 人が長崎駅で乗車している。対象事業実施区域から最も近い肥前古賀駅では、令和元年度に 1 日当たり 345 人が乗車している。

表 3.1.11 JR 鉄道 1 日平均乗車人員

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
長崎駅	11,080	10,650	10,473	10,125	9,699
肥前古賀駅	475	423	394	354	345

出典：「令和 2 年版長崎市統計年鑑(統計表)」(令和 3 年 8 月、長崎市総務部情報統計課)に基づき作成

(3) 港湾・航路の状況

地域特性把握範囲の港湾として、第 1 種漁港であるたちばな漁港(戸石地区、網場地区)が存在するが、航路等は存在しない。

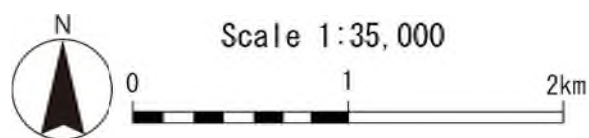
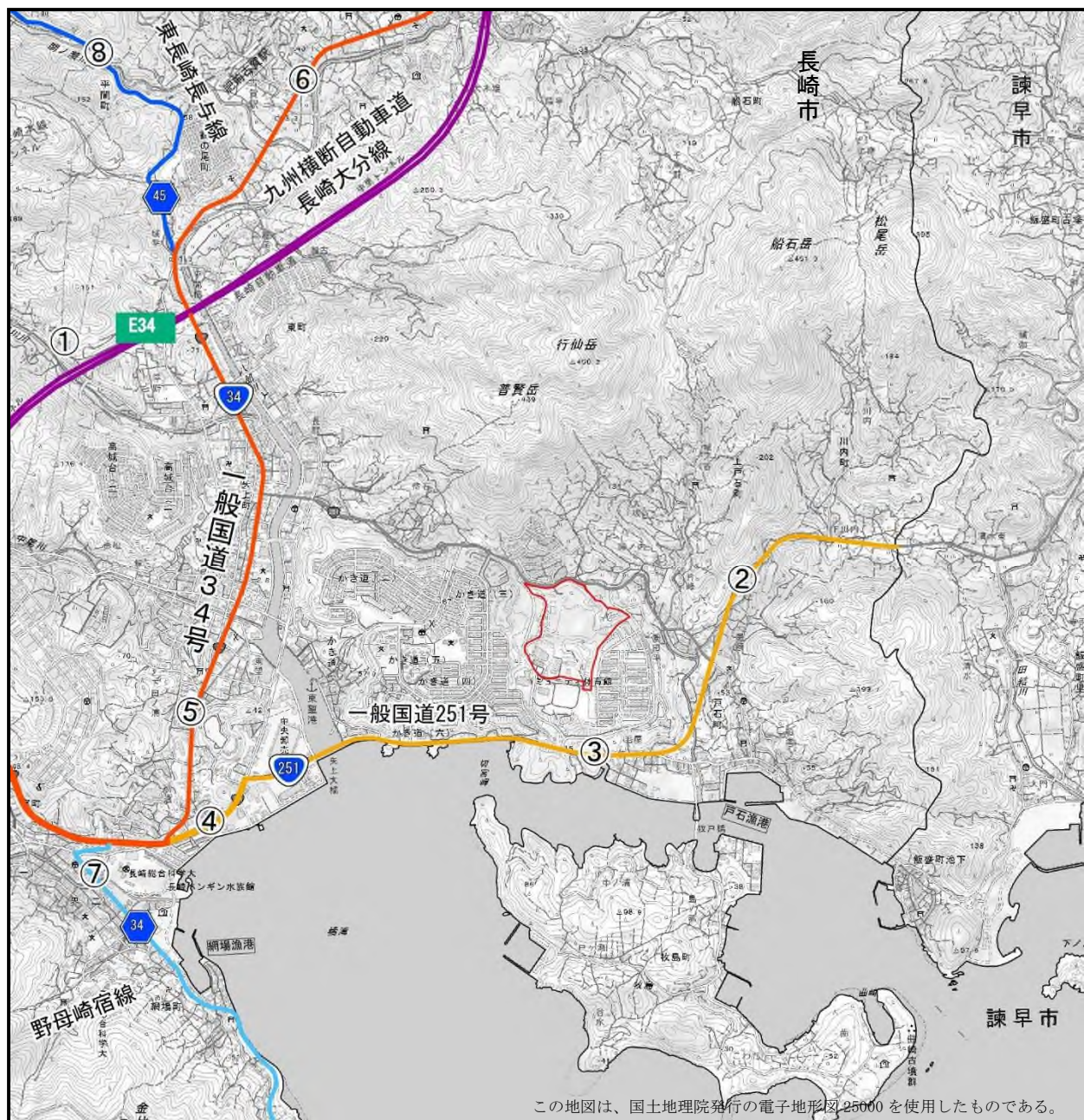


図 3.1.11 交通の状況(道路網及び交通量調査地点位置)

凡 例

- 対象事業実施区域
- 一般国道 34 号 (⑤・⑥)
- 一般国道 251 号 (②・③・④)
- 九州横断自動車道 (①)
- 東長崎長与線 (⑧)
- 野母崎宿線 (⑦)

出典：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省)に基づき作成

3.1.8 環境整備

(1) 下水道

長崎市の公共下水道計画は、表 3.1.12 及び図 3.1.12 に示すとおりである。

令和 2 年度末の長崎市の下水道普及率の状況は、行政区域人口 409,158 人、処理区域人口は、385,972 人で普及率は 94.3%である。

雨水の排除計画については、降雨による浸水被害が頻繁に発生し、市民生活に多大な影響を及ぼすなど、緊急度の高いところから事業計画を策定し、令和 2 年度末現在、32 排水区を設定して整備を進めており、整備面積は 1,225ha で面整備率は 77.1%となっている。

表 3.1.12 長崎市の下水道計画(公共下水道計画+特定環境保全下水道事業)

		面積 (ha)	人口 (人)	世帯数 (戸)	管渠延長 (km)
全体	全体計画	6,975.7	336,610	—	—
	事業計画	6,758.3	380,440	—	171.11
	処理区域	5,526.9	385,972	194,210	1,842.6
東部	全体計画	951.2	34,060	—	—
	事業計画	949.7	38,780	—	22.45
	処理区域	700.6	42,724	18,786	226.7

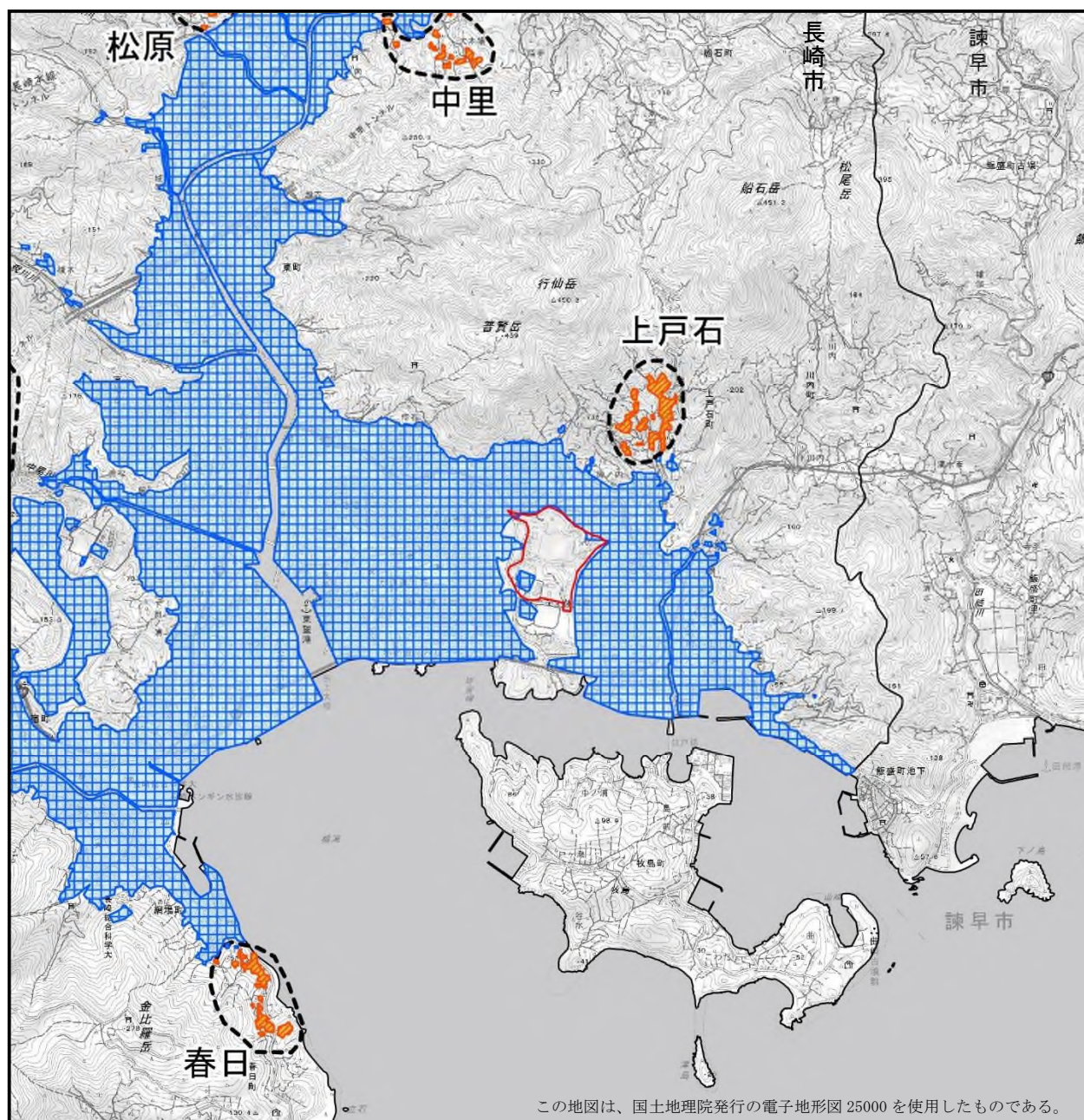
普及率 = 処理区域人口 / 行政人口

385,972 / 409,158 = 94.3%

水洗化率 = 水洗化人口 / 処理区域人口

375,380 / 385,972 = 97.3%

出典：「令和 2 年度版(R2.4.1～R3.3.31) 長崎市上下水道事業概要」(令和 3 年 12 月 長崎市上下水道局)に基づき作成



Scale 1:35,000

0 1 2km

図 3.1.12 公共下水道計画

凡 例

- 対象事業実施区域
- 東部処理区
- 特定環境保全公共下水道

出典：「令和 2 年度版(R2.4.1～R3.3.31) 長崎市上下水道事業概要」(令和 3 年 12 月 長崎市上下水道局)に基づき作成

(2) 廃棄物の状況

1) 一般廃棄物

長崎市のごみ収集は、ステーション方式を採用して収集を行っている。「令和３年度 清掃事業概要」（令和３年１２月 長崎市環境部）によると、令和２年度のごみの総排出量は年間140,484t(1日平均385t)、このうち直営及び委託による収集量は99,403t(1日平均272t)、民間搬入等は41,081t(1日平均113t)となっており、表3.1.13及び表3.1.14に示すとおりである。

長崎市における廃棄物処理施設の現況は表3.1.15に、収集区域及び施設の所在地は図3.1.13に示すとおりである。長崎市における計画収集に係るごみ収集人口及び1人1日平均排出量の推移は表3.1.16に、一般廃棄物の処分量の推移は表3.1.17に示すとおりである。ごみの年間総収集量は、平成28年以降減少傾向にあったが、令和元年度以降増加傾向に転じた。

表 3.1.13 令和２年度におけるごみ総排出量及び東工場ごみ収集量

(単位：t)

	燃やせる ごみ ・ 粗大ごみ (可燃)	燃やせない ごみ ・ 粗大ごみ (不燃)	びん・ 缶・ペッ トボトル	プラス チック 製容器 包装	古紙 類	廃 乾電池	廃 蛍光管	合計
総排出量	114,645	9,245	6,860	5,856	3,724	112	42	140,484
東工場	52,033	—	1,386	2,470	822	50	14	56,775

出典：「令和３年度 清掃事業概要」（令和３年１２月 長崎市環境部）に基づき作成

表 3.1.14 令和２年度における直営及び委託によるごみ収集量

(単位：t)

	燃やせる ごみ ・ 可燃性 粗大ごみ	燃やせない ごみ ・ 不燃性 粗大ごみ	資源 ごみ	プラス チック 製容器 包装	古紙 類	使用 済み 乾電池	廃 蛍光管	合計
年間 総収集量	76,501	6,953	6,219	5,856	3,721	112	42	99,403
一日平均 収集量	209.0	19.0	17.0	16.0	10.6 注3)			271.6

注1) 年間総収集量は直営・委託分である。

2) 1日平均排出量及び1日1人当たり平均排出量並びに1世帯1日当たり平均排出量は1年を365日又は366日とする。

3) 古紙類、使用済み乾電池、廃蛍光管の合計値である。

4) 四捨五入の関係で、計と内数が一致しない場合がある。

出典：「令和３年度 清掃事業概要」（令和３年１２月 長崎市環境部）に基づき作成

表 3.1.15 廃棄物処理施設の現況

施設区分	施設名称	施設形式	完成年月	処理能力
ごみ焼却	西工場	全連続燃焼式 ストーカ方式	H28.9	240t/24h (120 t /24 h ×2)
	東工場	連続燃焼式三菱 マルチン	S63.3 [H15.3]	300t/24h (150t/24h×2)
粗大ごみ処理	せん断式破砕機	ウイング付三菱 プレスシャ	S63.3	6t/h
		島産業(株)油圧 往復動式切断	H28.9	3t/h
容器包装選別	東工場プラスチック製 容器包装選別施設	圧縮梱包	H15.3	15 t /日 (5 h) (年間予定稼動日数 : 250 日)
	三京リサイクルプラザ	圧縮梱包	H16.3	25 t /日 (5 h) (12.5 t /日 (5 h) ×2)
最終処分	三京クリーンランド 埋立処分場 第2工区埋立	排水処理施設 (520m ³ /日) 回転円板・凝集沈 殿・ろ過・吸着滅 菌・除マンガソ→河川 放流	H5.6	(埋立面積) 151,000m ² (埋立容量) 2,740,000m ³
し尿処理	琴海クリーンセンター	高負荷脱窒素処理 ＋高度処理	H2.3	60kL/日
	長崎半島クリーンセン ター	膜分離高負荷生物 脱窒素処理方式＋ 高度処理	H11.3	40kL/日

注) 東工場の[]内は、東工場排ガス高度処理施設整備工事の完成年月である。

出典：「令和3年度 清掃事業概要」(令和3年12月 長崎市環境部)に基づき作成

表 3.1.16 計画収集に係るごみ収集人口及び1人1日平均排出量の推移

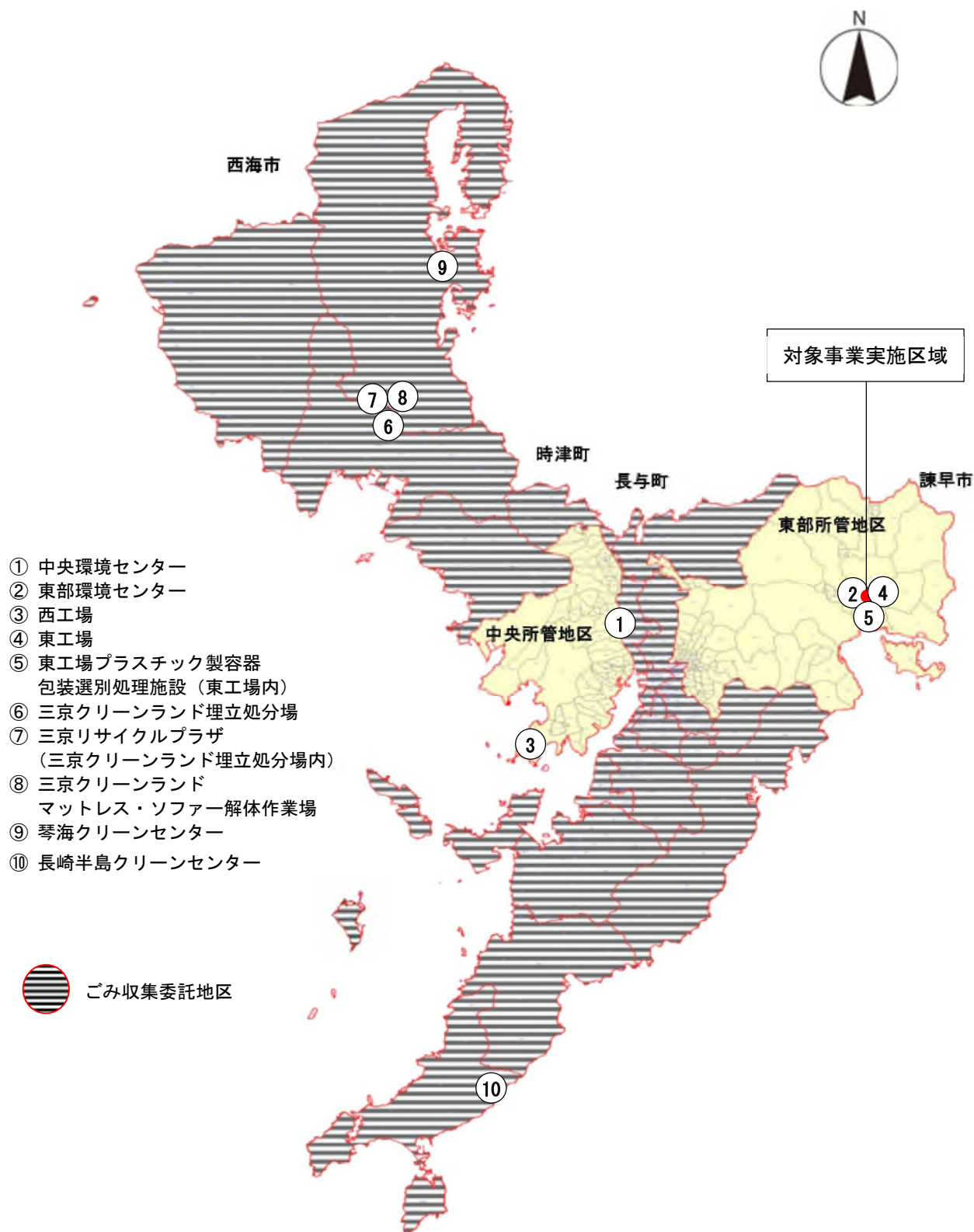
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画収集人口(人)	430,026	424,094	418,998	413,845	409,158
年間総収集量(t)	100,806	99,559	97,733	97,737	99,403
1人1日当たり平 均排出量(g)	642.3	643.2	639.0	645.2	663.8

出典：「令和3年度 清掃事業概要」(令和3年12月 長崎市環境部)に基づき作成

表 3.1.17 長崎市の一般廃棄物処分量の推移

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中間処理(t)	121,276	122,199	120,711	122,146	117,724
埋立処分(t)	26,046	23,137	22,962	22,486	20,560
資源回収(t)	18,353	17,552	16,916	16,684	17,356

出典：「令和3年度版 長崎市環境白書」(令和4年2月 長崎市環境部)に基づき作成



出典：令和３年度 清掃事業概要(令和３年１２月、長崎市環境部)に基づき作成

図 3.1.13 ごみ収集区域及び施設所在地

2) 産業廃棄物

長崎市における産業廃棄物の処分量の推移は、表 3.1.18 に示すとおりである。平成 28 年度から平成 29 年度は増加傾向にあったが、平成 30 年度に減少に転じ、令和元年度以降は、再び増加傾向に転じた。

産業廃棄物等処理施設の状況は、表 3.1.19 及び図 3.1.14 に示すとおりである。

表 3.1.18 産業廃棄物処分量の推移(長崎市内)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
処分量(t)	507,071	513,220	499,894	511,812	541,784

出典：令和 3 年度版 長崎市環境白書(令和 4 年 2 月 長崎市環境部)

表 3.1.19 産業廃棄物等処理施設

番号	区分	事業者	所在地	処理内容
①	産業廃棄物 処分業 (中間処理 のみ)	(株)川口金属	長崎市東町 2369 番地	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん
②		(有)環境産業	長崎市上戸石町 2077 番地 1	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん

出典：長崎市産廃処理業者許可名簿(令和 4 年 3 月 7 日現在、長崎市環境部ホームページ)

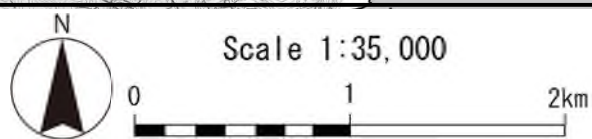
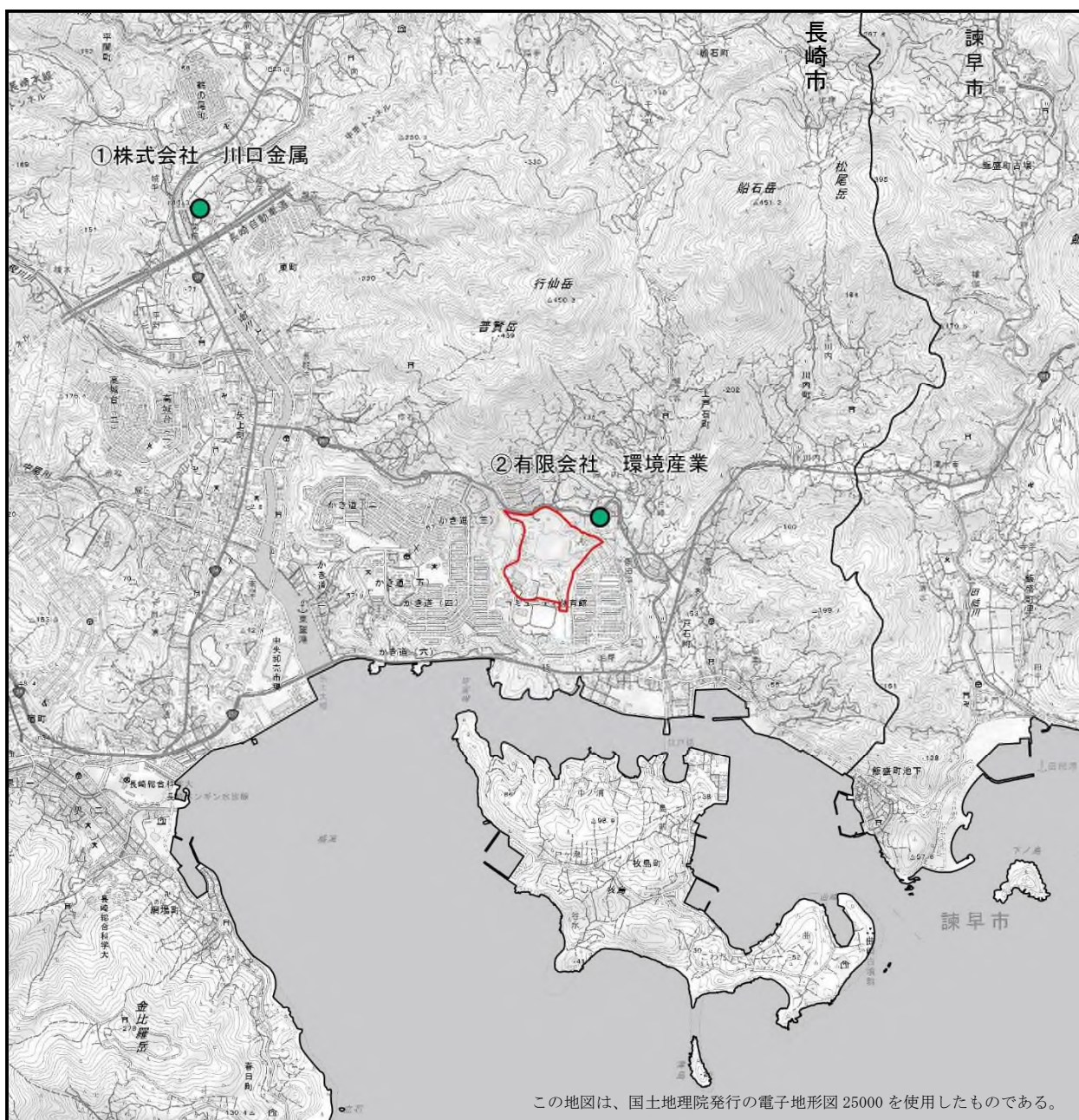


図 3.1.14 産業廃棄物等処理施設位置

凡 例

- 対象事業実施区域
- 産業廃棄物等処理施設 (①・②)

出典：「長崎市産廃処理業者許可名簿」（令和4年3月7日現在、長崎市環境部ホームページ）に基づき作成

3.1.9 温室効果ガス

長崎市では、市民、市民団体、事業所と行政が一体となり、市域全体での温室効果ガス削減の具体的取組みを推進するため、平成 21 年 3 月に「長崎市地球温暖化対策実行計画」を策定した。

また、同計画の進捗管理、関係機関との連絡・調整を行うため、公募の市民、関係団体の代表者、学識経験者、地球温暖化防止活動推進センターの役員等を委員とする「長崎市地球温暖化対策実行計画協議会」を平成 21 年 8 月に設置した。

併せて、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間に重点的かつ横断的に取組むべき事業をまとめた実施計画として平成 28 年 3 月に策定(平成 29 年 3 月改訂)した「重点アクションプログラム」の確実な進行管理をしている。

(1) 長崎市域の二酸化炭素及び温室効果ガス削減目標

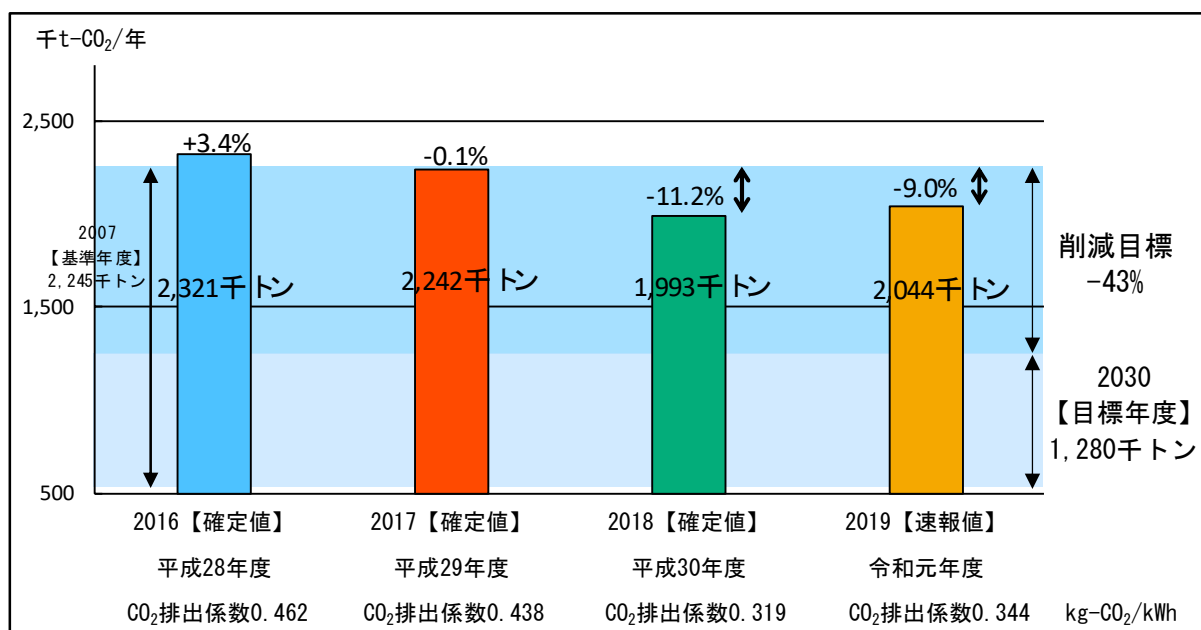
長崎市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地方公共団体実行計画として策定した「長崎市地球温暖化対策実行計画」(平成 21 年 3 月策定、平成 29 年 2 月改訂)において、中・長期目標として市域における温室効果ガス排出量の削減目標を 2030 年度(令和 12 年度)までに、基準年の 2007 年度(平成 19 年度)比で 43%削減することとしている。

(2) 長崎市域における温室効果ガス排出量の推移

長崎市域における温室効果ガス排出量の推移は、図 3.1.15 に示すとおりである。

2019 年度(令和元年度)の温室効果ガス排出量(速報値)は、2,044 千トンである。これは基準年である 2007 年度(平成 19 年度)と比較すると 9.0%減少し、前年度(2018 年度)と比較すると 2.6%増加している。

減少の原因は、電力使用当たりの二酸化炭素排出係数を示す排出係数の改善及び長崎市域のエネルギー消費量の減少などによるものと考えられる。



出典：「令和 3 年度版 長崎市環境白書」(令和 4 年 2 月 長崎市環境部)に基づき作成

図 3.1.15 長崎市域の温室効果ガス排出量の推移

3.1.10 環境法令等の指定、規制等

(1) 環境法令等による指定地域及び地区並びに規制内容

1) 環境基本法に基づく環境基準及び類型の指定状況

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号)第16条の規定に基づく環境基準及び類型指定状況を以下に示す。

a. 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」第16条の規定に基づく大気汚染に係る環境基準は、表3.1.20に示すとおりである。

表 3.1.20(1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回るものとならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

出典1：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日)

2：「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日)

3：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)

表 3.1.20(2) 大気汚染に係る環境基準(有害大気汚染物質)

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

出典：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日)

b. 水質汚濁に係る環境基準の類型指定

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号)第16条第1項に基づく水質汚濁に係る環境基準では、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められており、これらは、表 3.1.21～表 3.1.23 に示すとおりである。

また、地域特性把握範囲の公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は、表 3.1.24 及び図 3.1.16 に示すとおりである。

表 3.1.21 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下 0.02mg/L 以下(令和4年4月1日施行)
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	
1. 基本値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和3年10月7日)

表 3.1.22(1) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼を除く河川)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

6) 大腸菌群数に係る環境基準の見直しについて(令和4年4月1日施行)

大腸菌群数を生活環境項目環境基準の項目から削除し、新たに大腸菌数を追加する。河川における大腸菌数環境基準値は以下のとおりである。

AA 類型：20CFU/100mL 以下、A 類型：300CFU/100mL 以下、B 類型：1,000CFU/100mL 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和3年10月7日)

表 3.1.22(2) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼を除く河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考：基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和3年10月7日)

表 3.1.23(1) 生活環境の保全に関する環境基準(海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されない こと
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されない こと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考：水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

4) 大腸菌群数に係る環境基準の見直しについて(令和4年4月1日施行)

大腸菌群数を生活環境項目環境基準の項目から削除し、新たに大腸菌数を追加する。海域における大腸菌数環境基準値は以下のとおりである。

A 類型：300CFU/100mL 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和3年10月7日)

表 3.1.23(2) 生活環境の保全に関する環境基準(海域)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生 物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和3年10月7日)

表 3.1.23(3) 生活環境の保全に関する環境基準(海域)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和3年10月7日)

表 3.1.24(1) 公共用水域の水質汚濁に係る類型指定状況(河川)

水系	水域名	類型	達成期間	地点名	測定機関
網場湾 流入河川	八郎川	A	イ	八郎橋 (環境基準点)	長崎市
	戸石川	—	—	浄水場跡横 (類型未指定地点)	

注 1) 環境基準点は、測定点のうち、類型指定を行う水域について、その水域の水質を代表する地点で、環境基準の維持達成状況を把握するための測定点をいう。環境基準点は、環境基準類型があてはめられた水域ごとに 1 地点以上あり、原則として毎月 1 回以上の水質測定を実施している。

2) 類型未指定地点は、環境基準の類型指定されていない測定地点をいう。生活環境項目の環境基準は、国又は都道府県が環境基準の類型指定を行った水域について適用される。

3) 水質汚濁に係る環境基準の類型区分は、表 3.1.22(1) 参照。

4) 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は、原則として次のとおりとする。なお、「ハ」は遅くともおおむね 10 年以内に達成することを目途とする。

「イ」：直ちに達成、「ロ」：5 年以内に可及的速やかに達成、「ハ」：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「令和 2 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和 4 年 2 月、長崎県県民生活環境部地域環境課）に基づき作成

表 3.1.24(2) 公共用水域の水質汚濁に係る類型指定状況(海域)

水系	類型	達成期間	地点名	測定機関
網場湾	A	イ	湾中央 (環境基準点)	長崎市
			八郎川地先 (環境基準点)	
			戸石沖 (補助点)	

注 1) 環境基準点は、測定点のうち、類型指定を行う水域について、その水域の水質を代表する地点で、環境基準の維持達成状況を把握するための測定点をいう。環境基準点は、環境基準類型があてはめられた水域ごとに 1 地点以上あり、原則として毎月 1 回以上の水質測定を実施している。

2) 類型未指定地点は、環境基準の類型指定されていない測定地点をいう。生活環境項目の環境基準は、国又は都道府県が環境基準の類型指定を行った水域について適用される。

3) 水質汚濁に係る環境基準の類型区分は、表 3.1.22(1) 参照。

4) 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は、原則として次のとおりとする。なお、「ハ」は遅くともおおむね 10 年以内に達成することを目途とする。

「イ」：直ちに達成、「ロ」：5 年以内に可及的速やかに達成、「ハ」：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「令和 2 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和 4 年 2 月、長崎県県民生活環境部地域環境課）に基づき作成

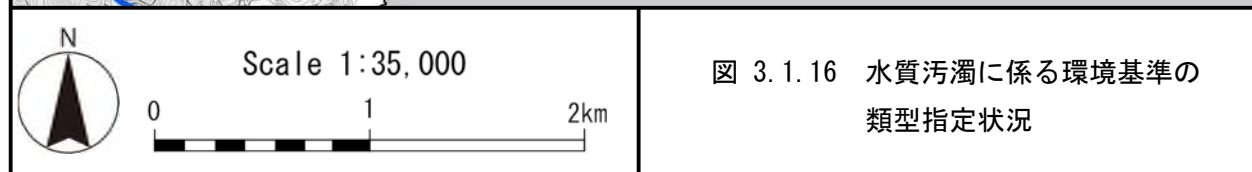
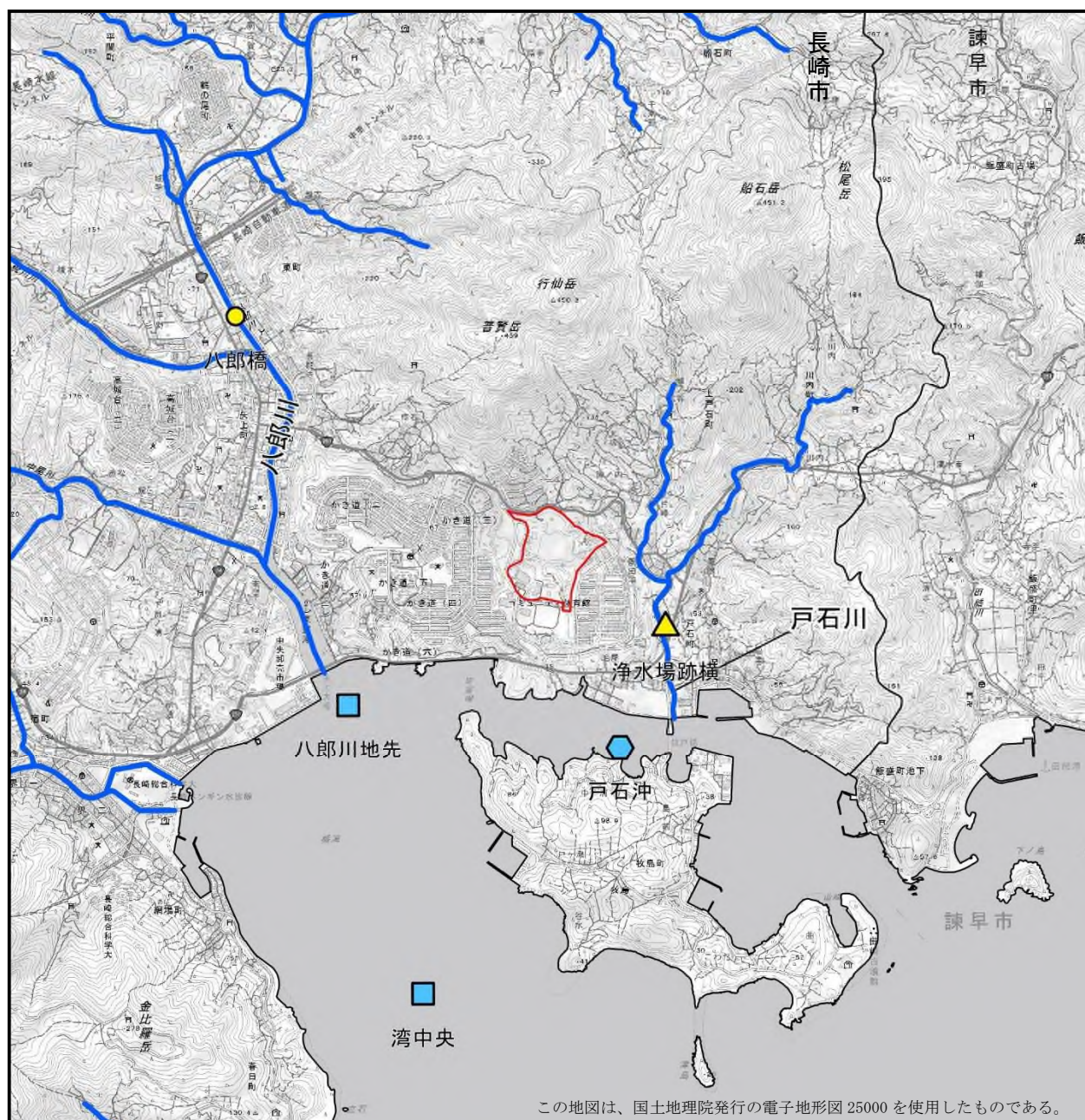


図 3.1.16 水質汚濁に係る環境基準の
類型指定状況

凡 例

- 対象事業実施区域
- 河川
- 環境基準点(河川)
- 環境基準点(海域)
- 類型未指定地点(河川)
- 補助点(海域)

出典：「令和 2 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和 4 年 2 月、長崎県県民生活環境部地域環境課）に基づき作成

c. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号)第16条第1項の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.1.25に示すとおりである。

表 3.1.25 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下 0.02mg/L 以下(令和4年4月1日施行)
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号、最終改正：令和3年10月7日)

d. 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号)第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準は表 3.1.26 に示すとおりである。

表 3.1.26 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
備考	
1)環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2)カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。	
3)「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4)有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。	
5)1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

注) 上記の環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号、最終改正：令和2年4月2日)

e. 騒音に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年5月19日法律第36号)第16条の規定に基づく騒音に係る環境基準は、表3.1.27に、長崎県条例(昭和58年5月31日条例第464号)に基づく地域の類型指定状況は、図3.1.17に示すとおりである。

表 3.1.27 騒音に係る環境基準

【道路に面する地域以外の地域】		
地域の類型	基準値	
	昼 間(6:00～22:00)	夜 間(22:00～6:00)
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 2) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 3) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 4) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

【道路に面する地域】		
地域の区分	基準値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

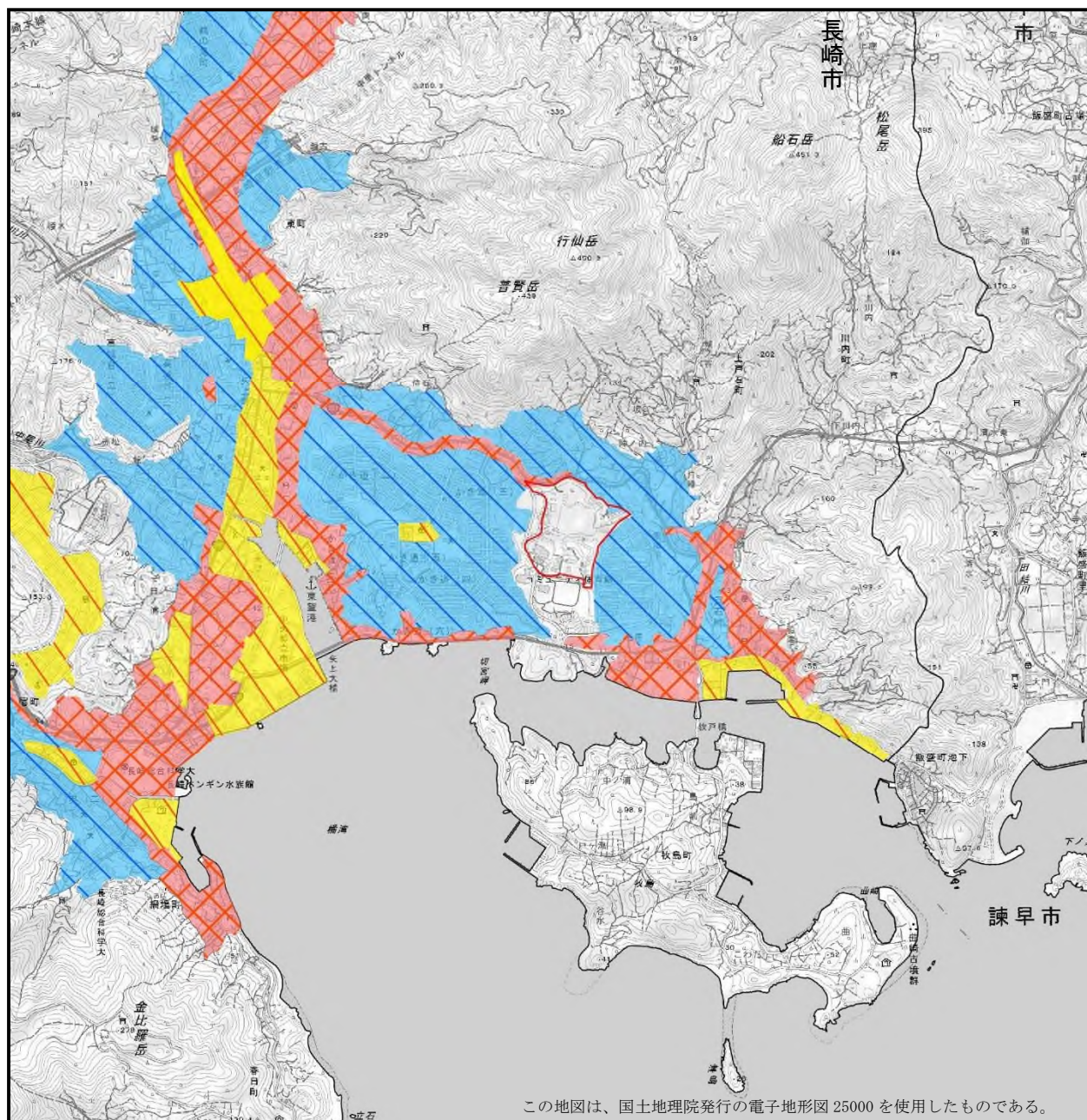
【幹線交通を担う道路に近接する空間】		
区 分	基準値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号、最終改正：平成24年3月30日)

なお、「騒音に係る環境基準の改正について」(平成10年9月30日、環大企257号)によれば、「幹線交通を担う道路に近接する空間」は次の車線数区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲が特定されている。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20m



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を使用したものである。



Scale 1:35,000



図 3.1.17 騒音に係る環境基準

凡 例

- 対象事業実施区域
- A 地域
- B 地域
- C 地域

【地域の類型区分と用途地域の関係】

地域の類型	用途地域
A 地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
B 地域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
C 地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、 工業専用地域

出典 1: 「用途地域」(令和3年7月、長崎市まちづくり部)、

2: 「騒音・振動規制のしおり」(令和3年7月改訂版、長崎市環境部)に基づき作成

2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準等

a. 環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号)第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.1.28 に示すとおりである。

表 3.1.28 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基準値
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であること
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下であること
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下であること
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下であること
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法※を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

注 1) 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2) 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

4) 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

5) 備考欄の※(土壌の欄に掲げる測定方法)は、以下のとおりである。

土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであつて、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日告示第 11 号)

b. 排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 8 条の規定に基づく廃棄物焼却炉からの大気排出基準は、表 3.1.29 に示すとおりである。

表 3.1.29 ダイオキシン類対策特別措置法による大気排出基準

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設の許容限度 (ng-TEQ/Nm ³)	既存施設の許容限度 (ng-TEQ/Nm ³)
廃棄物焼却炉 (焼却能力 50kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2t/h 以上 4t/h 未満	1	5
	2t/h 未満	5	10

備考 1. 平成 12 年 1 月 15 日において現に設置されている大気基準適用施設(設置の工事がされているものを
含み、火格子面積が 2m² 以上又は焼却能力が 1 時間あたり 200kg 以上の廃棄物焼却炉)については既存施設の許容限度が適用される。

2. 許容限度は温度が零度であって、圧力 1 気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。

3. 平成 12 年 1 月 15 日において現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、次に掲げる方法により処分を行う限り、第 7 条の 2 の規定(廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準)は適用しない。

①セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法

②薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

③酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」別表第 1、附則別表第 2(平成 11 年 12 月 27 日、総理府令第 67 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日環境省令第 3 号)

3) 環境基本法に基づく公害防止計画の策定状況

長崎市には、「環境基本法」第 17 条の規定に基づく公害防止計画の策定地域は存在しない。

4) 大気汚染防止法等に基づく規制基準

「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号、最終改正：令和 2 年 6 月 5 日法律第 39 号）第 3 条及び「長崎市環境保全条例」（昭和 49 年 4 月 1 日条例第 11 号、最終改正：平成 17 年 10 月 7 日条例第 304 号）第 16 条の規定に基づき、ばい煙発生施設の規模に応じた排出基準が定められている。

a. 硫黄酸化物

ばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の排出基準は、次式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times He^2 \times 10^{-3}$$

q : 硫黄酸化物許容排出量(Nm³/h)

K : K 値(旧長崎市及び旧香焼町の K 値：8.76、その他の旧 6 町の K 値：17.5)

He : 補正された排出口の高さ(m)

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和 43 年 11 月 30 日政令第 329 号、最終改正：令和 3 年 9 月 29 日政令第 275 号）

「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日環境省令第 3 号）

b. ばいじん

廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は、表 3.1.30 に示すとおりである。

表 3.1.30 廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準

焼却能力	新設施設の許容限度 (g/Nm ³)	既存施設の許容限度 (g/Nm ³)
4t/h 以上	0.04	0.08
2t/h 以上 4t/h 未満	0.08	0.15
2t/h 未満	0.15	0.25

- 備考 1. 新設施設とは、平成 10 年 7 月 2 日以降に設置される施設をいう。
 2. 既設施設とは、平成 10 年 7 月 1 日に現に設置されている施設をいう。
 (設置の工事が着手されているものを含む。)
 3. 大気汚染防止法施行規則別表第 2 に掲げる酸素補正值 O_n は、廃棄物焼却炉の 12% が適用される。
 4. 酸素補正後のばいじん量の求め方

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : ばいじんの量 (g/Nm³)

O_n : 大気汚染防止法施行規則別表第 2 に掲げる酸素補正值 (%)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合は 20% とする。)

C_s : ばいじんの量の実測値 (g/Nm³)

出典：「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日環境省令第 3 号)

c. 窒素酸化物

ばい煙発生施設に係る窒素酸化物の排出基準は、表 3.1.31 に示すとおりである。

表 3.1.31 ばい煙発生施設に係る窒素酸化物の排出基準

施設名	排出基準 (ppm)	酸素補正值 O_n (%)
廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの(連続炉に限る。)	450	12
廃棄物焼却炉のうちニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの(排出ガス量が 4 万立方メートル未満の連続炉に限る。)	700	
廃棄物焼却炉のうち前 2 項に掲げるもの以外のもの(連続炉以外のものにあつては、排出ガス量が 4 万立方メートル以上のものに限る。)	250	

備考：酸素補正後の窒素酸化物の求め方

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 窒素酸化物の量 (ppm)

O_n : 大気汚染防止法施行規則別表第 3 の 2 に掲げる酸素補正值 (%)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合は 20% とする。)

C_s : 窒素酸化物濃度の実測値 (ppm)

出典：「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日環境省令第 3 号)

d. 有害物質(塩化水素)

ばい煙発生施設に係る塩化水素の排出基準は、表 3.1.32 に示すとおりである。

表 3.1.32 ばい煙発生施設に係る塩化水素の排出基準

施設の種類	排出基準(mg/Nm ³)
廃棄物焼却炉	700

備考：酸素補正後の塩化水素の量の求め方

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 塩化水素の量(mg/Nm³)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度(%)

C_s : 塩化水素の量の実測値(mg/Nm³)

出典：「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号、
最終改正：令和 3 年 3 月 25 日環境省令第 3 号)

e. 水銀等

水銀排出施設に係る水銀等(水銀及びその化合物)の排出基準は、表 3.1.33 に示すとおりである。

表 3.1.33 水銀排出施設に係る水銀等の排出基準

施設の種類	新設施設の許容限度 (μ g/Nm ³)	既存施設の許容限度 (μ g/Nm ³)
廃棄物焼却炉	30	50

備考：酸素補正後の水銀等の量の求め方

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 水銀等の量(μ g/Nm³)

O_n : 大気汚染防止法施行規則別表第 3 の 3 に掲げる酸素補正值(%)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度(%) (当該濃度が 20%を超える場合は 20%とする。)

C_s : 水銀濃度の実測値(μ g/Nm³)

出典：「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号、
最終改正：令和 3 年 3 月 25 日環境省令第 3 号)

5) 窒素酸化物又は粒子状物質の対策地域

長崎市には、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日法律第 14 号)第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づく窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域は存在しない。

6) 水質汚濁防止法の規定に基づく指定地域(総量削減計画指定地域)

長崎市には、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号)第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定地域は存在しない。

7) 湖沼水質保全特別措置法の規定に基づく指定地域

長崎市には、「湖沼水質保全特別措置法」(昭和 59 年 7 月 27 日法律第 61 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号)第 3 条第 2 項の規定に基づく指定地域は存在しない。

8) 排水基準を定める省令別表第 2 の備考 6 及び備考 7 の規定に基づく湖沼・海域

「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：令和 3 年 9 月 24 日環境省令第 15 号)の規定の基づく排水基準は、表 3.1.34 に示すとおりである。

なお、地域特性把握範囲には、排水基準を定める省令別表第 2 の備考 6 及び備考 7 の規定に基づく湖沼・海域は存在しない。

表 3.1.34(1) 排水基準(有害物質)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mgCd/L
シアン化合物	1 mgCN/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mgPb/L
六価クロム化合物	0.5mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mgB/L 海 域 230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mgF/L 海 域 15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※)100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

注)(※)アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

出典：「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：令和 3 年 9 月 24 日環境省令第 15 号)

表 3.1.34(2) 排水基準(有害物質以外の項目)

項目		許容限度
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
	生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L(日間平均 120 mg/L)
	化学的酸素要求量(COD)	160 mg/L(日間平均 120 mg/L)
	浮遊物質量(SS)	200 mg/L(日間平均 150 mg/L)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
	フェノール類含有量	5 mg/L
	銅含有量	3 mg/L
	亜鉛含有量	2 mg/L
	溶解性鉄含有量	10 mg/L
	溶解性マンガン含有量	10 mg/L
	クロム含有量	2 mg/L
	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
	窒素含有量	120 mg/L(日間平均 60 mg/L)
	燐含有量	16 mg/L(日間平均 8 mg/L)
備考		

1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排水水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。

4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行(昭和 49 年 12 月 1 日)の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：令和 3 年 9 月 24 日環境省令第 15 号)

9) 下水道法及び長崎市下水道条例に基づく下水排除基準

「下水道法」(昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号、最終改正：令和 3 年 5 月 10 日法律第 31 号)第 12 条の 2 第 1 項、「下水道法施行令」(昭和 34 年 4 月 22 日政令第 147 号、最終改正：令和 3 年 10 月 29 日政令第 296 号)第 9 条の 4 及び「長崎市下水道条例」(昭和 35 年 4 月 1 日条例第 18 号、最終改正：平成 31 年 3 月 29 日)第 9 条に基づく下水排除基準は、表 3.1.35 に示すとおりである。

表 3.1.35(1) 下水道法及び長崎市下水道条例に基づく下水排除基準

対 象 者 対象物質又は項目		終末処理場を設置している公共下水道の利用者		
		特定事業場		非特定事業場
排水量 (m ³ /日)		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	
条例で定める基準	温 度	45℃ (40℃) 未満	45℃ (40℃) 未満	45℃ (40℃) 未満
	水素イオン濃度 (pH)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 (300) 未満	600 (300) 未満	600 (300) 未満
	浮遊物質 (SS)	600 (300) 未満	600 (300) 未満	600 (300) 未満
	よう素消費量	220 未満	220 未満	220 未満
	ノルマルヘキサ ン抽出物質 含有量	鉍油類含有量	5 以下	5 以下
		動植物油脂類含有量	30 以下	30 以下
政令の基準	フェノール類		5 以下	5 以下
	銅及びその化合物		3 以下	3 以下
	亜鉛及びその化合物		2 以下	2 以下
	鉄及びその化合物 (溶解性)		10 以下	10 以下
	マンガン及びその化合物 (溶解性)		10 以下	10 以下
	クロム及びその化合物		2 以下	2 以下
	カドミウム及びその化合物		0.03 以下	0.03 以下
	シアン化合物		1 以下	1 以下
	有機燐化合物		1 以下	1 以下
	鉛及びその化合物		0.1 以下	0.1 以下
	六価クロム化合物		0.5 以下	0.5 以下
	砒素及びその化合物		0.1 以下	0.1 以下
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物		0.005 以下	0.005 以下
	アルキル水銀化合物		検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)		0.003 以下	0.003 以下
	トリクロロエチレン		0.1 以下	0.1 以下
	テトラクロロエチレン		0.1 以下	0.1 以下
	ジクロロメタン		0.2 以下	0.2 以下
	四塩化炭素		0.02 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン		0.04 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン		1 以下	1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 以下	0.4 以下
	1,1,1-トリクロロエタン		3 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン		0.06 以下	0.06 以下
	1,3-ジクロロプロペン		0.02 以下	0.02 以下
	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)		0.06 以下	0.06 以下

表 3.1.35(2) 下水道法及び長崎市下水道条例に基づく下水排除基準

対 象 者 対象物質又は項目		終末処理場を設置している公共下水道の使用者					
		特定事業場				非特定事業場	
排水量(㎥/日)		50㎥/日以上		50㎥/日未満			
政令の基準	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-S-トリアジン(別名シマジン)	0.03以下		0.03以下		0.03以下	
	S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	0.2以下		0.2以下		0.2以下	
	ベンゼン	0.1以下		0.1以下		0.1以下	
	セレン及びその化合物	0.1以下		0.1以下		0.1以下	
	ほう素及びその化合物	海域以外 10以下	海域 230以下	海域以外 10以下	海域 230以下	海域以外 10以下	海域 230以下
	ふっ素及びその化合物	海域以外 8以下	海域 15以下	海域以外 8以下	海域 15以下	海域以外 8以下	海域 15以下
	1,4-ジオキサン	0.5以下		0.5以下		0.5以下	
	ダイオキシン類	10ピコグラム/L以下		10ピコグラム/L以下		10ピコグラム/L以下	

注 1) 単位は、水素イオン濃度及びダイオキシン類以外はすべて mg/L で示す。

2) 内は、直罰対象の排除基準を示す。

3) 内は、除害施設の設置等の義務づけに係る排除基準を示す。

4) 「条例で定める基準」は、条例に定める排除基準の限度を示す。

5) 「政令の基準」は、政令で定められた一律の排除基準を示す。

6) 温度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量の()は、製造業又はガス供給業から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理される汚水の量の 1/4 以上であると認められるとき等の場合に条例に定める排除基準の限度である。

7) フェノール類からふっ素化合物までの項目は、水質汚濁防止法に基づく上乘せ条例が定められているときはその値が基準になる。

8) フェノール類からふっ素化合物までの項目は、水質汚濁防止法に基づく上乘せ条例により裾きりが縮小されている場合は、50m³/日未満の事業場も直罰の対象となる。

9) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、燐含有量について直罰に係る基準は、水質汚濁防止法により特例が認められているときは、その基準が限度となる。

10) 「海域以外」とは、「河川その他の公共用水域」をいう。

<参 考>

(特定事業場) 水質汚濁防止法において、同法施行令第 1 条に規定する施設を有する工場及び事業場を特定事業場として定めているが、下水道法にてもこれらの施設を有する工場及び事業所を特定事業場として規制している。

(非特定事業場) 特定事業場以外にも、著しく公共下水道の施設を妨げ、公共下水道の施設を損傷するおそれのある下水を排出する工場及び事業所に、除害施設等の設置を義務付けている。

下水道法において、特定事業場、非特定事業場(特定施設は設置していないが除害施設を必要とする事業場)からの排水を「悪質下水」として規制し、これらの排除をしようとするのものに対し公共下水道の使用の開始、「悪質下水」の量及び水質、量の変更、水質の変更、休止、廃止、再開等の場合の届け出を義務付けている。

出典 1: 「下水道法」(昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号、最終改正: 令和 3 年 5 月 10 日法律第 31 号)

2: 「下水道法施行令」(昭和 34 年 4 月 22 日政令第 147 号、最終改正: 令和 3 年 10 月 29 日政令第 296 号)

3: 「長崎市下水道条例」(昭和 35 年 4 月 1 日条例第 18 号、最終改正: 平成 31 年 3 月 29 日)

4: 「令和 2 年度版(R2. 4. 1~R3. 3. 31) 長崎市上下水道事業概要」(令和 3 年 12 月 長崎市上下水道局)

10) 自動車騒音の限度

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号)に基づく自動車騒音の限度は、表3.1.36に示すとおりである。

また、自動車騒音の限度に係る区域指定の状況は、図3.1.18に示すとおりである。

対象事業実施区域は、自動車騒音の限度に係る区域に指定されていない。対象事業実施区域周辺の住居地等は、a区域及びb区域、c区域に指定されている。

表 3.1.36 自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分 昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注 1) a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

a 区域とは、専ら住居の用に供される区域。

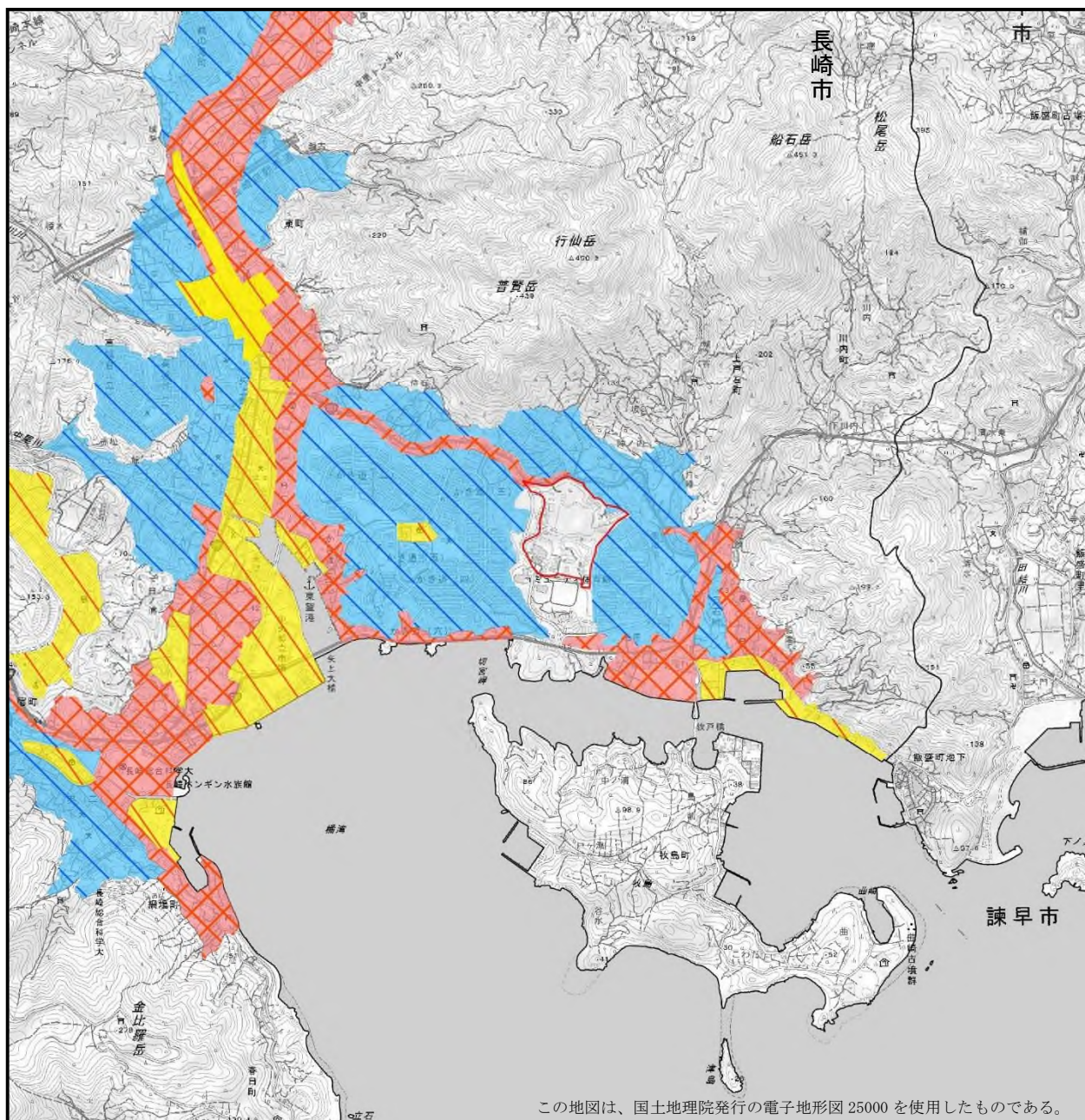
b 区域とは、主として住居の用に供される区域。

c 区域とは、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域。

2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路の敷地境界線から15m、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路の敷地境界線から20mまで)に係る限度は、上表に係わらず、特例として昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号)



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を使用したものである。

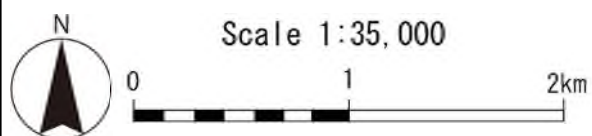


図 3.1.18

自動車騒音の限度に係る区域指定の状況

凡 例

- 対象事業実施区域
- a 区域
- b 区域
- c 区域

【区域の区分と用途地域の関係】

区域の区分	用途地域
a 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b 区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、 工業専用地域

出典：「用途地域」（令和3年7月、長崎市まちづくり部）、
「騒音・振動規制のしおり」（令和3年7月改訂版、長崎市環境部）に基づき作成

11) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：平成26年6月18日法律第72号)第4条第1項及び第2項の規定に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は、表3.1.37に示すとおりである。

また、特定工場等において発生する騒音の規制に係る区域指定の状況は、図3.1.19に示すとおりである。

対象事業実施区域は、特定工場等において発生する騒音の規制区域に指定されていない。対象事業実施区域周辺の住居地等は、第1種区域及び第2種区域、第3種区域に指定されている。

表 3.1.37 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼 間 (8:00～20:00)	夕 (20:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
第1種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

注1) 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

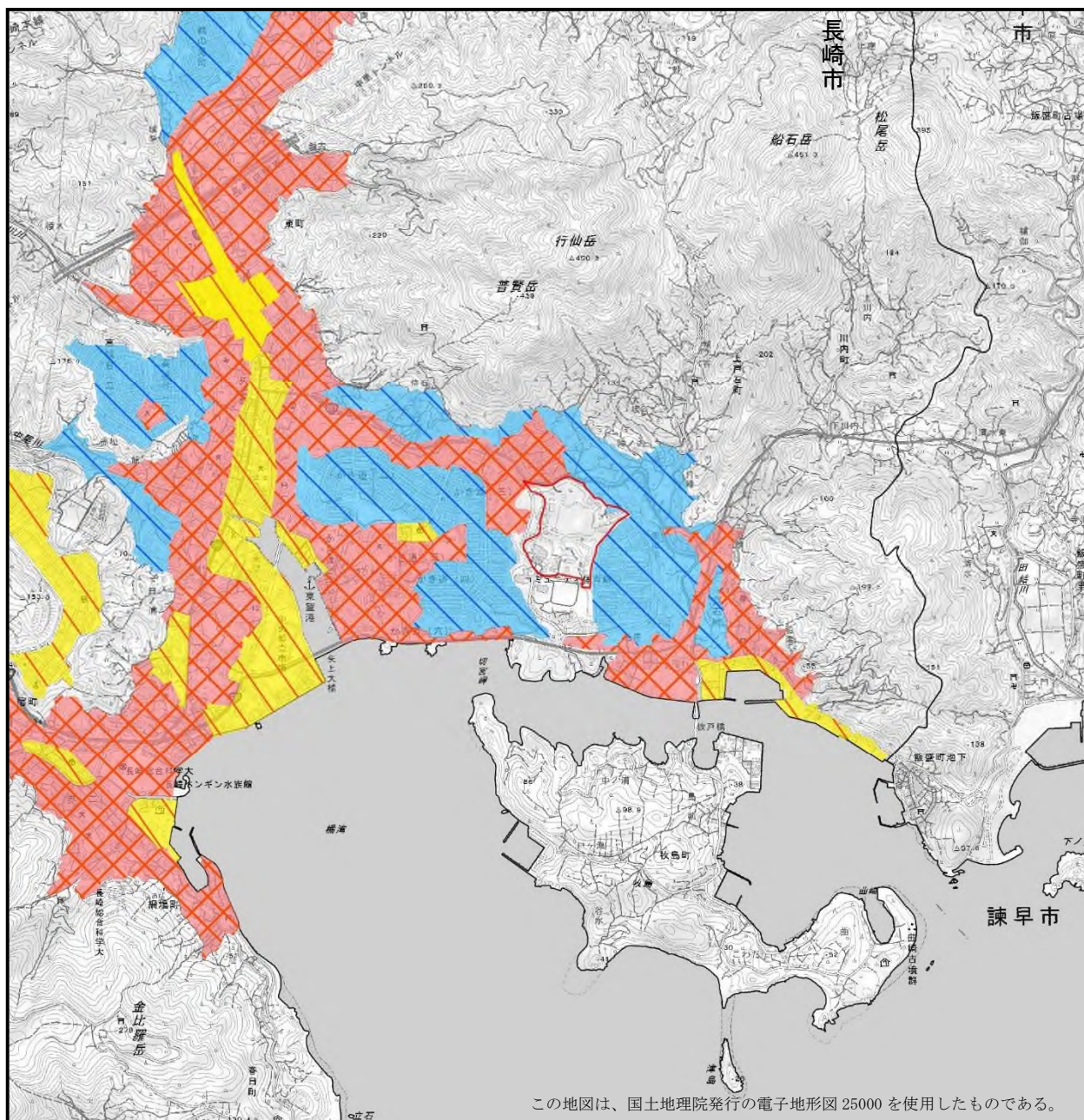
第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

2) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は、昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに環境大臣が定めた基準の範囲内において、知事が規制基準を定める。規制基準は「騒音・振動規制のしおり」(令和3年7月改訂版、長崎市環境部)を参照した。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日、厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号、最終改正：平成27年4月20日環境省告示第67号)



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を使用したものである。



図 3.1.19

特定工場等において発生する騒音の
規制に係る区域指定の状況

凡 例

- 対象事業実施区域
- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域

【区域の区分と用途地域の関係】

区域の区分	用途地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域、工業専用地域

注) 第4種区域は、地域特性把握範囲内に存在しない。

出典 1: 「用途地域」(令和3年7月、長崎市まちづくり部)、

2: 「騒音・振動規制のしおり」(令和3年7月改訂版、長崎市環境部)に基づき作成

12) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号)第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は、表 3.1.38 に示すとおりである

また、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る区域指定の状況は、図 3.1.20 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域に指定されていない。
対象事業実施区域周辺の住居地等は、第 1 号区域に指定されている。

表 3.1.38 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特 定 建 設 作 業 種 類	規制基準等					備 考
	音の大きさ 許容限度	禁止される 作業時間	1 日 の 作 業 の 許 容 時 間	連続作業の 許容期間	休日作業 の 禁 止	
1. くい打機 くい抜機 くい打くい抜機 の使用作業	85 デシ ベル	第 第 1 2 号 号 区 区 域 域	第 第 1 2 号 号 区 区 域 域	同 一 場 所 に お い て 連 続 6 日 以 内	日 曜 日 そ の 他 の 休 日 に は 行 わ な い こ と	もんけん、圧入式くい打 くい抜機又はくい打機をア ースオーガーと併用する作 業を除く。
2. びょう打機の使用 作業						—
3. さく岩機の使用 作業						作業地点が連続的に移動 する作業にあつては、1 日 における当該作業に係る 2 地 点間の最大距離が 50m をこ えない作業に限る。
4. 空気圧縮機の使用						電動機以外の原動機を用 いるものであって、その定 格出力が 15kW 以上のものに 限る(さく岩機の動力とし て使用する作業を除く。)
5. コンクリートプ ラント又はアス ファルトプラン トを設けて行う 作業						混練機の混練容量がコン クリートプラントは 0.45m ³ 以上、アスファルトプラン トは 200kg 以上のものに 限る(モルタル製造のために コンクリートプラントを設 けて行う作業を除く。)
6. バックホウの使用 作業						原 動 機 の 定 格 出 力 が 80kW 以上のものに限る
7. トラクターショ ベルの使用作業						原 動 機 の 定 格 出 力 が 70kW 以上のものに限る
8. ブルドーザーの 使用作業						原 動 機 の 定 格 出 力 が 40kW 以上のものに限る

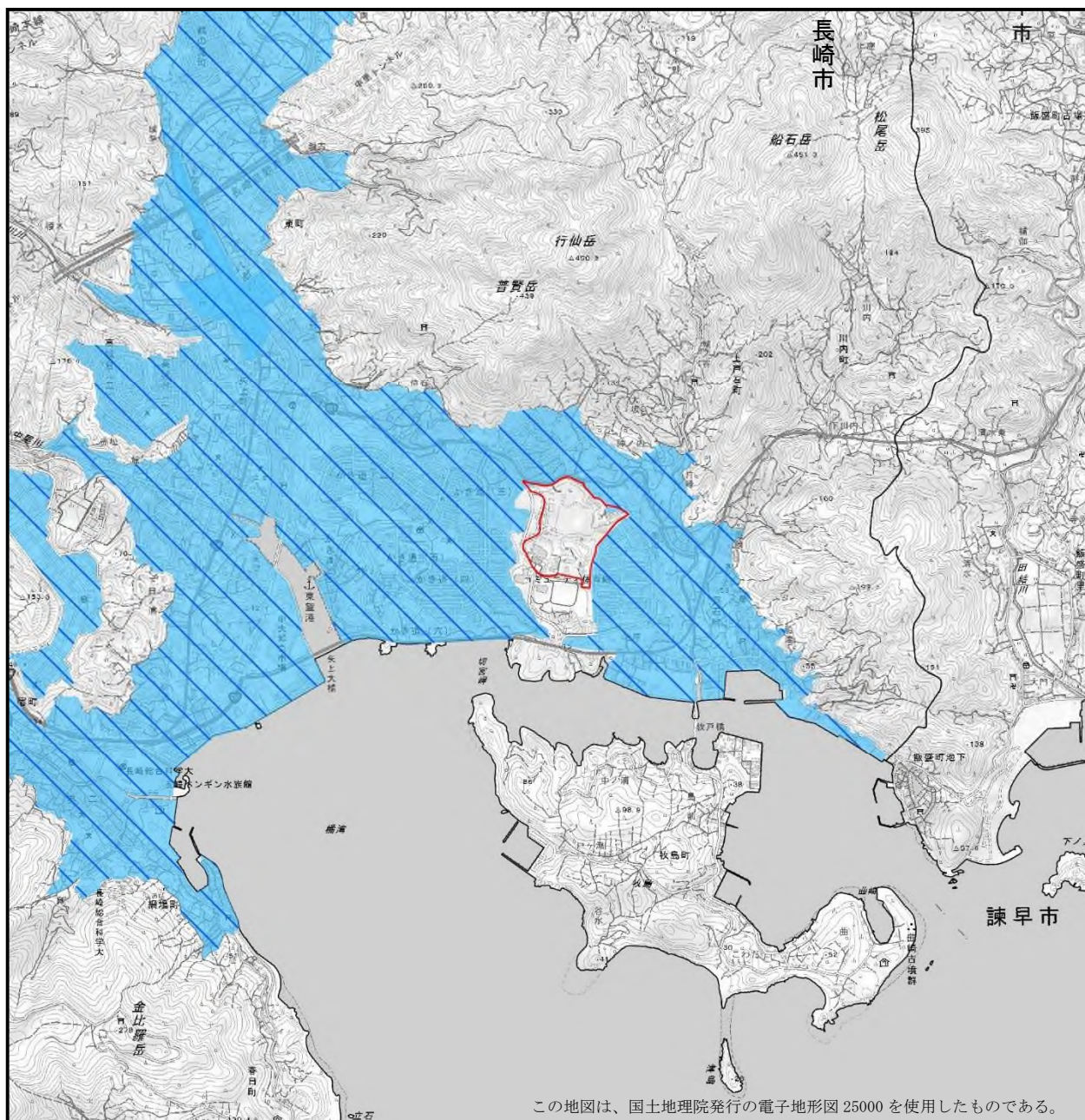
注 1) 第 1 号区域及び第 2 号区域の区分は、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

第 1 号区域：特定工場等の騒音の規制地域のうち、第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域に属する区域並びに
第 4 種区域に属する区域であつて、学校、保育所、病院・患者を収容する施設を有する診療所、図書館、特別養
護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周辺概ね 80m 以内の区域をいう。

第 2 号区域：特定工場等の騒音の規制地域のうち、第 1 号区域以外の区域をいう。

2) 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日、厚生省・建設省告示 1 号、
最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 66 号)



Scale 1:35,000



図 3.1.20

特定建設作業に伴って発生する騒音
の規制に係る区域指定の状況

凡 例

【区域の区分と用途地域の関係】

- 対象事業実施区域
- 第1号区域

区域の区分	用途地域
第1号区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
第2号区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第2号区域	工業地域、工業専用地域

注) 第2号区域は、地域特性把握範囲内に存在しない。

出典1: 「用途地域」(令和3年7月、長崎市まちづくり部)、

2: 「騒音・振動規制のしおり」(令和3年7月改訂版、長崎市環境部)に基づき作成

13) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく騒音の規制

「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」(平成 20 年 3 月 25 日条例第 15 号、最終改正：平成 24 年 3 月 23 日条例第 13 号)に基づく騒音の規制基準等は、表 3.1.39 に示すとおりである。

表 3.1.39 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく騒音の規制

(1)	営業宣伝を目的とする拡声放送を行うときは、前記の「表 3.1.37 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める規制基準に従うほか、次に掲げる基準に従わなければならない。 ①午後 7 時から翌朝午前 9 時（日曜及び祝日については午前 10 時）までは、放送を行ってはならない。 ②地上 10 メートル以上の高さから放送してはならない。ただし、航空機を用いる放送を除く。 ③定置放送（停止した移動放送車からの放送を含む）は、1 時間について 15 分以上の休止時間をおかななければならない。 ④移動放送（航空機を用いる放送を除く）を行なうものは、同一地域における 1 回の連続する放送時間がおおむね 10 分をこえないようにしなければならない。 ⑤航空機を用いて放送を行なうときは、同一地域の上空で 3 回以上旋回を繰返してはならない。 ⑥移動放送の音量の基準は、65 デシベルであるが、第 4 種区域は 70 デシベルである。
(2)	特定建設作業以外の建設作業に係る騒音は、午後 9 時から翌日の午前 6 時までの間は発生させてはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ①災害・非常事態による作業 ②人の生命又は身体に対する危険の防止作業 ③鉄道の正常運行の確保に必要な作業 ④道路法に基づく道路占用許可条件が夜間、休日指定の場合 ⑤道路交通法に基づく道路使用許可条件が夜間、休日指定の場合 ⑥変電所工事で休日に行う必要がある場合
(3)	何人も指定施設以外のものに係る規制基準に適合しない騒音を発生させてはならない。
(4)	何人も次の行為によってその周辺の静穏をみだしてはならない。 ①学校、図書館又は病院の敷地の周囲 50 メートル以内の区域において、拡声機を使用して放送を行ってはならない。ただし、以下の(a)～(d)を除く。 (a)公共のために実施する行事又は広報等に伴う騒音。 (b)祭礼、盆踊りその他の地域習慣行事。 (c)集団の整理誘導。 (d)前記の「表 3.1.37 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める規制基準を遵守して行なわれる拡声放送。 ②深夜（午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間）は、みだりに他人の睡眠を妨げる騒音を発生させてはならない。
(5)	飲食店営業その他の規則で定める営業を営む者は、静穏の保持を必要とする区域として規則で定める区域において、その営業所で深夜にあっては、規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が営業所の外部に漏れない場合は、この限りでない。 注 1) 規則で定める営業とは、食品衛生法に規定する飲食店営業及び喫茶店営業のうち客席などを設けて客に飲食させる食堂・料理店・すし屋・旅館・レストラン・スナック・バー・キャバレー・サロン・喫茶店などをいう。 2) 使用の制限を受ける区域は、第 1 種区域と第 2 種区域である。 3) 規則で定める音響機器とは、カラオケ装置・音響再生装置・楽器・拡声装置・有線放送受信装置をいう。

注 1) 上表の(3)に記載した「指定施設（騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により知事が定めた地域に設置されるものに限る。）」は、次の施設をいう。

- 2) 冷凍機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
- 3) クーリングタワー（原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のものに限る。）
- 4) 板金作業又は製缶作業を行なう作業場
- 5) 鉄骨又は橋梁の組立て作業場（現場作業を除く。）

出典：「騒音・振動規制のしおり」（令和 3 年 7 月改訂版、長崎市環境部）に基づき作成

14) 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号)第 16 条第 1 項の規定に基づく道路交通振動の限度は、表 3.1.40 に示すとおりである。

また、道路交通振動の限度に係る区域指定の状況は、図 3.1.21 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、道路交通振動の限度に係る規制区域に指定されていない。対象事業実施区域周辺の住居地等は、第 1 種区域及び第 2 種区域に指定されている。

表 3.1.40 道路交通振動の限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8:00～20:00)	夜 間 (20:00～8:00)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注 1) 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

2) 道路交通振動の限度に係る時間の区分は、「騒音・振動規制のしおり」(令和 3 年 7 月改訂版、長崎市環境部)を参照した。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日環境省令第 3 号)

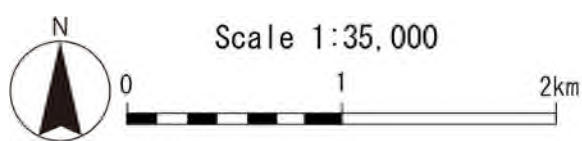
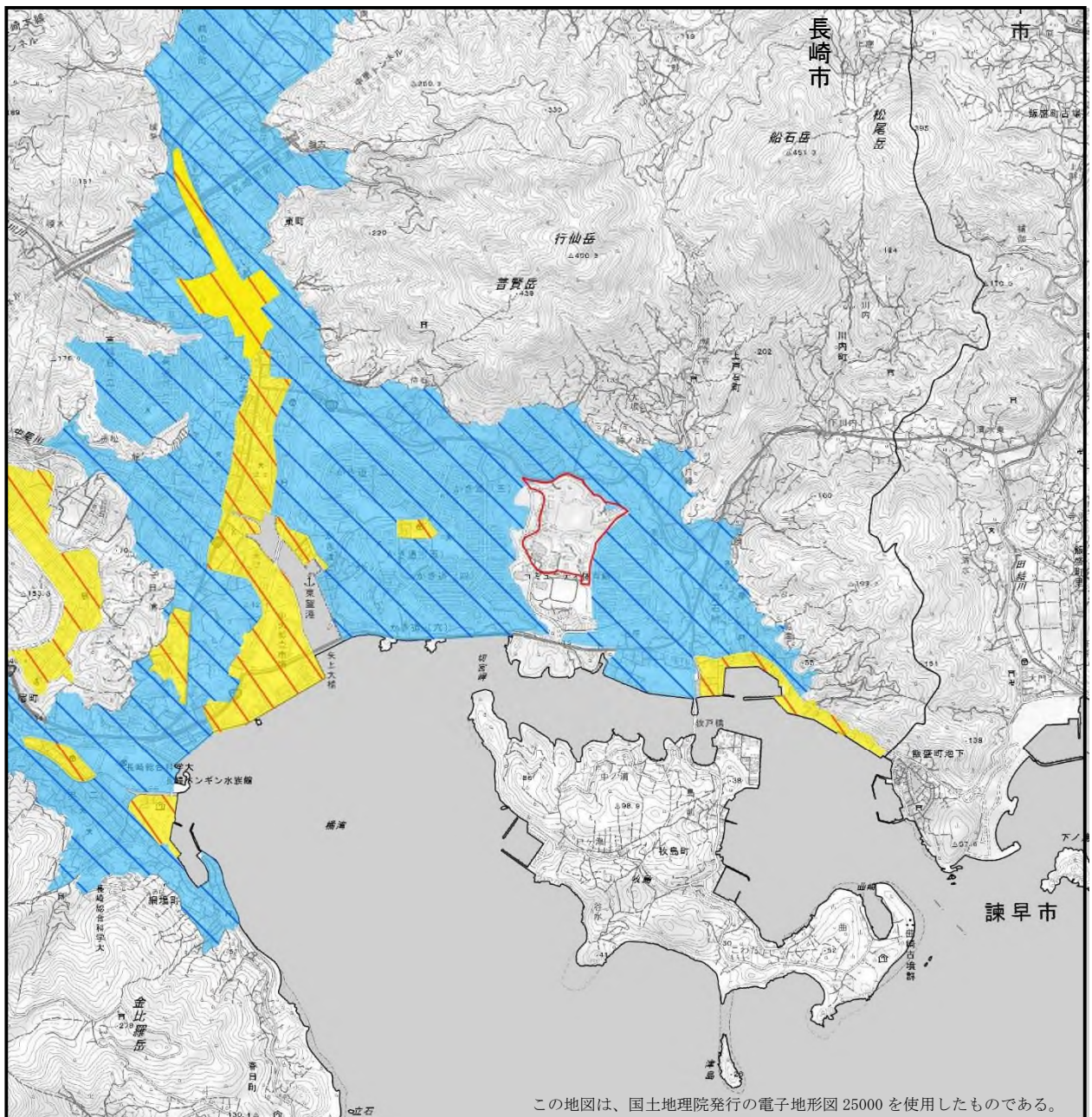


図 3.1.21

道路交通振動の限度に係る区域指定の状況

凡 例

- 対象事業実施区域
- 第 1 種区域
- 第 2 種区域

【区域の区分と用途地域の関係】

区域の区分	用途地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典 1: 「用途地域」(令和 3 年 7 月、長崎市まちづくり部)、
2: 「騒音・振動規制のしおり」(令和 3 年 7 月改訂版、長崎市環境部)に基づき作成

15) 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準等

「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号)第 4 条第 1 項の規定に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準は、表 3.1.41 に示すとおりである。

また、特定工場等において発生する振動の規制に係る区域指定の状況は、図 3.1.22 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、特定工場等において発生する振動の規制区域に指定されていない。対象事業実施区域周辺の住居地等は、第 1 種区域に指定されている。

表 3.1.41 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (8:00～20:00)	夜 間 (20:00～8:00)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

注 1) 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

2) 特定工場等において発生する振動の規制に係る時間の区分は、「騒音・振動規制のしおり」(令和 3 年 7 月改訂版、長崎市環境部)を参照した。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 65 号)

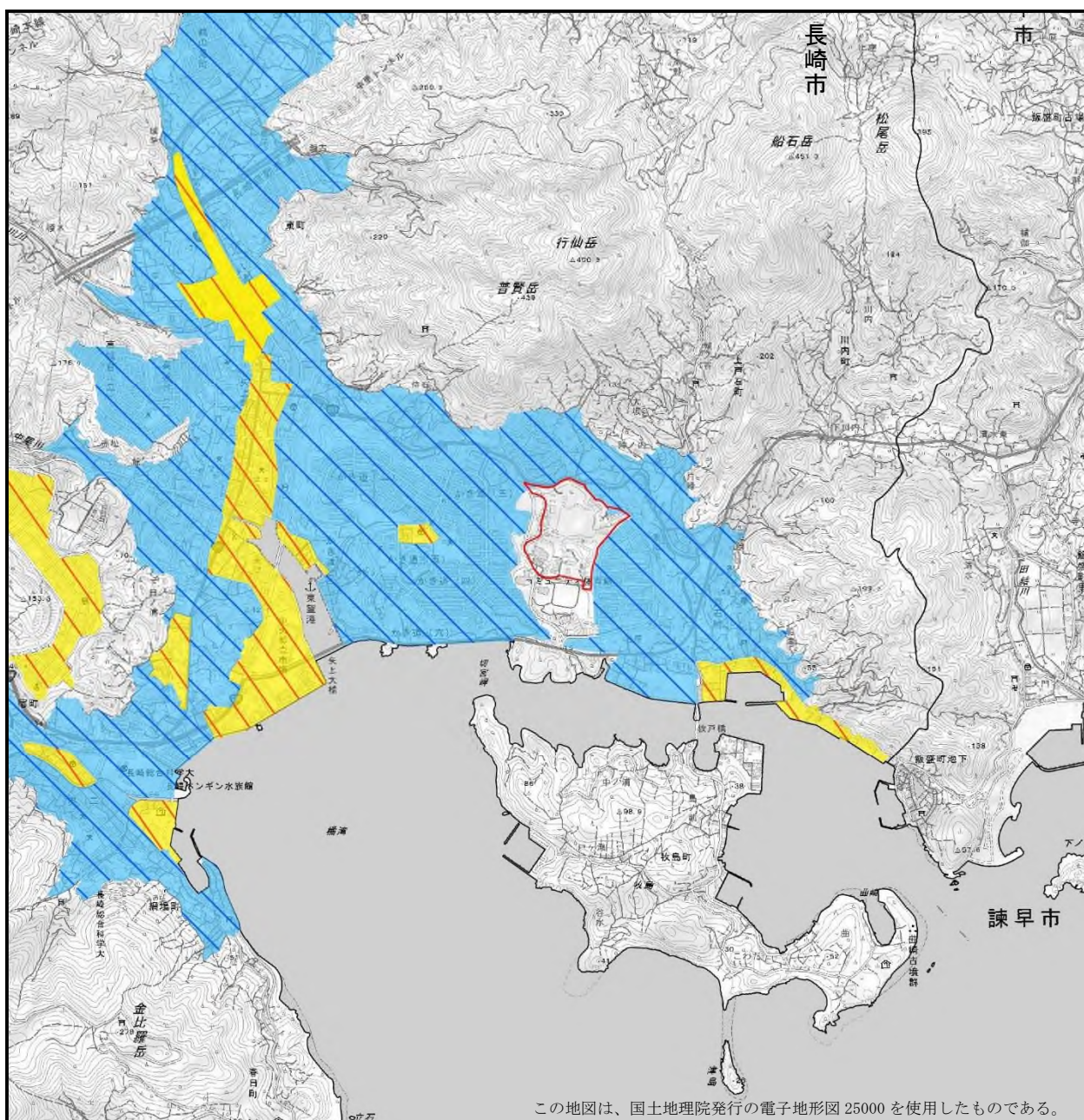


図 3.1.22
特定工場等において発生する振動
の規制に係る区域指定の状況

凡 例

- 対象事業実施区域
- 第 1 種区域
- 第 2 種区域

【区域の区分と用途地域の関係】

区域の区分	用途地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典 1：「用途地域」（令和 3 年 7 月、長崎市まちづくり部）、
2：「騒音・振動規制のしおり」（令和 3 年 7 月改訂版、長崎市環境部）に基づき作成

16) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準等

「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号)第 15 条第 1 項の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は、表 3.1.42 に示すとおりである。

また、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域指定の状況は、図 3.1.23 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域に指定されていない。対象事業実施区域周辺の住居地等は、第 1 号区域に指定されている。

表 3.1.42 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

特 定 建 設 作 業 種 類	規制基準等					備 考
	振動の 許容限度	禁止される 作業時間	1 日 の 作 業 の 許 容 時 間	連続作業の 許容期間	休日作業 の 禁 止	
1. くい打機 くい抜機 くい打くい抜機 の使用作業	75 デシ ベル	第 第 1 2 号 号 区 区 域 域	第 第 1 2 号 号 区 区 域 域	同一場所において連続 6 日以内	日曜日、その他の休日	もんけん、圧入式 くい打機、油圧式く い抜機、圧入式くい 打くい抜機を除く。
2. 剛球の使用作業						—
3. 舗装版破碎機の使用作業						作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
4. ブレーカーの使用作業						手持式のものを除き、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。

注 1) 第 1 号区域及び第 2 号区域の区分は、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

第 1 号区域：特定工場等の振動の規制地域のうち、特定工場等の騒音の指定地域区分が第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域に属する区域並びに第 4 種区域に属する区域であつて、学校、保育所、病院・患者を収容する施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周辺概ね 80m 以内の区域をいう。

第 2 号区域：特定工場等の振動の規制地域のうち、第 1 号区域以外の区域をいう。

2) 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日環境省令第 3 号)

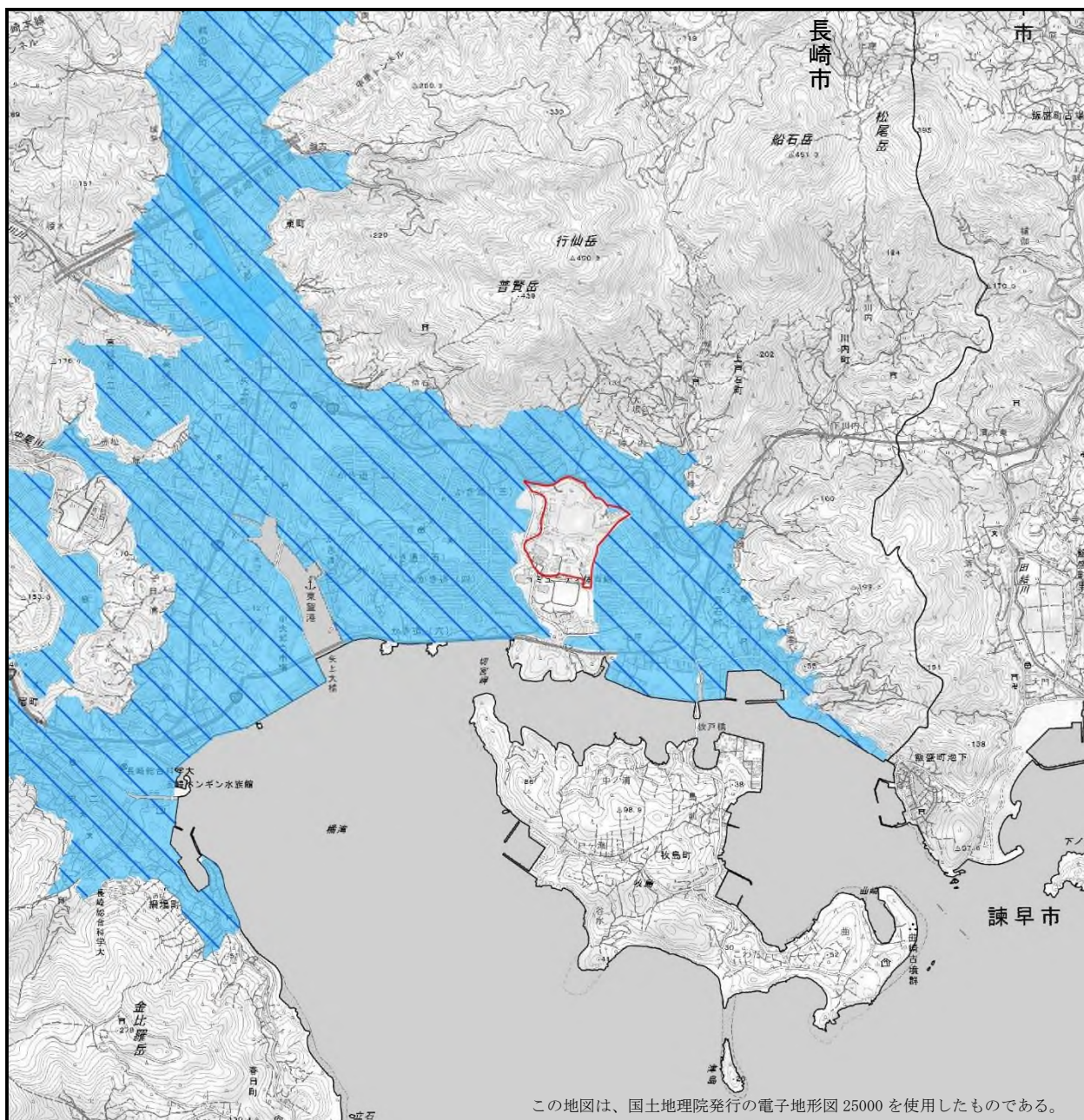


図 3.1.23

特定建設作業に伴って発生する振動
の規制に係る区域指定の状況

凡 例

- 対象事業実施区域
- 第 1 号区域

【区域の区分と用途地域の関係】

区域の区分	用途地域
第 1 号区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 2 号区域	工業地域

注) 第 2 号区域は、地域特性把握範囲内に存在しない。

出典 1: 「用途地域」(令和 3 年 7 月、長崎市まちづくり部)、

2: 「騒音・振動規制のしおり」(令和 3 年 7 月改訂版、長崎市環境部)に基づき作成

17) 悪臭防止法による規制区域

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号、最終改正：平成23年12月14日法律第122号)第3条の規定に基づく規制区域の指定状況は、表3.1.43及び図3.1.24に示すとおりである。

対象事業実施区域は、悪臭の規制区域に指定されていない。対象事業実施区域周辺の住居地等は、A区域に指定されている。

表 3.1.43 規制区域の区分

区域の区分	都市計画法に基づく用途地域
A区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
B区域	工業地域

出典：「悪臭防止のしおり」(平成29年10月改訂版、長崎市環境部)に基づき作成

a. 敷地境界における規制基準

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号、最終改正：平成23年12月14日法律第122号)第4条第1項第1号の規定に基づく敷地境界線の地表における規制基準は、表3.1.44に示すとおりである。

表 3.1.44 悪臭に係る規制基準(敷地境界線の地表における許容限度)

(単位:ppm)

特定悪臭物質	区域の区分	A区域	B区域
アンモニア		1	2
メチルメルカプタン		0.002	0.004
硫化水素		0.02	0.06
硫化メチル		0.01	0.05
二硫化メチル		0.009	0.03
トリメチルアミン		0.005	0.02
アセトアルデヒド		0.05	0.1
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド		0.009	0.02
イソバレールアルデヒド		0.003	0.006
イソブタノール		0.9	4
酢酸エチル		3	7
メチルイソブチルケトン		1	3
トルエン		10	30
スチレン		0.4	0.8
キシレン		1	2
プロピオン酸		0.03	0.07
ノルマル酪酸		0.002	0.006
ノルマル吉草酸		0.0009	0.002
イソ吉草酸		0.001	0.004
備考：A区域及びB区域の区分は、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。 ・ A区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 ・ B区域：工業地域			

出典：「悪臭防止のしおり」(平成29年10月改訂版、長崎市環境部)に基づき作成

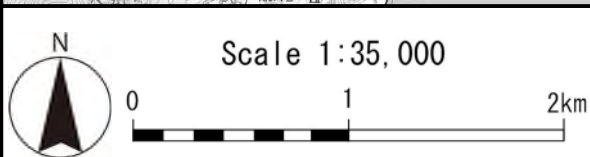
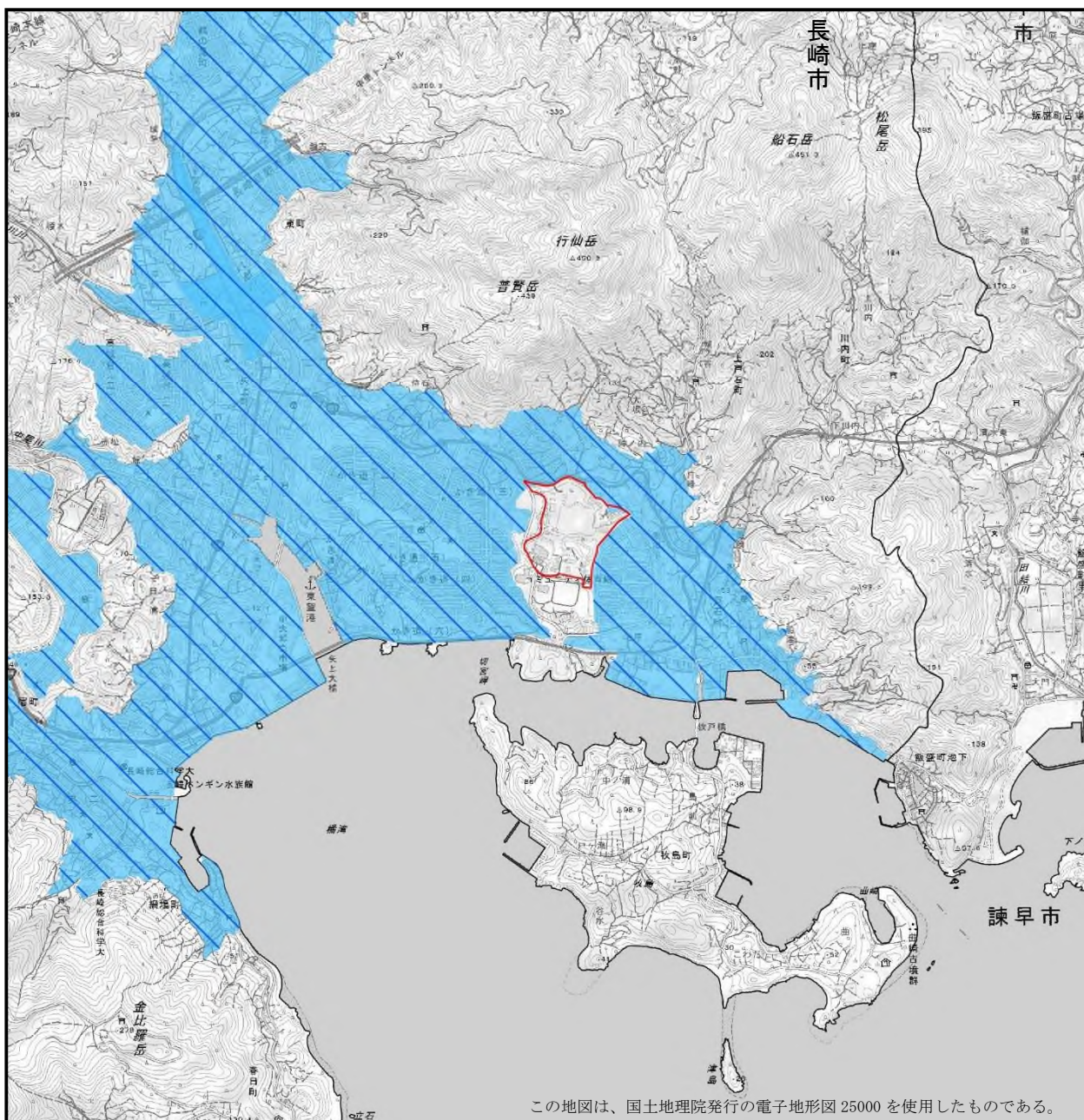


図 3.1.24 悪臭の規制区域の指定状況

凡 例

- 対象事業実施区域
- A 区域

【区域の区分と用途地域の関係】

区域の区分	用途地域
A 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域
B 区域	工業地域

注) B 区域は、地域特性把握範囲内に存在しない。

出典 1: 「用途地域」(令和 3 年 7 月、長崎市まちづくり部)、

2: 「悪臭防止のしおり」(平成 29 年 10 月改訂版、長崎市環境部)に基づき作成

b. 排出口における規制基準

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号、最終改正：平成23年12月14日法律第122号)第4条第1項第2号の規定に基づく煙突その他の気体排出口における規制基準は、特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く)の種類ごとに、次の式により、流量を算出する。

【規制基準値の算出方法】

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

q : 流量(Nm³/h)

He : 補正された排出口の高さ(m)

(悪臭防止法施行規則第3条第2項に規定される方法に基づき算出する)

Cm : 特定悪臭物質の敷地境界における規制基準値(ppm)

出典：「悪臭防止法施行規則」(昭和47年5月30日総理府令第39号、最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号)

c. 排水における規制基準

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号、最終改正：平成23年12月14日法律第122号)第4条第1項第3号の規定に基づく排水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における規制基準は、表3.1.45に示すとおりである。

表 3.1.45 悪臭に係る規制基準(特定悪臭物質：排水)

(単位：mg/L)

特定悪臭物質	事業場から敷地外に 排出される排水の量	許容限度	
		A区域	B区域
メチルメルカプタン	0.001 m ³ /s 以下の場合	0.03	0.06
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	0.007	0.01
	0.1 m ³ /s を超える場合	0.002	0.003
硫化水素	0.001 m ³ /s 以下の場合	0.1	0.3
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	0.02	0.07
	0.1 m ³ /s を超える場合	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 m ³ /s 以下の場合	0.3	2
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	0.07	0.3
	0.1 m ³ /s を超える場合	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001 m ³ /s 以下の場合	0.6	2
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	0.1	0.4
	0.1 m ³ /s を超える場合	0.03	0.09

出典：「悪臭防止のしおり」(平成29年10月改訂版、長崎市環境部)に基づき作成

18) 長崎県悪臭防止指導要綱に基づく悪臭防止の基準

「長崎県悪臭防止指導要綱」（昭和 59 年 4 月 21 日）に基づく指導基準（排出基準、施設基準）は、次に示すとおりである。

a. 排出基準

排出基準は、表 3.1.46 に示すとおりである。

表 3.1.46 長崎県悪臭防止指導要綱に基づく基準

区域の区分	工場等の敷地の境界線 における臭気濃度	工場等の煙突その他の排出口 における臭気濃度
第 1 種区域	20	500
第 2 種区域	30	1000

備考 1. 第 1 種区域とは、悪臭防止法第 3 条の規定に基づいて知事が定めた規制地域のうち A 区域をいう。

2. 第 2 種区域とは、第 1 種区域以外の区域をいう。

3. 臭気濃度とは、臭気のある空気を無臭の空気臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

4. 臭気濃度の測定は、三点比較式臭袋法により行うものとする。

5. 煙突その他の排出口における排出基準は、排出口の実高さが 5m 未満のものについては適用しないものとする。

b. 施設基準

1. 工場等は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
2. 工場等の内部及び周辺は、悪臭が発生しないよう適正に管理すること。
3. 悪臭が発生する作業は、工場等の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置及び建物内において行うこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合はこの限りでない。
4. 工場等において発生する汚水、汚物等は、悪臭が発生しないよう適正に処理すること。
5. 悪臭が発生する原材料、製品等は、悪臭のもれにくい容器等に収納するとともに建物内に保管すること。
6. 悪臭が発生する施設等は、できる限り密閉構造とし、かつ悪臭を外部に排出しないような有効な脱臭装置を設置し、適正に処理すること。

19) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

長崎市では、「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 6 年 3 月 31 日条例第 3 号、最終改正：平成 31 年 3 月 29 日条例第 14 号）、「長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例」（平成 5 年 12 月 24 日条例第 36 号、最終改正：平成 20 年 12 月 19 日条例第 52 号）が制定されている。

長崎県は、廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に展開するため、令和 3 年度を始期とする新たな「第 5 次長崎県廃棄物処理計画」（令和 3 年 3 月）を策定した。本計画は、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025」並びに「第 4 次長崎県環境基本計画」との整合を図り、目指す将来像を「ゴミのない資源循環型の長崎県『ゴミゼロながさき』」と定めている。この将来像を実現するために、「廃棄物発生量の最小化」、「環境を考えた処理体系の構築」及び「県民のゴミゼロ意識の確立」という 3 つの基本目標や数値目標を設定するとともに、県民、事業者、NPO、大学及び行政などのあらゆる主体が連携・協働しながら循環型社会の形成を推進することとしている。

20) 幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づき指定された沿道整備道路

地域特性把握範囲には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和 55 年 5 月 1 日法律第 34 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき指定された沿道整備道路は存在しない。

21) 自然環境保全法等に基づき指定された自然環境保全地域等

地域特性把握範囲には、「自然環境保全法」(昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日法律第 20 号)第 14 条第 1 項の規定に基づき指定された原生自然環境保全地域、同法第 22 条第 1 項の規定に基づき指定された自然環境保全地域又は「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」(平成 20 年 3 月 25 日条例第 15 号、最終改正：平成 24 年 3 月 23 日条例第 13 号)第 44 条の規定に基づき指定された自然環境保全地域及び緑地環境保全地域は存在しない。

22) 自然公園法等に基づき指定された自然公園等

地域特性把握範囲には、「自然公園法」(昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号、最終改正：令和 3 年 5 月 6 日法律第 29 号)第 5 条の規定に基づく国立公園又は国定公園の指定区域は存在しない。

「長崎県立自然公園条例」(昭和 33 年 7 月 10 日条例第 21 号、最終改正：平成 24 年 3 月 23 日条例第 12 号)第 5 条の規定に基づく自然公園の区域指定の状況は、表 3.1.47 及び図 3.1.25 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺には、野母半島県立公園に指定された区域がある。

表 3.1.47 自然公園指定状況

公園区分		項目 指定年月日	公園面積(海域除く)		
			特別地域 (ha)	普通地域 (ha)	計 (ha)
県立	野母半島県立公園	S30.10.13	-	7,090.0	7,090.0

出典：「長崎県の自然公園」(長崎県 HP、長崎県環境部自然環境課)に基づき作成

23) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき指定された生息地等保護区の区域

地域特性把握範囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日法律第 37 号)第 36 条第 1 項の規定に基づき指定された生息地等保護区は存在しない。

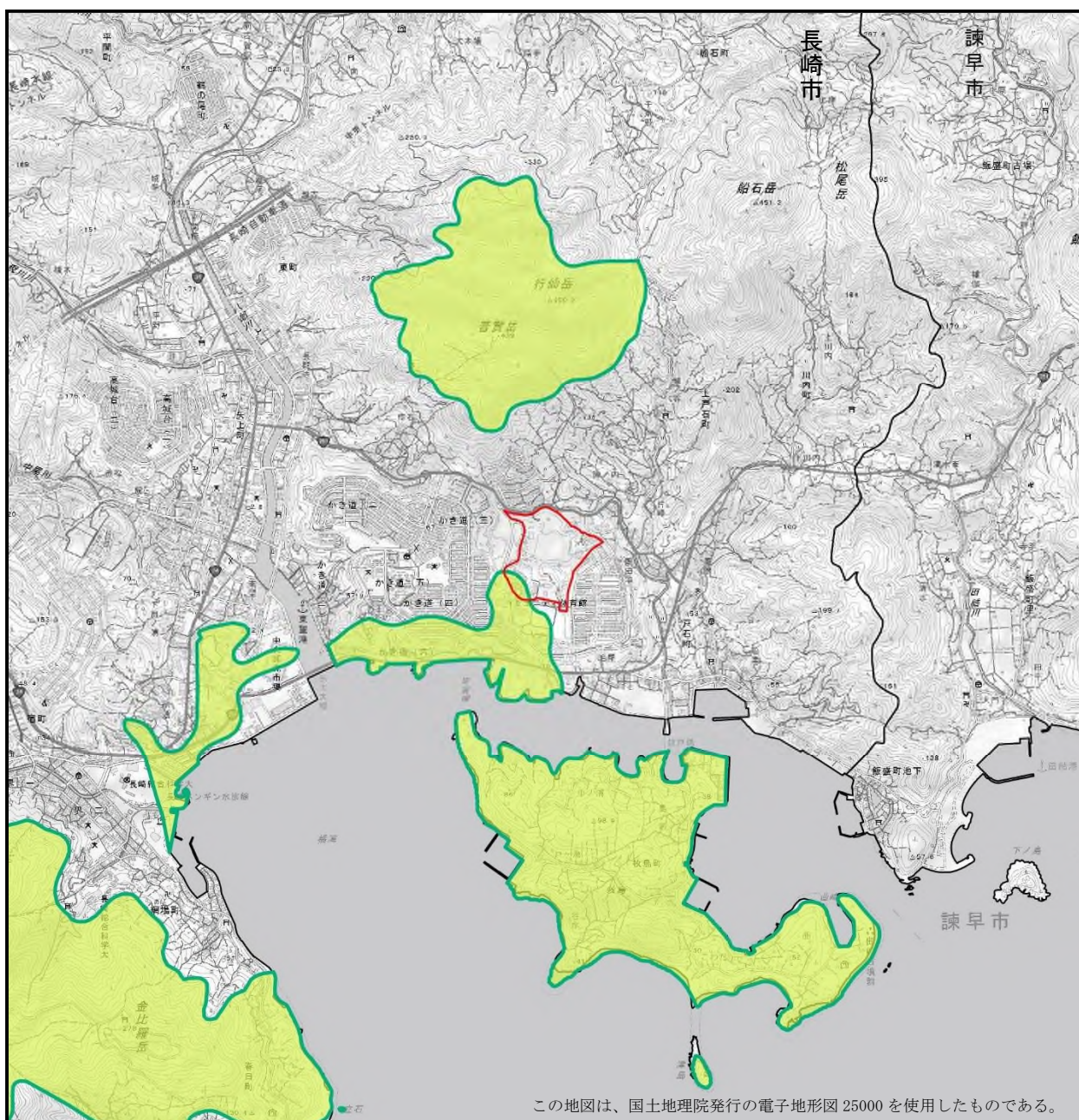


図 3.1.25 長崎県立自然公園条例に基づく自然公園指定状況

凡 例

- 対象事業実施区域
- 野母半島県立公園

出典：「国土数値情報 自然公園地域」（国土交通省）に基づき作成
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>

24) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき指定された鳥獣保護区等の区域

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日法律第 46 号)第 28 条第 1 項の規定に基づく鳥獣保護区及び第 35 条第 1 項の規定に基づく特定猟具使用禁止区域(銃)の指定状況は、表 3.1.48 及び図 3.1.26 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、鳥獣保護区等に指定されていない。対象事業実施区域周辺では、牧島が特定猟具使用禁止区域(銃)に指定されている。

表 3.1.48 鳥獣保護区の指定状況

番号	区分	名称	所在地	面積(ha)	存続期間
①	鳥獣保護区	東長崎中学校 愛護林	長崎市	44	H18.11.1～R8.10.31
②	特定猟具使用禁止区域 (銃)	牧島	長崎市	113	H16.11.1～R6.10.31

出典：「令和 3 年度鳥獣保護区等位置図(ハンターマップ)」(令和 3 年度、長崎県農林部農山村振興課)に基づき作成

25) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づき指定された湿地の区域

地域特性把握範囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日条約第 1 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された湿地は存在しない。

26) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

地域特性把握範囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成 4 年 9 月 28 日条例第 7 号)第 11 条第 2 項の規定に基づく世界遺産一覧表に記載された文化遺産等は存在しない。

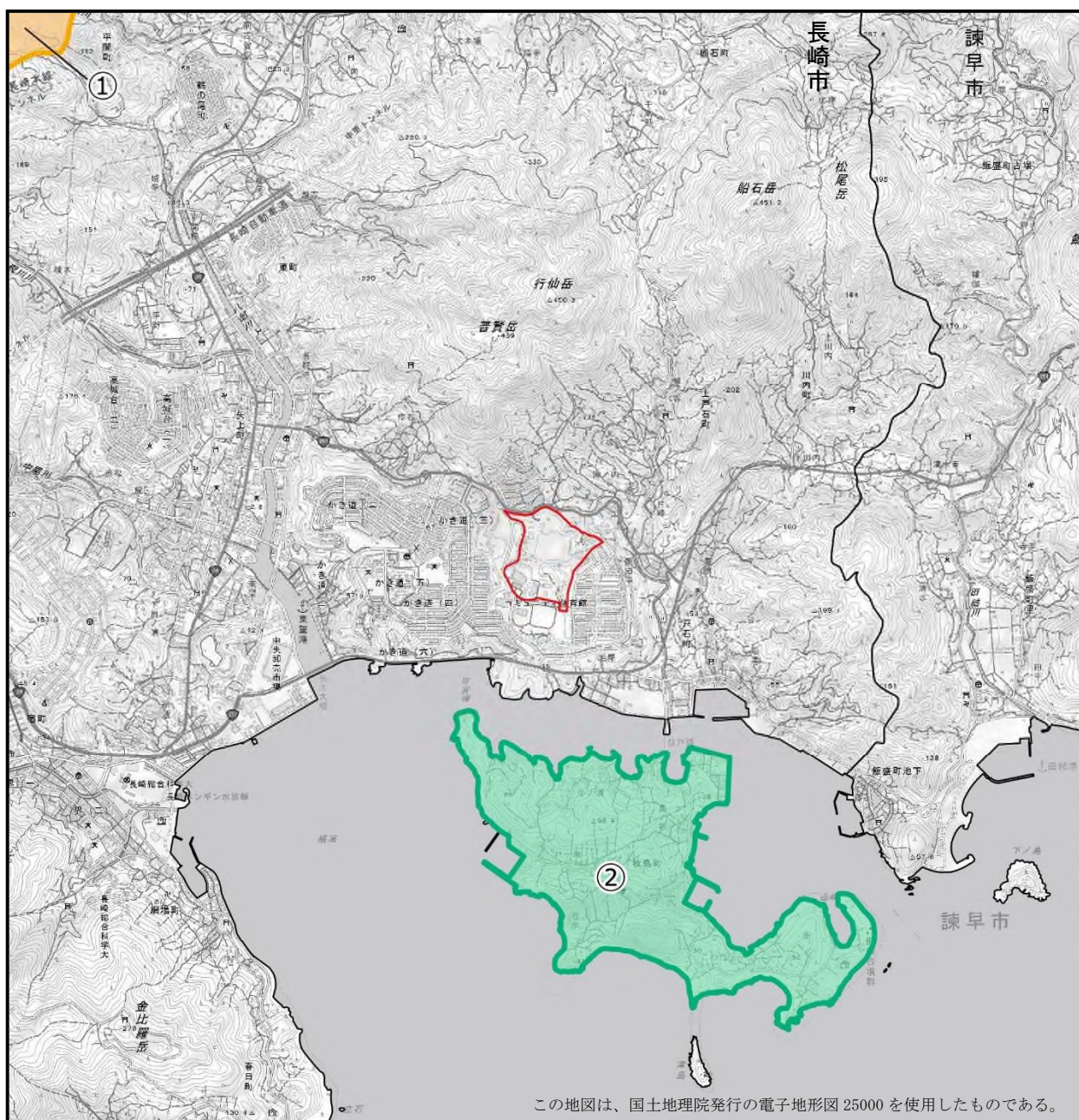


図 3.1.26 鳥獣保護区等位置図

凡 例

- 対象事業実施区域
- 鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)

出典：「令和 3 年度鳥獣保護区等位置図(ハンターマップ)」(令和 3 年度、長崎県農林部農山村振興課)に基づき作成

27) 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号、最終改正：令和2年6月10日法律第43号)第8条第1項第1号の規定に基づく用途地域の指定状況は、表3.1.49及び図3.1.27に示すとおりである。

対象事業実施区域は、用途地域に指定されていない。対象事業実施区域周辺の住居地等は、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域、準住居地域等に指定されている。

表 3.1.49 用途地域

市町村名		長崎市
都市計画区域名		面積(ha)
用途地域	第一種低層住居専用地域	1,715
	第二種低層住居専用地域	48
	第一種中高層住居専用地域	1,171
	第二種中高層住居専用地域	65
	第一種住居地域	1,462
	第二種住居地域	151
	準住居地域	359
	近隣商業地域	158
	商業地域	360
	準工業地域	240
	工業地域	214
	工業専用地域	325
	計	6,268
都市計画区域面積		24,610

出典：「長崎市の都市計画 資料編」(令和3年度、長崎市まちづくり部都市計画課)に基づき作成

28) 都市計画法に基づき指定された風致地区の区域

「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号、最終改正：令和2年6月10日法律第43号)第8条第1項第7号の規定に基づく風致地区の指定状況は、表3.1.50及び図3.1.28に示すとおりである。

対象事業実施区域は、風致地区に指定されていない。対象事業実施区域周辺には、普賢岳風致地区、滝の観音風致地区に指定された区域がある。

表 3.1.50 風致地区

名称	位置	面積(ha)
普賢岳風致地区	長崎市	290.6
滝の観音風致地区	長崎市	108.0

出典：「長崎市の都市計画 資料編」(令和3年度、長崎市まちづくり部都市計画課)に基づき作成

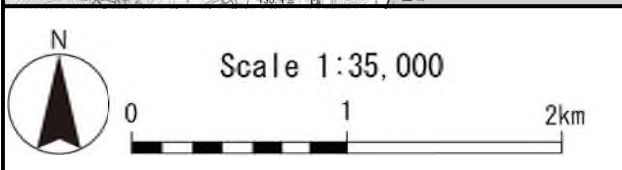
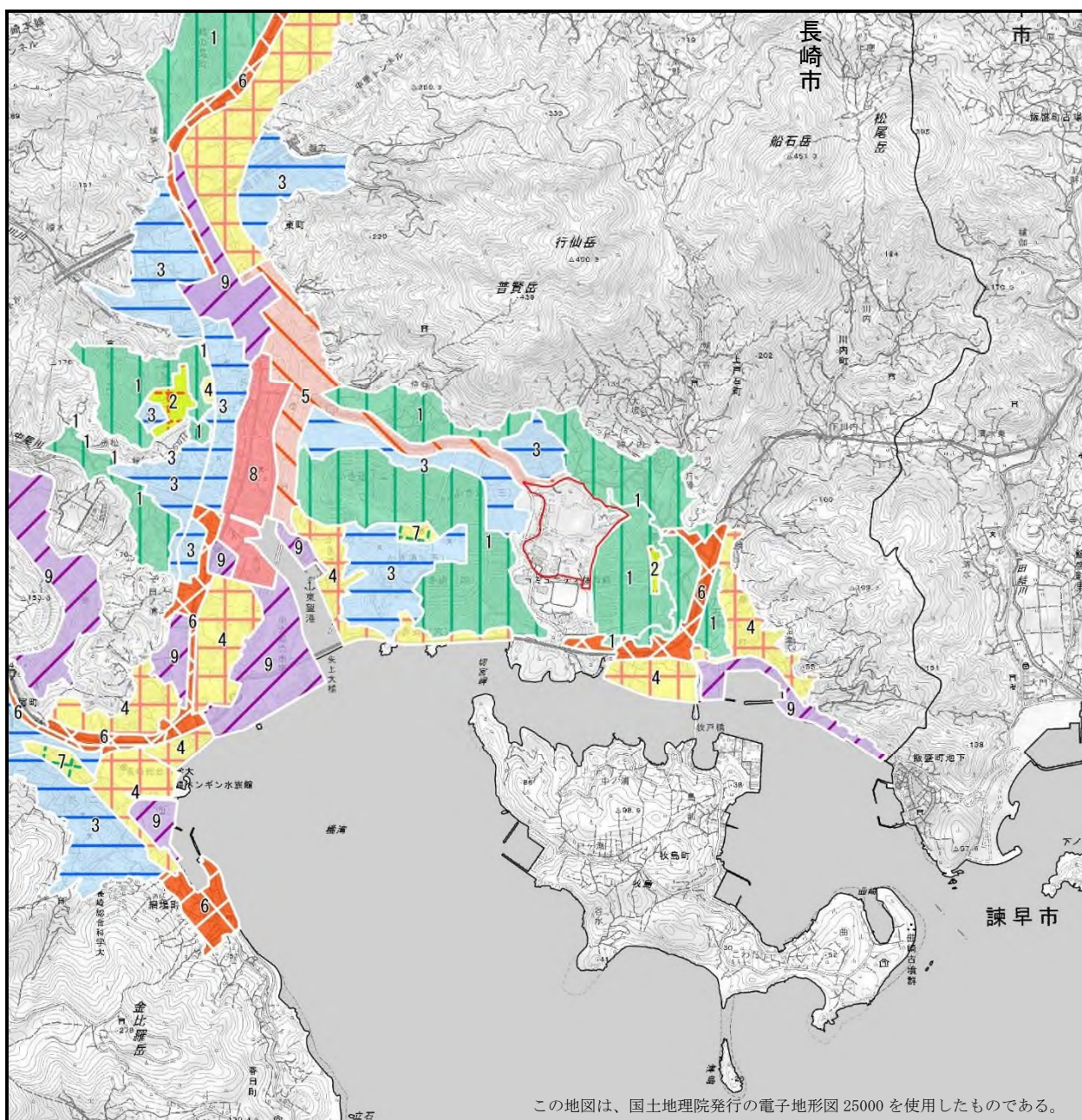


図 3.1.27 用途地域

凡 例

 対象事業実施区域

1 第一種低層住居専用地域

2 第二種低層住居専用地域

3 第一種中高層住居専用地域

4 第一種住居地域

5 第二種住居地域

6 準住居地域

7 近隣商業地域

8 商業地域

9 準工業地域

注) 第二種中高層住居専用地域、工業地域、工業専用地域は、地域特性把握範囲内に存在しない。

出典：「用途地域」（令和 3 年 3 月、長崎市まちづくり部）に基づき作成

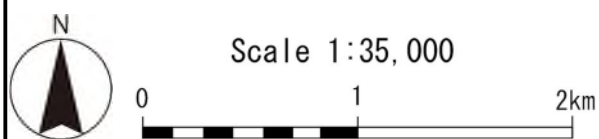
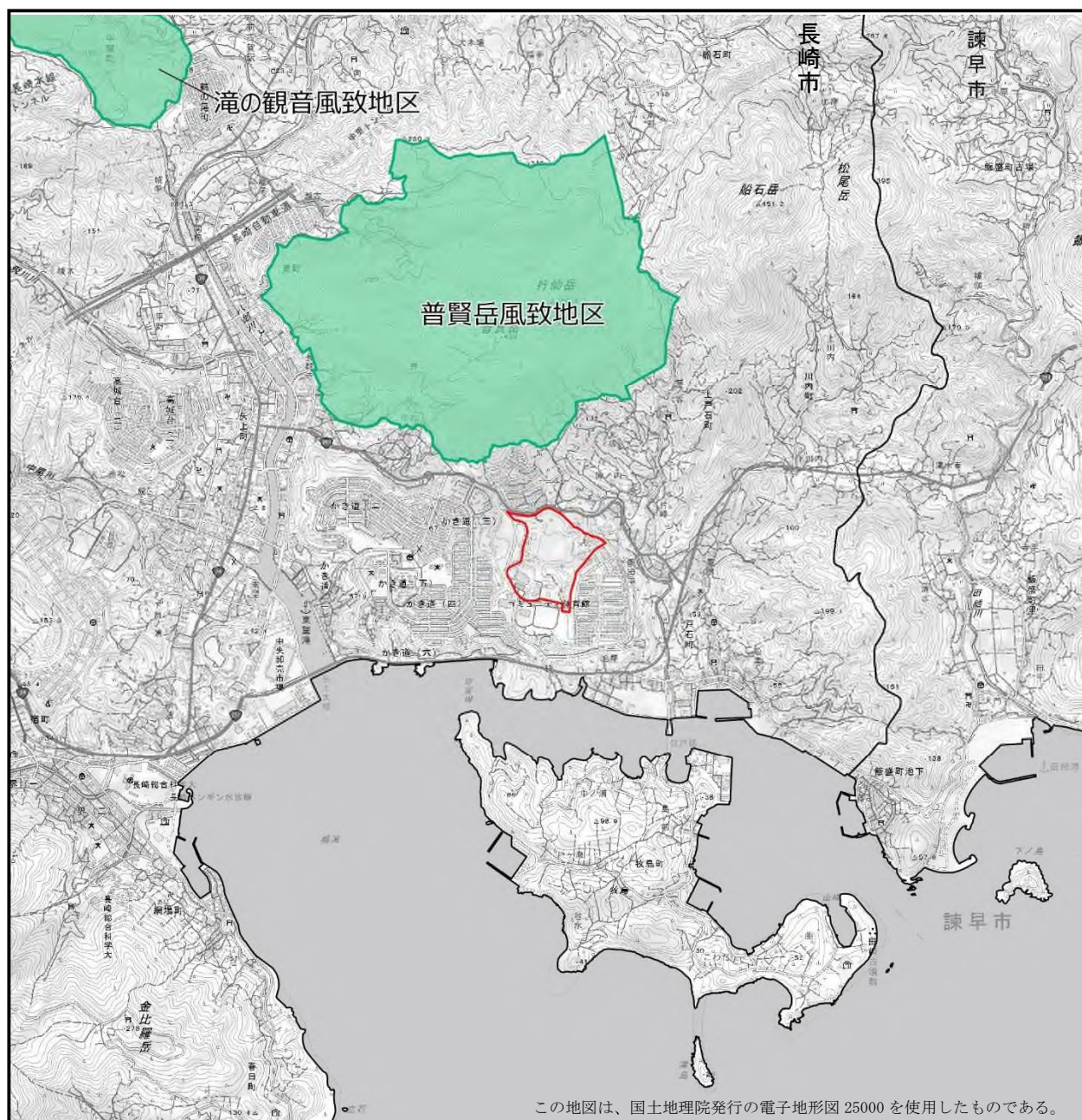


図 3.1.28 風致地区

凡 例

- 対象事業実施区域
- 風致地区

出典：「風致地区について」（平成 28 年 7 月、長崎市まちづくり部）に基づき作成

29) 森林法の規定に基づき指定された保安林のうち名所又は旧跡の風致の保存(風致保安林)のために指定された保安林

地域特性把握範囲には、「森林法」(昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日法律第 41 号)第 25 条第 1 項第 11 号の規定に基づき指定された保安林は存在しない。

30) 都市緑地法に基づく緑地保全地域に関する都市計画

地域特性把握範囲には、「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：令和 3 年 5 月 10 日法律第 31 号)第 5 条の規定に基づく緑地保全地域は存在しない。

31) 長崎市景観計画

「景観法」(平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 5 月 18 日法律第 23 号)第 8 条に基づく「長崎市景観計画」(平成 23 年 4 月 1 日、最終改正：平成 30 年 11 月 6 日)の規定により、一定規模を超える建築物・工作物の新築、増改築や、開発行為等を行う場合は、景観法に基づく届出・通知が必要である。

(2) 環境保全に関する施策又は計画の内容

1) 長崎県環境基本条例(平成 9 年 10 月 13 日条例第 47 号)

「長崎県環境基本条例」(平成 9 年 10 月 13 日条例第 47 号、最終改正：平成 21 年 3 月 24 日条例第 15 号)は、健全で恵み豊かな環境を保全し、創造し、快適で美しい長崎県づくりをめざして制定された。

長崎県環境基本条例第 6 条では、事業者の責務として、以下に示す 2 つの責務をあげている。

- ・事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、悪臭等による公害を防止し、自然環境を適正に保全し、又はその事業活動に伴って生ずる廃棄物を適正に処理するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- ・前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

また、長崎県環境基本条例第 8 条では、「環境の保全に関する施策」の策定等に係る基本方針として、以下の 4 項目が掲げられている。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 身近な水辺及び緑、優れた景観等の保全及び創造により、人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等を促進し、環境への負荷の低減が図られること。

なお、長崎県環境基本条例第 12 条では、環境影響評価の推進を行うため、県が必要な措置を講じることが掲げられている。

2) 第 4 次長崎県環境基本計画(令和 3 年 3 月)

第 4 次長崎県環境基本計画は、平成 28 年 3 月に策定した「長崎県環境基本計画」の計画期間が終期を迎えることから、本県の状況を社会経済情勢の変化も踏まえつつ整理したうえで、長崎県環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けた取組を推進するため、令和 3 年 3 月に策定したものである。

第 4 次長崎県環境基本計画では、めざすべき環境像を「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」と定め、このめざすべき環境像の実現に向けて、県として横断的かつ総合的に環境保全施策を進めるため、以下に示す 4 つの基本目標を掲げ、各種施策を展開している。

- 基本目標Ⅰ 脱炭素社会づくり
- 基本目標Ⅱ 人と自然が共生する地域づくり
- 基本目標Ⅲ 循環型社会づくり
- 基本目標Ⅳ 安全・安心で快適な環境づくり

また、第 4 次長崎県環境基本計画では、この 4 つの基本目標を達成するため、特に重点的に推進する施策として、表 3.1.51 に示す 4 つの重点プロジェクトを示している。

表 3.1.51 基本目標及び重点施策

基本目標	重点施策
脱炭素社会づくり	○地球温暖化対策（緩和策）の推進 ・温室効果ガスの排出抑制 ・再生可能エネルギー導入促進 ・温室効果ガスの吸収機能の保全と強化 ○気候変動適応策の普及促進 ・気候変動（地球温暖化）の影響が予防・軽減された社会づくりの促進 ・脱炭素社会の実現を目指した災害にも強いまちづくりの推進
人と自然が共生する地域づくり	○生物多様性の保全 ・多様な主体による参画 ・生物多様性の保全 ○自然の恵みがもたらす地域資源の活用 ・地域振興のための自然資源の活用
循環型社会づくり	○プラスチックごみ対策の推進 ・県、市町における海岸漂着物等の回収処理、発生抑制対策の実施 ・不法投棄の未然防止、早期発見、早期指導 ○廃棄物の4Rと適正処理の推進 ・ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用の推進 ・排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する適正処理の推進
安全・安心で快適な環境づくり	○大気環境の保全 ・PM2.5等大気汚染物質対策等の推進 ○水環境の保全 ・水環境の保全の推進 ・大村湾・諫早湾干拓調整池の水質改善 ・島原半島の地下水の保全 ・污水处理施設の普及拡大と高度処理の推進 ○環境保健の推進 ・有害物質に対する健康対策の推進 ・化学物質等の環境リスク対策の推進 ○快適で美しいまちの保全 ・良好な景観の形成と保全

3) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例(平成 20 年 3 月 25 日条例第 15 号)

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例は、「長崎県環境基本条例」（平成 9 年 10 月 13 日条例第 47 号、最終改正：平成 21 年 3 月 24 日条例第 15 号）第 3 条に規定する基本理念のっとり、地球温暖化対策の推進、生活環境の保全等、自然環境の保全及び快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりに必要な措置その他環境の保全のために必要な事項を定め、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

4) 長崎県美しい景観形成推進条例(平成 23 年 3 月 25 日条例第 18 号)

長崎県美しい景観形成推進条例は、「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 5 月 18 日法律第 23 号）の規定に基づく景観計画区域内における行為の規制等について必要な事項を定めるとともに、美しい景観形成を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした景観の保全と創造を図り、もって県民が誇りと愛着を持つことのできる県土の実現、生活環境の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

5) 長崎県生物多様性保全戦略 2021-2025（令和 3 年 3 月）

長崎県では、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」（平成 20 年 3 月 25 日条例第 15 号、最終改正：平成 24 年 3 月 23 日条例第 13 号）及び「生物多様性基本法」（平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号）に基づき、「長崎県生物多様性保全戦略 2021-2025」（令和 3 年 3 月改訂）を策定し、生物多様性の保全に向けた取組を進めている。

また、長崎県生物多様性保全戦略に基づき、希少野生動植物の保護・保全の方針を定めるとともに、特に緊急に保護・保全が必要な種と地域を掲げ、各種対策を実施するよう努めるものとしている。

6) 長崎市環境基本条例(平成 11 年 9 月 27 日条例第 22 号)

長崎市では、環境への負荷の少ない資源環境・環境共生型社会の構築を目指すとともに、地球環境の保全に貢献していくため、「長崎市環境基本条例」（平成 11 年 9 月 27 日条例第 22 号、最終改正：令和元年 9 月 27 日条例第 64 号）を制定しており、事業者の責務(第 5 条)として、以下に示す 4 つの責務が掲げられている。

第 5 条(事業者の責務)

- 1 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

7) 長崎市第三次環境基本計画(令和 4 年 2 月)

長崎市環境基本計画は、長崎市環境基本条例の規定に基づき策定したものであり、環境の保全と創造に関する各種取組みを総合的かつ計画的に進めることを目的として、各主体の役割と共有する目標を掲げ、市民や事業者のめざすべき方向を示すことにより、市民、事業者、市の三者が一体となり、持続可能な社会を実現するための計画である。

長崎市では、平成 12 年に「長崎市環境基本計画」、平成 23 年には「長崎市第二次環境基本計画～環境をともに学び、育み、行動するまちをめざして～」を策定し、市民・団体、事業者、市役所が一体となって環境保全に関する取組みを進めてきた。

その一方で、近年ではプラスチックごみによる海洋生態系への被害や豪雨などの深刻な気象災害が多発し、気候変動の影響への関心の高まりとともに、一人ひとりの具体的な環境行動が求められるようになっている。

このような現状や社会情勢の変化を踏まえ、必要な見直しを図り、令和 4 年 2 月に第三次環境基本計画を策定した。

8) 長崎市景観条例(昭和 63 年 12 月 20 日条例第 31 号)

長崎市では、景観の形成に関し、基本的かつ必要な事項を定めるとともに、「景観法」(平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 5 月 18 日法律第 23 号)の規定に基づく手続等に関し必要な事項を定めることにより、自然と歴史にはぐくまれた景観まちづくりを推進し、もって豊かな市民生活と市民文化の向上に資することを目的として、「長崎市景観条例」(昭和 63 年 12 月 20 日条例第 31 号、最終改正：令和元年 9 月 27 日条例第 64 号)を制定している。

3.2. 自然的状況

3.2.1 大気環境

(1) 気象の状況

1) 気候の概要

長崎市は、九州の西端、長崎県の南部に位置している。市の中心部は、東・西・北の三方が小高い山々に囲まれ、市街地の南西部に長崎港が存在する。

気候は、複雑な海岸線を対馬暖流が北上しているため、比較的多雨で冬は温暖、夏は穏やかな暑さである。

2) 気象の概況

対象事業実施区域に最も近い気象観測所は、対象事業実施区域の南西約 10 km の位置にある長崎地方気象台である(図 3.2.1 参照)。

長崎地方気象台における主要な気象要素の平年値及び令和 2 年における月別気象概況は、表 3.2.1、表 3.2.2 及び図 3.2.2 に示すとおりである。

平年値は、平均気温 17.4℃、降水量 1,894.7 mm、平均風速は 2.3m/s で、風向は北北東及び南西が卓越している。最寒月(1 月)の平均気温は、7.2℃、最暖月(8 月)の平均気温は 28.1℃となっている。

表 3.2.1 主要な気象要素の平年値(長崎地方気象台)

項目 月	気温			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	最多風向	日照時間 (h)
	平均(℃)	最高(℃)	最低(℃)				
1 月	7.2	10.7	4.0	63.1	2.3	北	103.7
2 月	8.1	12.0	4.5	84.0	2.4	北北東	122.3
3 月	11.2	15.3	7.5	123.2	2.6	北北東	159.5
4 月	15.6	19.9	11.7	153.0	2.5	南西	178.1
5 月	19.7	23.9	16.1	160.7	2.2	南西	189.6
6 月	23.0	26.5	20.2	335.9	2.3	南西	125.0
7 月	26.9	30.3	24.5	292.7	2.6	南西	175.3
8 月	28.1	31.9	25.3	217.9	2.2	南西	207.0
9 月	24.9	28.9	21.9	186.6	2.2	北北東	172.2
10 月	20.0	24.1	16.5	102.1	2.1	北北東	178.9
11 月	14.5	18.5	11.0	100.7	2.0	北北東	137.2
12 月	9.4	13.1	6.0	74.8	2.2	北北東	114.3
年	17.4	21.2	14.1	1,894.7	2.3	北北東	1,863.1

注)統計期間は、平成 3 年(1991 年)～令和 2 年(2020 年)、最多風向が平成 3 年(1991 年)～令和 2 年(2020 年)である。

出典：「気象庁ホームページ気象統計情報」(令和 3 年 9 月)に基づき作成



Scale 1:150,000

0 3 6km

図 3.2.1 気象観測所位置

凡 例

対象事業実施区域

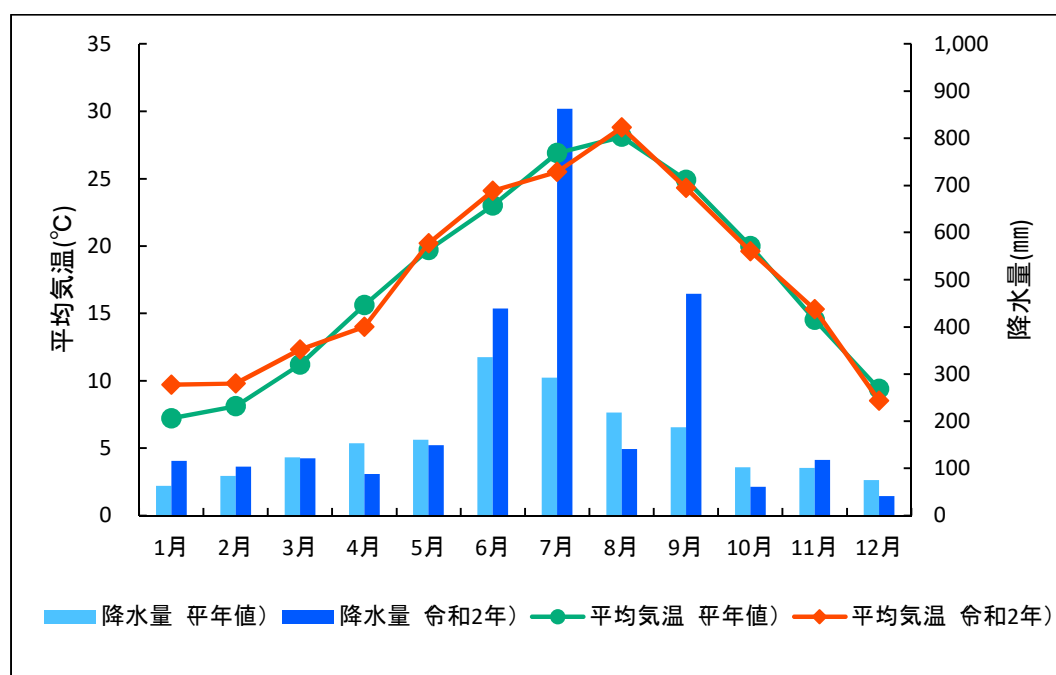
● 地域気象観測所

出典：「長崎地方気象台 HP」（長崎地方気象台）に基づき作成

表 3.2.2 月別気象概況(令和2年 長崎地方気象台)

項目 月	気温			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	最多 風向	日照時間 (h)
	平均(℃)	最高(℃)	最低(℃)				
1月	9.7	13.3	6.8	116.0	2.1	北北東	91.7
2月	9.8	14.0	6.1	103.5	2.4	北	146.1
3月	12.3	16.2	8.5	121.5	2.5	北	161.1
4月	14.0	18.3	9.9	88.0	2.8	西	227.7
5月	20.2	24.5	16.8	149.0	2.2	南西	201.3
6月	24.1	27.5	21.3	439.0	2.7	南西	136.0
7月	25.5	28.4	23.2	862.5	2.7	南西	108.9
8月	28.8	32.8	25.9	140.5	2.1	南西	256.9
9月	24.3	28.1	21.3	470.0	2.4	北北東	127.7
10月	19.6	24.1	15.9	61.0	2.1	北北東	220.3
11月	15.3	19.5	11.5	117.5	1.9	東	147.0
12月	8.5	12.6	4.7	41.0	2.1	北北西	149.6
年	17.7	21.6	14.3	2,709.5	2.3	南西	1,974.3

出典：「気象庁ホームページ気象統計情報」（令和3年9月）に基づき作成



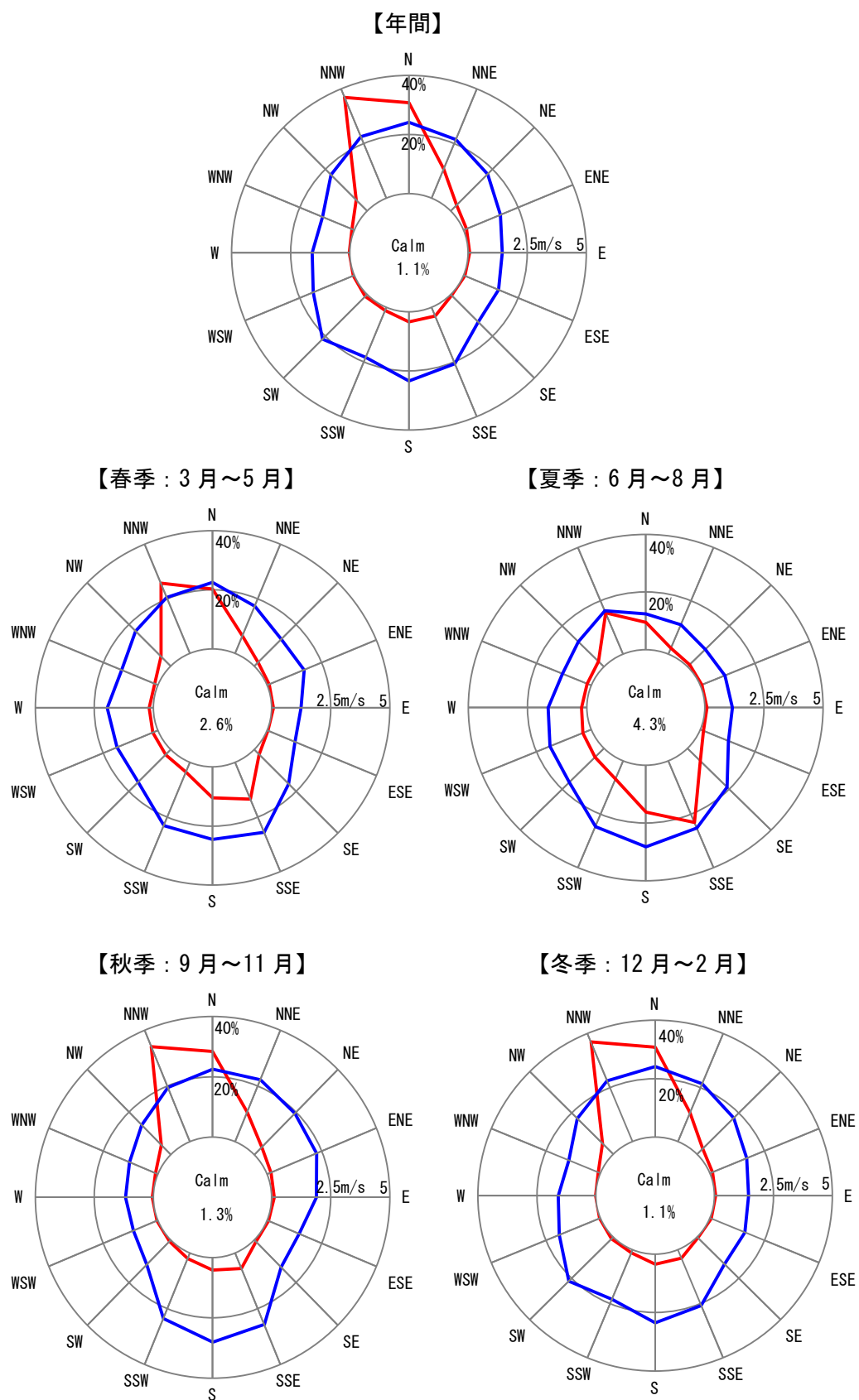
出典：「気象庁ホームページ気象統計情報」（令和3年9月）に基づき作成

図 3.2.2 平年値及び令和2年の平均気温及び降水量

3) 風向・風速の状況

対象事業実施区域に最も近い一般環境大気測定局（東長崎測定局）における風配図は、図 3.2.3 に示すとおりである。なお、一般環境大気測定局（東長崎測定局）の位置は、図 3.2.4 に示すとおりである。

令和2年6月～令和3年5月における観測結果によれば、年間をとおして、北北西、北方向からの風が卓越しており、南あるいは北方向から風向時に、風速が大きくなる傾向にある。

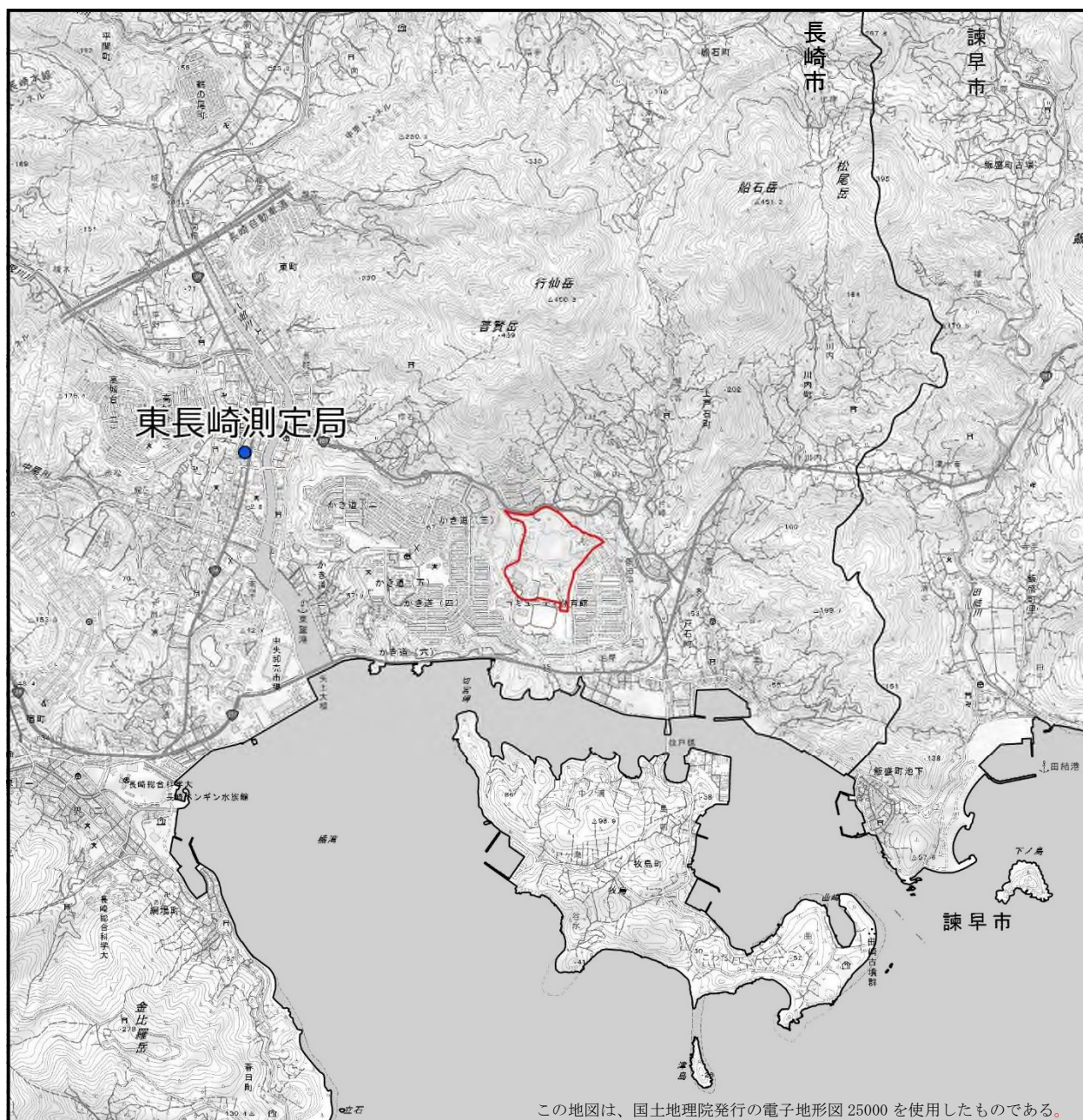


注 1) — : 風向出現頻度(%)、— : 風向別平均風速(m/s)

2) Calm : 静穏 (風速 0.4m/s 以下)

図 3.2.3 令和2年6月～令和3年5月(1年間)の風配図

出典：「長崎市環境部データ」(令和2年6月～令和3年5月)に基づき作成



Scale 1:35,000



図 3.2.4 大気質測定局位置

凡 例



対象事業実施区域



一般環境大気測定局

出典：「環境省大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）」（環境省）に基づき作成

(2) 大気質の状況

地域特性把握範囲には、大気汚染防止法に基づく大気汚染常時監視測定局として、一般環境大気測定局（東長崎測定局）がある（図 3.2.4 参照）。

一般環境大気測定局（東長崎測定局）の概要は表 3.2.3 に示すとおりである。

なお、参考として、長崎市内の他の測定局（小ヶ倉、中央橋）の測定結果も示した。小ヶ倉測定局（一般環境大気測定局）及び中央橋測定局（自動車排出ガス測定局）の位置は、図 3.2.5 に示すとおりである。

表 3.2.3 一般環境大気測定局（東長崎測定局）の概要

区分	測定局の名称	所在地	都市計画による用途地域	測定項目							風向・風速
				浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	非メタン炭化水素	微小粒子状物質	
一般環境大気測定局	東長崎	長崎市矢上町	商業	○		○	○			○	○
	(参考) 小ヶ倉	長崎市小ヶ倉町	工業	○		○	○			○	○
自動車排出ガス測定局	(参考) 中央橋	長崎市江戸町	商業	○		○			○		

出典：「令和 3 年度版 長崎市環境白書」（令和 4 年 2 月、長崎市環境部）に基づき作成

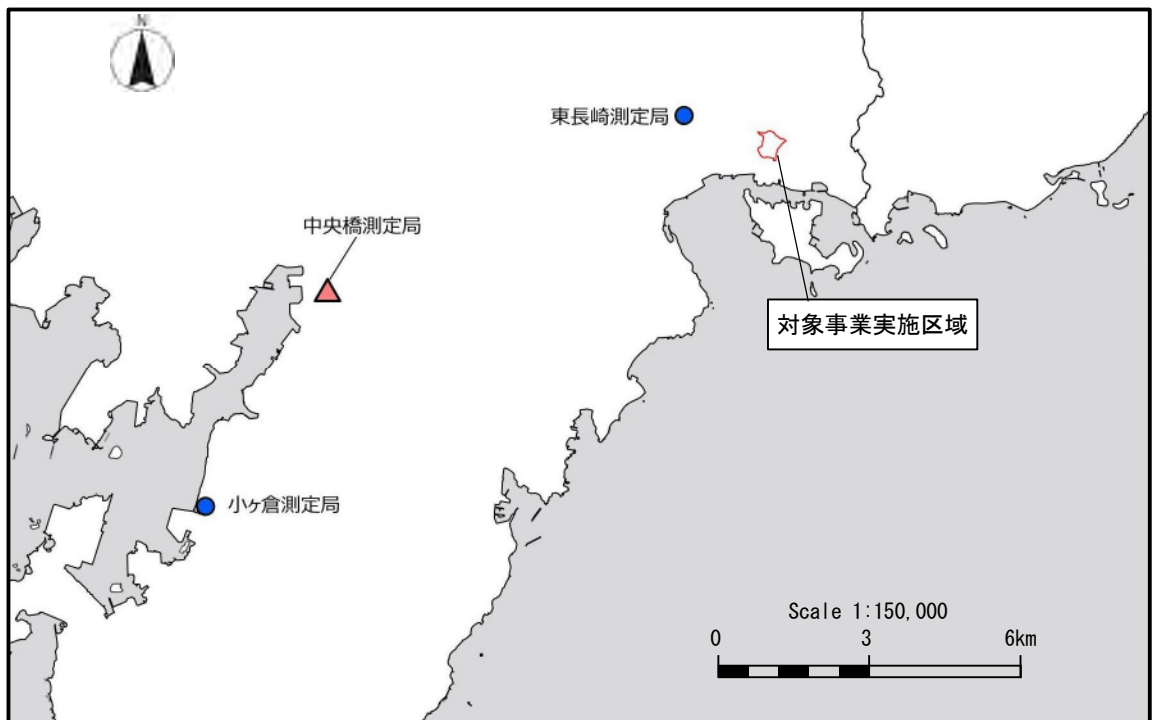


図 3.2.5 小ヶ倉測定局及び中央橋測定局の位置（参考）

1) 浮遊粒子状物質 (SPM)

東長崎測定局における令和 2 年度の浮遊粒子状物質の測定結果は、表 3.2.4 に示すとおりであり、短期的評価、長期的評価のどちらも環境基準を達成している。

また、東長崎測定局における平成 28 年度から令和 2 年度にかけての経年変化(年平均値)は、図 3.2.6 に示すとおりであり、平成 29 年度以降漸減傾向にある。

表 3.2.4 浮遊粒子状物質測定結果及び環境基準の達成状況(令和 2 年度)

測定局	1 時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合 【短期】		1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合 【短期】		日平均値の 年間 2%除外値 【長期】	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2 日以上連続 したことの有無 【長期】	環境基準 達成状況	
	時間	%	時間	%	mg/m ³	有：× 無：○	短期的 評価	長期的 評価
東長崎	0	0.0	0	0.0	0.041	○	○	○
(参考) 小ヶ倉	1	0.0	1	0.3	0.043	○	○	○
(参考) 中央橋	0	0.0	1	0.3	0.041	○	○	○

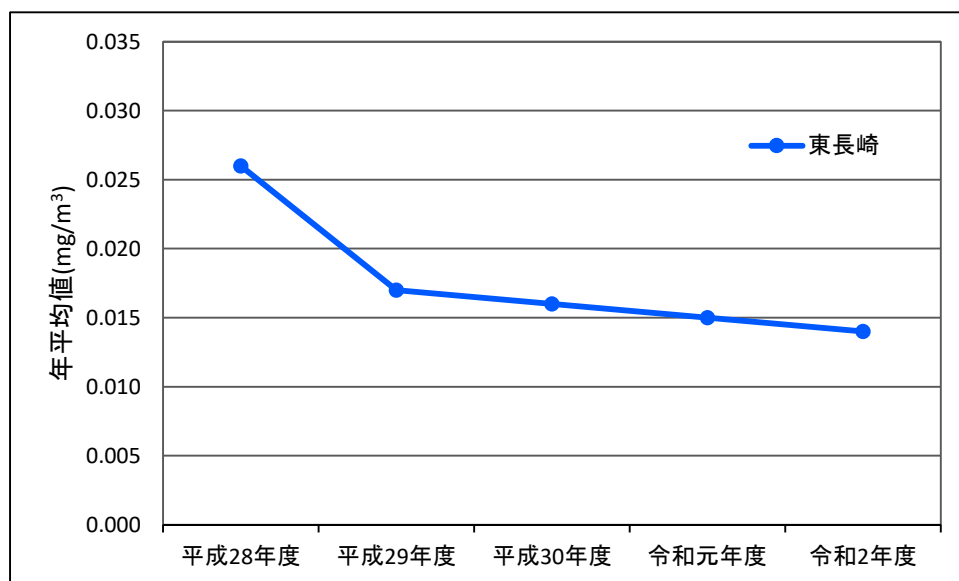
環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

注) 環境基準達成状況の評価方法は、「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 6 月 12 日 環大企第 143 号、各都道府県知事・各政令市長あて、環境庁大気保全局長)に基づき、以下のとおり規定されている。

短期的評価：連続して、または随時行った測定について、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下で、かつ、1 時間値の日平均値が 0.10mg/m³ 以下であれば環境基準達成であるが、1 時間値、日平均値のどちらか一方が、基準を超えれば環境基準非達成である。

長期的評価：年間の日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³ 以下であれば環境基準達成であるが、0.10mg/m³ を超えれば非達成である。ただし、日平均値が 0.10mg/m³ を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。

出典：「令和 2 年度 大気環境調査結果」(令和 3 年 10 月、長崎県県民生活環境部地域環境課)に基づき作成



出典：「令和 2 年度 大気環境調査結果」(令和 3 年 10 月、長崎県県民生活環境部地域環境課)に基づき作成

図 3.2.6 浮遊粒子状物質濃度の経年変化(年平均値)

2) 二酸化窒素(NO_2)

東長崎測定局における令和2年度の二酸化窒素の測定結果は、表3.2.5に示すとおりであり、環境基準を達成している。

また、東長崎測定局における平成28年度から令和2年度かけての経年変化(年平均値)は、図3.2.7に示すとおりであり、平成28年度以降漸減傾向にある。

表 3.2.5 二酸化窒素測定結果及び環境基準の達成状況(令和2年度)

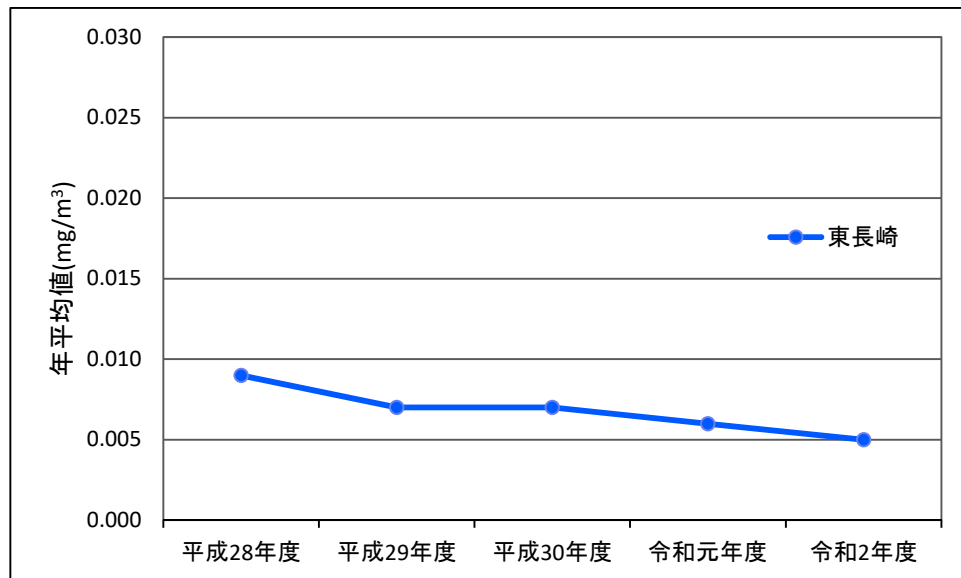
測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98% 値 (ppm)	日平均値が 0.06ppm を 超えた日の 有無	環境基準 達成状況
東長崎	0.005	0.011	無	達成
(参考) 小ヶ倉	0.006	0.014	無	達成
(参考) 中央橋	0.015	0.025	無	達成

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

注) 環境基準達成状況の評価は、「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和53年7月17日都道府県知事・政令市長あて、環境庁大気保全局長)に基づき、以下のとおり規定されている。

長期的評価：日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えれば環境基準非達成である。

出典：「令和2年度 大気環境調査結果」(令和3年10月、長崎県県民生活環境部地域環境課)に基づき作成



出典：「令和2年度 大気環境調査結果」(令和3年10月、長崎県県民生活環境部地域環境課)に基づき作成

図 3.2.7 二酸化窒素濃度の経年変化(年平均値)

3) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、少量であっても継続的に吸い続けると人の健康を損なうおそれがある化学物質の総称で、現在 200 種類以上の物質があげられている。このうち 23 種類の物質を「優先取組物質」とし、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 4 物質については環境基準が、また、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物の 9 物質については指針値が定められている。

優先取組物質のうち測定方法が確立している 21 物質について、常時監視すべきとして定められており、長崎市では、小ヶ倉測定局及び中央橋測定局において、これら 21 物質についての測定が行われている。

令和 2 年度の 21 物質の測定結果は、表 3.2.6 に示すとおりである。

環境基準又は指針値が設定されている物質については、全ての物質が環境基準又は指針値を下回っている。

表 3.2.6 有害大気汚染物質測定結果(令和 2 年度)

物質名	単位	測定局		環境基準	指針値
		(参考) 小ヶ倉	(参考) 中央橋		
ベンゼン	μg/m ³	0.77	0.86	3 以下	—
トリクロロエチレン	μg/m ³	0.004	0.004	130 以下	—
テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.004	0.004	200 以下	—
ジクロロメタン	μg/m ³	1.4	1.7	150 以下	—
アクリロニトリル	μg/m ³	0.0016	0.0016	—	2 以下
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.0063	0.0058	—	10 以下
クロロホルム	μg/m ³	0.14	0.13	—	18 以下
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.15	0.16	—	1.6 以下
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.018	0.067	—	2.5 以下
酸化エチレン	μg/m ³	0.056	0.064	—	—
アセトアルデヒド	μg/m ³	1.6	1.5	—	—
ホルムアルデヒド	μg/m ³	1.9	2.2	—	—
ベンゾ(a)ピレン	ng/m ³	0.035	0.054	—	—
水銀及びその化合物	ng/m ³	1.5	1.5	—	40 以下
ニッケル化合物	ng/m ³	0.81	1.3	—	25 以下
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	0.79	0.77	—	6 以下
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.014	0.016	—	—
マンガン及びその化合物	ng/m ³	7.5	11	—	140 以下
クロム及びその化合物	ng/m ³	1.2	2.5	—	—
塩化メチル	μg/m ³	1.3	1.3	—	—
トルエン	μg/m ³	2.2	2.7	—	—

出典：「令和 2 年度 大気環境調査結果」(令和 3 年 10 月、長崎県県民生活環境部地域環境課)に基づき作成

4) ダイオキシン類

長崎市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号)第 26 条の規定に基づき、長崎市内における大気環境中のダイオキシン類の濃度を把握するため、小ヶ倉測定局及び中央橋測定局において年 4 回調査を行っている。

令和 2 年度の大気環境中のダイオキシン類調査結果は表 3.2.7 に示すとおりであり、環境基準値を下回っている。

表 3.2.7 大気環境中ダイオキシン類測定結果(令和 2 年度)

測定局	所在地	調査時期	測定結果 (pg-TEQ/m³)	年平均値 (pg-TEQ/m³)	環境基準値 (pg-TEQ/m³)
(参考) 小ヶ倉	長崎市 小ヶ倉町	令和 2 年 4 月	0.010	0.010	0.6
		令和 2 年 7 月	0.014		
		令和 2 年 10 月	0.0075		
		令和 3 年 1 月	0.0088		
(参考) 中央橋	長崎市 江戸町	令和 2 年 4 月	0.0066	0.0088	
		令和 2 年 7 月	0.0074		
		令和 2 年 10 月	0.011		
		令和 3 年 1 月	0.010		

出典：「令和 2 年度 大気環境調査結果」(令和 3 年 10 月、長崎県県民生活環境部地域環境課)に基づき作成

(3) 騒音の状況

1) 道路交通騒音

地域特性把握範囲における道路交通騒音の測定地点は、図 3.2.8 に示すとおりである。また、道路交通騒音の測定結果は、表 3.2.8 に示すとおりである。

地域特性把握範囲の測定地点における道路交通騒音の測定結果は、環境基準及び要請限度を下回っている。

表 3.2.8 道路交通騒音測定結果（令和 2 年度）

番号	測定地点	路線名	車線数	用途地域	時間区分	騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)	環境基準 達成状況 (dB)	要請限度 達成状況 (dB)
①	長崎市中央 卸売市場	国道 251 号	4	準工業	昼間	67	70(○)	75(○)
					夜間	59	65(○)	70(○)
(参考)	長崎市役所	国道 34 号	4	商業	昼間	66	70(○)	75(○)
					夜間	58	65(○)	70(○)

注 1) 時間の区分は、昼間 6 : 00～22 : 00、夜間 22 : 00～6 : 00 である。

2) 環境基準又は要請限度の欄の○は、環境基準又は要請限度を下回っていることを示す。

3) 道路交通騒音における環境基準類型と基準値との関係は以下のとおりである。

道路に面する地域

A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 昼間 : 60dB 以下、夜間 : 55dB 以下

B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域

昼間 : 65dB 以下、夜間 : 60dB 以下

幹線交通を担う道路に近接する空間については、環境基準類型にかかわらず、昼間 : 70dB 以下、夜間 : 65dB 以下

4) 要請限度の地域指定種別と限度値との関係は以下のとおりである。

道路に面する地域

a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域 昼間 : 65dB 以下、夜間 : 55dB 以下

a 区域のうち 2 車線以上を有する道路に面する区域 昼間 : 70dB 以下、夜間 : 65dB 以下

b 区域のうち 2 車線以上を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域

昼間 : 75dB 以下、夜間 : 70dB 以下

幹線交通を担う道路に近接する空間については、地域指定種別にかかわらず、昼間 : 75dB 以下、夜間 : 70dB 以下

5) 長崎市役所(参考)の測定位置は、長崎県長崎市桜町（長崎市役所前の国道 34 号）である。

出典 : 「令和 3 年度版 長崎市環境白書」（令和 4 年 2 月 長崎市環境部）に基づき作成

2) 環境騒音

地域特性把握範囲における環境騒音の測定地点は、図 3.2.8 に示すとおりである。また、環境騒音の測定結果は、表 3.2.9 に示すとおりである。

地域特性把握範囲における環境騒音の測定結果は、6 地点のうち 1 地点のみ環境基準を達成していない。

表 3.2.9 環境騒音測定結果

番号	測定地点	用途地域	地域の 類型	時間 区分	騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)	環境基準 達成状況 (dB)
①	戸石地区公民館	第一種住居地域	B	昼間	44	55(○)
				夜間	36	45(○)
②	日見地域センター	第一種住居地域	B	昼間	49	55(○)
				夜間	43	45(○)
③	老人憩の家東望荘	第一種住居地域	B	昼間	47	55(○)
				夜間	41	45(○)
④	矢上団地第一公園	第一種低層住居 専用地域	A	昼間	42	55(○)
				夜間	35	45(○)
⑤	東部にこここセンター	商業地域	C	昼間	58	60(○)
				夜間	54	50(×)
⑥	馬場公民館	準工業地域	C	昼間	55	60(○)
				夜間	50	50(○)
(参考)	中央公園	商業地域	C	昼間	58	60(○)
				夜間	47	50(○)

注 1) 時間の区分は、昼間 6:00~22:00、夜間 22:00~6:00

2) 環境基準 ○: 達成 ×: 非達成

3) 環境基準類型と基準値との関係は以下のとおりである。

A 類型 昼間: 55dB 以下、夜間: 45dB 以下

B 類型 昼間: 55dB 以下、夜間: 45dB 以下

C 類型 昼間: 60dB 以下、夜間: 50dB 以下

4) 東部にこここセンターの測定年度は平成 30 年度、それ以外の測定地点の測定年度は令和 2 年度である。

5) 中央公園(参考)の測定位置は、長崎県長崎市賑町(長崎地方法務局の東側にある公園)である。

出典:「令和 3 年度版 長崎市環境白書」(令和 4 年 2 月 長崎市環境部)に基づき作成

3) 特定工場等の監視

「令和 3 年度版 長崎市環境白書」(令和 4 年 2 月 長崎市環境部)によると、長崎市は、「騒音規制法」及び「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づき、新たに設置届を受理した、あるいは苦情が発生した特定・指定施設を持つ工場・事業場 26 件について、立入検査を行い、測定を実施した 23 件のうち、5 件が規制基準に適合していなかったため、防音対策などの指導を行った。

また、苦情が発生した特定建設作業 20 件に立入検査を行い、測定を実施した 9 件のうち、5 件が規制基準に適合していなかったため、防音対策などの指導を行った。



Scale 1:35,000

0 1 2km

図 3.2.8 騒音測定地点位置

凡 例

- 対象事業実施区域
- 環境騒音測定地点
- ▲ 道路交通騒音測定地点

出典：「令和 3 年度版 長崎市環境白書」（令和 4 年 2 月 長崎市環境部）に基づき作成

(4) 振動の状況

地域特性把握範囲における道路交通振動の測定地点は、図 3.2.9 に示すとおりである。また、道路交通振動の測定結果は、表 3.2.10 に示すとおりである。

地域特性把握範囲内における道路交通振動の測定結果（昼間）は、要請限度を下回っている。

表 3.2.10 道路交通振動測定結果

測定地点	路線名	車線数	用途 地域	昼間 (dB)	要請限度 達成状況 (dB)	夜間 (dB)	要請限度 達成状況 (dB)
長崎市中央 卸売市場	国道 251 号	4	準工業	31	70(○)	—	—
(参考) 長崎市役所	国道 34 号	4	商業	31	70(○)	—	—

注 1) 時間の区分は、昼間 8:00~20:00、夜間 20:00~8:00 である。

2) 要請限度の欄の○は、要請限度を下回っていることを示す。

3) 要請限度の地域指定種別と限度値との関係は以下のとおりである。

第 1 種区域 昼間：65dB 以下、夜間：60dB 以下

第 2 種区域 昼間：70dB 以下、夜間：65dB 以下

4) —：測定していない

5) 長崎市役所(参考)の測定位置は、長崎県長崎市桜町（長崎市役所前の国道 34 号）である。

出典：「令和 3 年度版 長崎市環境白書」（令和 4 年 2 月 長崎市環境部）に基づき作成

(5) 悪臭の状況

長崎市における過去 5 年間の苦情件数については、表 3.2.11 に示すとおりである。令和 2 年度における典型 7 公害の割合を見ると、悪臭は 53 件(33.1%)で、騒音の 70 件(43.8%)に次いで多くなっている。

表 3.2.11 苦情の件数

種類 \ 年度		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
典型 7 公害	大気汚染	13	9	10	4	9
	水質汚濁	29	28	32	18	25
	土壌汚染	1	1	1	4	0
	騒音	55	61	65	67	70
	振動	3	4	6	5	3
	地盤沈下	0	1	0	1	0
	悪臭	45	41	39	46	53
	計	146	145	153	145	160
その他		5	0	2	1	1
合計		151	145	155	146	161

出典：「令和 3 年度版 長崎市環境白書」（令和 4 年 2 月 長崎市環境部）に基づき作成

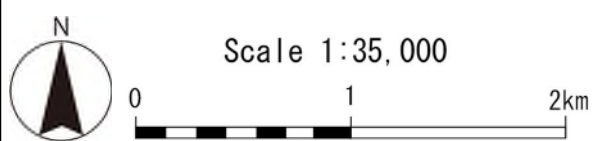


図 3.2.9 振動測定地点位置

凡 例

- 対象事業実施区域
- 道路交通振動測定地点

出典：「令和 3 年度版 長崎市環境白書」（令和 4 年 2 月 長崎市環境部）に基づき作成

3.2.2 土壌及び地盤環境

(1) 土壌の状況

1) 土壌の区分及び分布状況

地域特性把握範囲の土壌の状況は、図 3.2.11 に示すとおりであり、黄色土壌(I)と乾性褐色森林土壌が分布している。

2) 土壌汚染の状況

地域特性把握範囲には、「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月 29 日最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号)に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域はない(令和 3 年 7 月現在)。

なお、対象事業実施区域内には、図 3.2.10 に示すとおり、最終処分場跡地があるが、本事業では最終処分場跡地の形質変更を行わない。

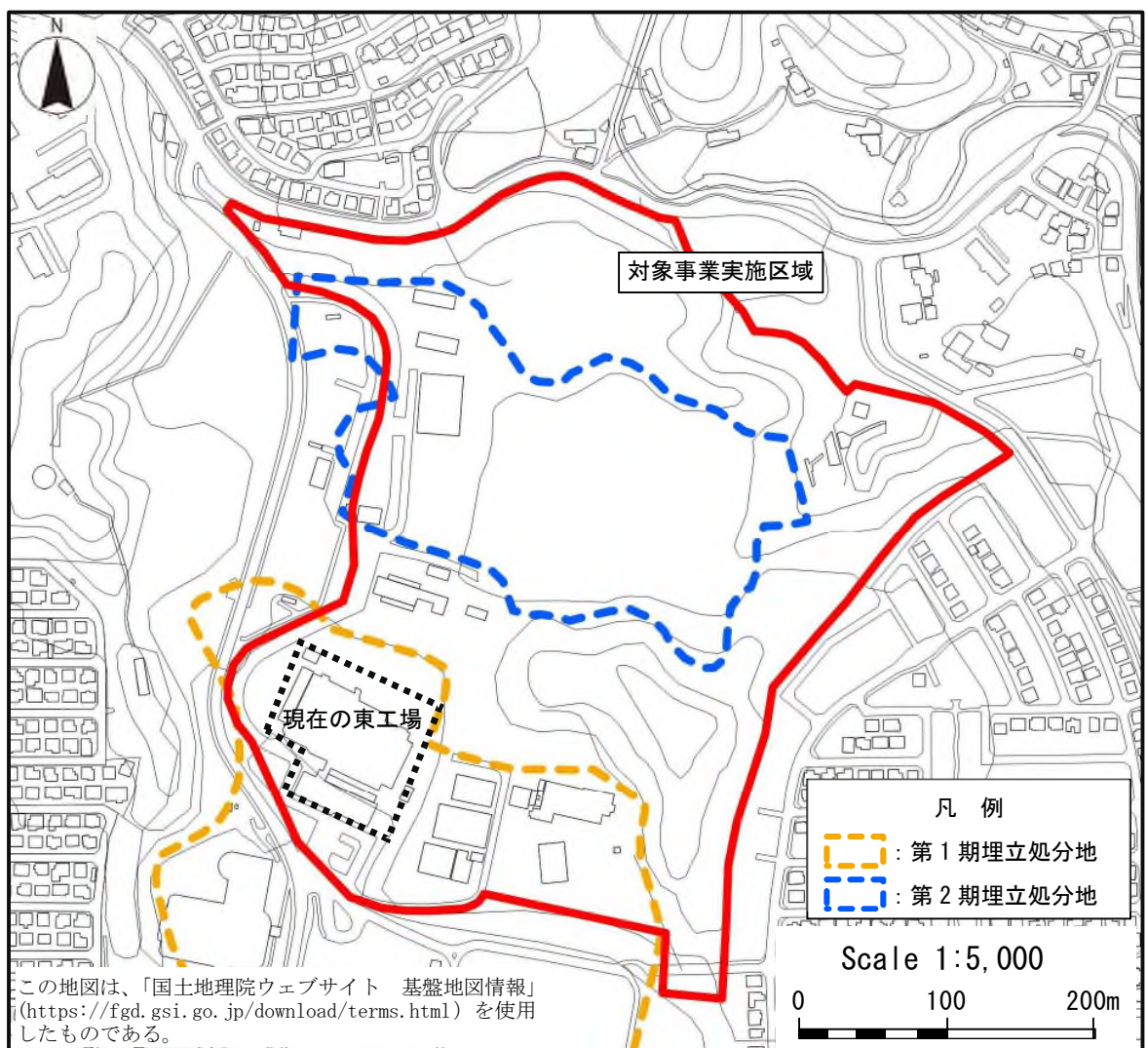
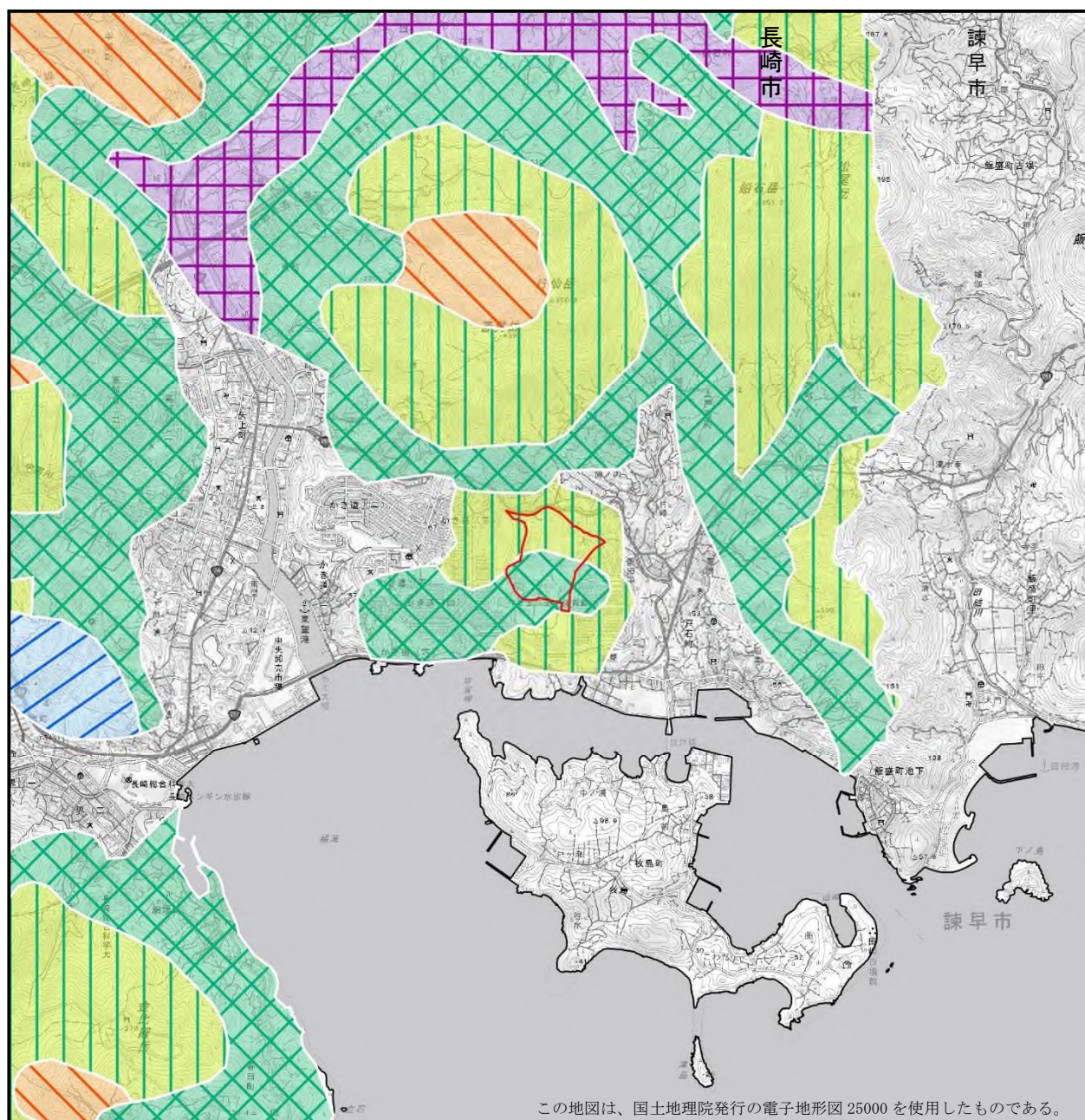


図 3.2.10 最終処分場跡地の位置

(2) 地盤の状況

長崎市においては、地盤沈下に関する問題は発生していない。



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を使用したものである。



図 3.2.11 土壌状況

凡 例

- | | | |
|----------|----------|------|
| 対象事業実施区域 | 乾性褐色森林土壌 | 赤色土壌 |
| 灰色低地土壌 | 黄色土壌（Ⅰ） | |
| 褐色森林土壌 | | |

出典：「土地分類調査 土壌図 長崎」（昭和 49 年 3 月、長崎県）に基づき作成

(3) 地形の区分及び分布状況

地域特性把握範囲の地形状況(地形分類)は、図 3.2.12 に示すとおりである。

(4) 地質の区分及び分布状況

地域特性把握範囲の地質状況(表層地質)は、図 3.2.13 に示すとおりである。

(5) 学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質の分布

地域特性把握範囲には、「長崎市レッドリスト：(平成 30 年 3 月、長崎市環境部)により選定された重要な地形及び地質があり、表 3.2.12 に示すとおりである。

表 3.2.12 重要な地形及び地質

分類	所在地	名称 -地形・地質-	選定基準
岩石・地形	牧島町戸ヶ瀬西海岸 長崎火山岩類からなる角閃石複輝石安山岩質水底軽石流堆積物	戸ヶ瀬の浅海底に生じた海底火山の火口縁に堆積していた泥質物が斜面崩壊をおこして安山岩質重力流球状岩塊(直径 2m)となって堆積。	1
層序・化石	矢上町 矢上小学校付近 矢上層群 侍石層 〈海緑石砂岩層…鍵層〉 〈有孔虫化石〉 《鍵層：示相化石》	海緑石砂岩層：矢上層群侍石層中には緑色砂粒状の海緑石が産出する。海緑石砂岩層は九州の古第三紀層の鍵層である。侍石層の風化した淡黄褐色細粒砂岩層中には有孔虫化石が多産する。	2
岩石・地形	牧島町 曲崎西対岸の汀	曲崎西対岸の火口縁には、ストロンボリ式噴火によって放出された玄武岩質アグルチネート～アグロメレートが露出し、無数の赤色火山弾(最大 1.5m 大)に混じって溶岩餅やパン皮状火山弾が産出する。	2
	東町～上戸石町 〈行仙火山岩類〉	行仙岳溶岩ドーム－普賢岳溶岩ドーム	4
	船石町～川内町 〈行仙火山岩類〉	船石岳溶岩ドーム－松尾岳溶岩ドーム	4
	船石町～中里町	井桶ノ尾岳溶岩ドーム<行仙火山岩類>	4
地形	牧島町曲崎礫堤(曲崎ビーチリッジ)と曲崎古墳群	・曲崎礫堤(曲崎ビーチリッジ)；曲崎礫堤上には、曲崎古墳群(古墳時代後期)として 498 基が確認されている。 ・曲崎礫堤の最高標高は約 8m+；曲崎では、牧島玄武岩を被覆して曲崎礫堤に安山岩質巨大楕円体礫が無数にみられるが、海面上昇期に曲最南端より沿岸流によって運搬されたのか、安山岩の給源と礫堤形成過程に謎が残る。	2
	東町 藤尾扇状地と藤尾河成段丘	瀬古川の造る藤尾扇状地は、八郎川の河成段丘＝藤尾河成段丘に連なっている。	2
	古賀町 松原段丘礫層と松原河成段丘	松原段丘礫層は、八郎川と間ノ瀬川の合流点に形成された複合扇状地であり、松原河成段丘に連なっている。	2
	網場町－1955 年頃まで網場から有喜-小浜-茂木方面に航路があった。	網場砂嘴(網場サンドスピッツ)は網場港の東防波堤の役目をしている。	4
	八郎川河口	干潟－砂洲	4
【選定基準】 1：日本の自然を代表する典型的かつ希少な地形地質 2：地学・自然地理学の教育および研究上、注目した方がよいと考えられる地形地質 3：日本各地および長崎市内に多数存在するが、より典型的模式的な地形地質 4：動植物の生育地として重要な地形地質			

出典：「長崎市レッドリスト」(平成 30 年 3 月、長崎市環境部)に基づき作成

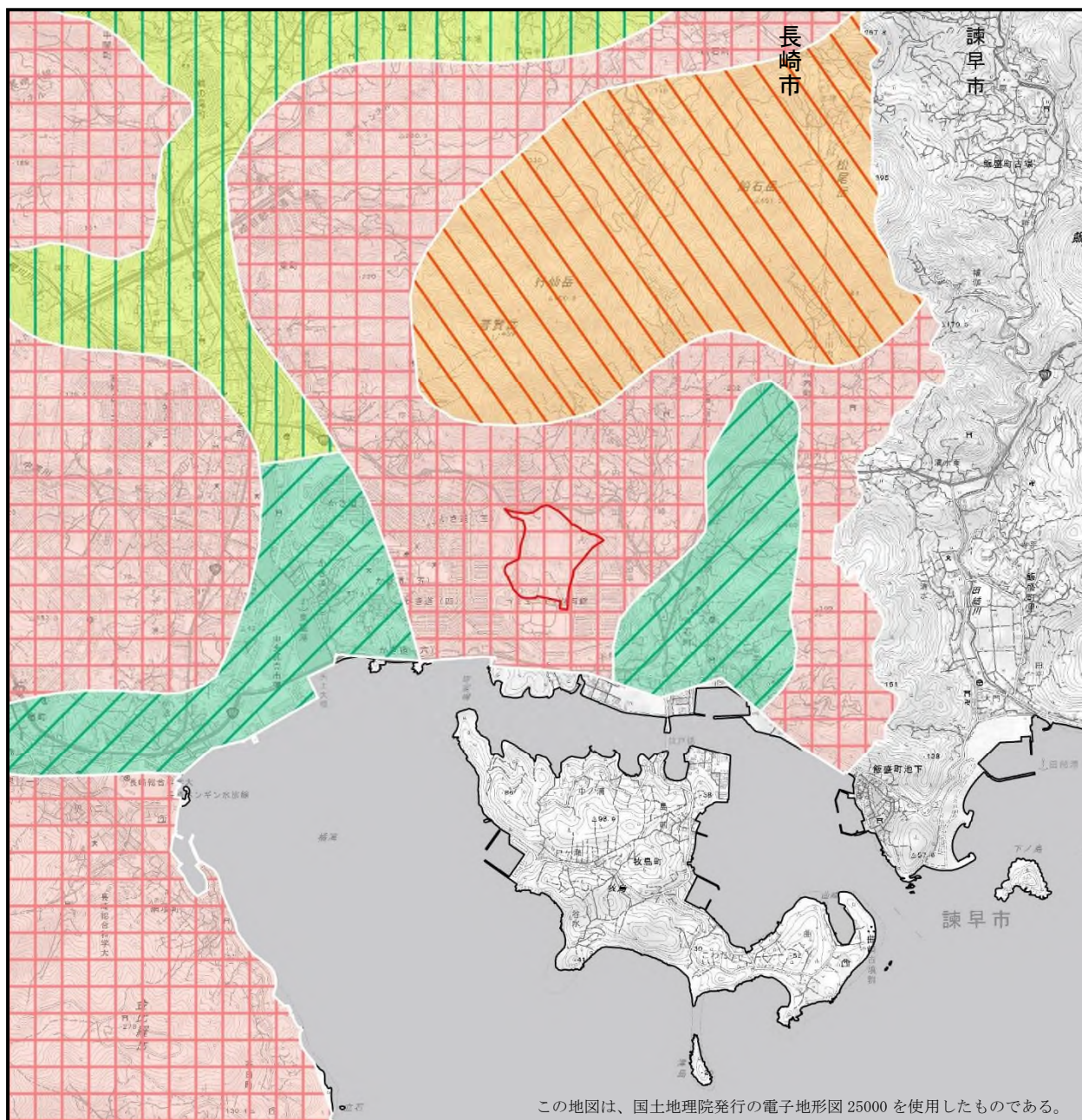


図 3.2.12 地形状況(地形分類)

凡 例

- | | | | |
|---|----------|---|--------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 小起伏火山地 |
|  | 三角州性低地 |  | 中起伏火山地 |
|  | 扇状地低地 | | |

出典：「土地分類基本調査 地形分類図 長崎」(昭和 49 年 3 月、長崎県)に基づき作成

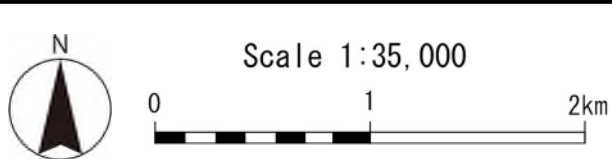
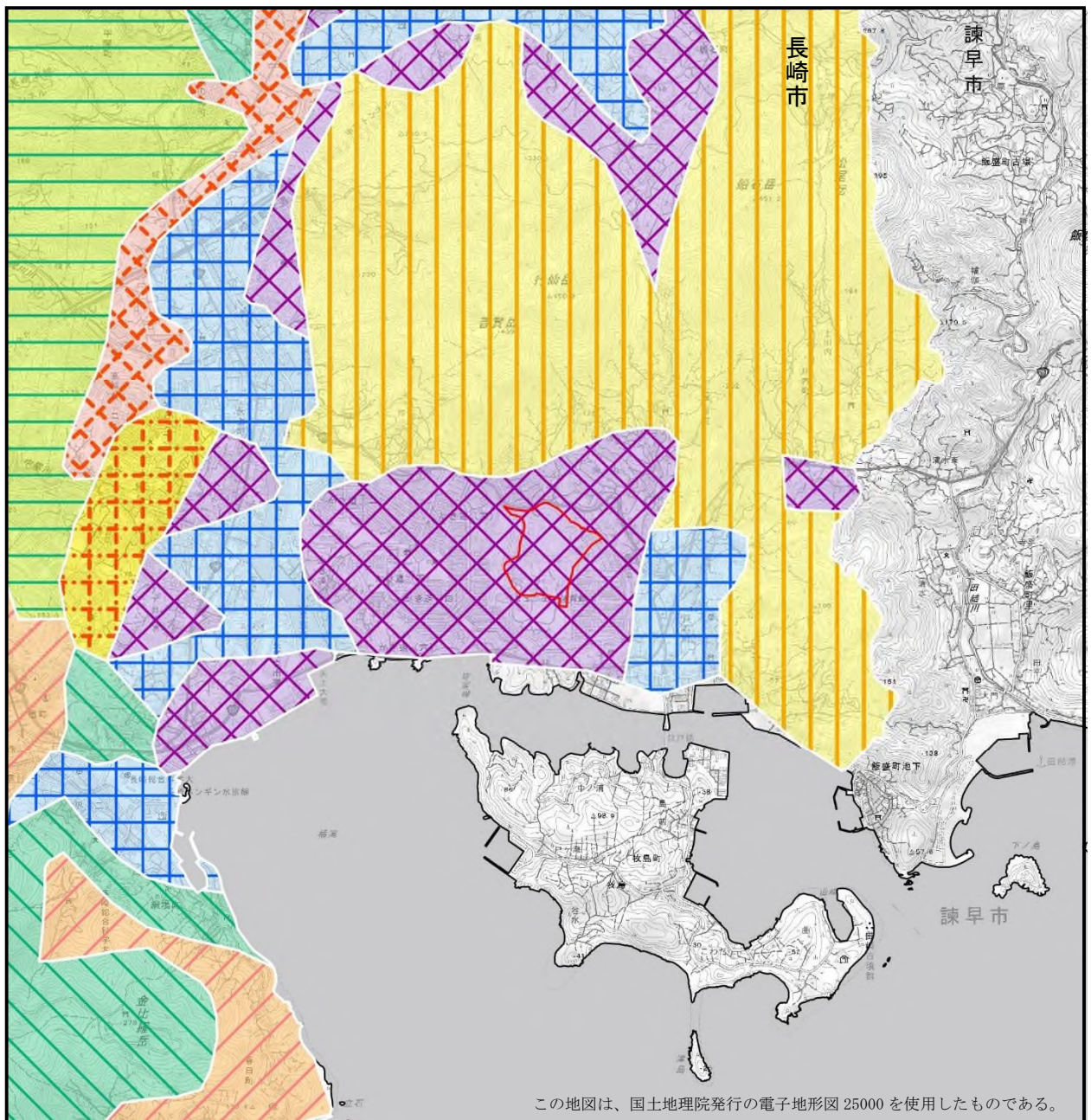


図 3.2.13 地質状況(表層地質)

凡 例

- | | | | |
|--|----------|--|------------------------|
| | 対象事業実施区域 | | 流紋岩質岩石 |
| | 凝灰角礫岩 | | 玄武岩 |
| | 輝石安山岩 | | 礫・砂・粘土(I)(沖積～洪積統)49 長崎 |
| | 変朽安山岩 | | 礫岩・砂岩・頁岩の互層 |
| | 角閃石安山岩 | | |

出典：「土地分類基本調査 表層地質図 長崎」(昭和 49 年 3 月、長崎県)に基づき作成

3.2.3 水環境

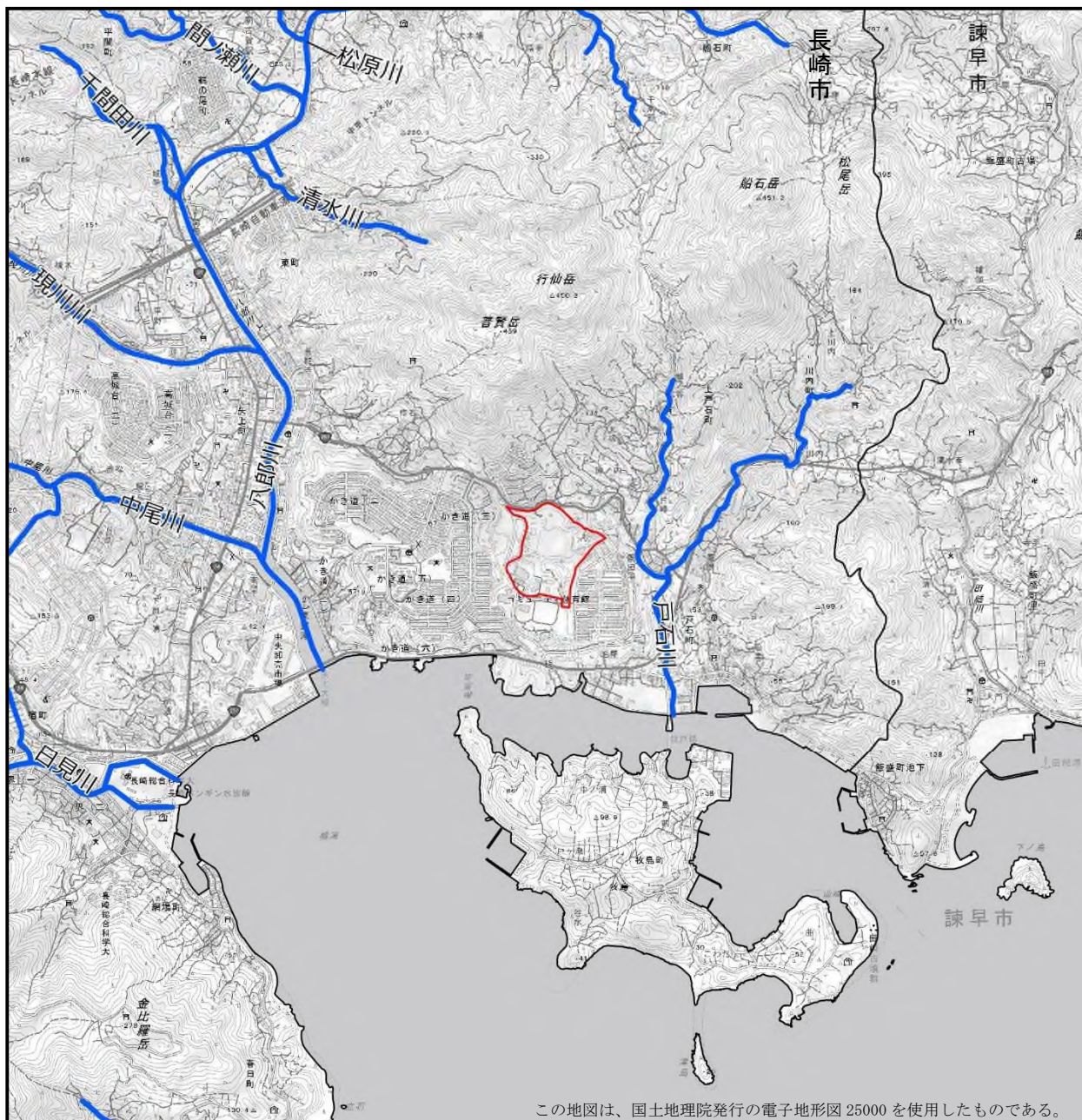
(1) 水象の状況

地域特性把握範囲の主要な河川は、表 3.2.13 及び図 3.2.14 に示すとおりである。周辺には二級河川の 9 河川があり、概ね北から南に向かって流れている。

表 3.2.13 主要な河川の一覧

水系	河川名	延長(m)	等級
八郎川	八郎川	6,415	二級河川
	現川川	2,869	
	中尾川	2,393	
	間の瀬川	2,788	
	千間田川	699	
	松原川	708	
	清水川	208	
日見川	日見川	1,746	
戸石川	戸石川	897	

出典：「長崎市河川一覧(二級河川、準用河川、都市下水路)」(平成 29 年 10 月、長崎市土木部)に基づき作成



Scale 1:35,000

0 1 2km

図 3.2.14 主要な河川の状況

凡 例

対象事業実施区域

主要な河川

出典：「水環境総合情報サイト」（環境省）に基づき作成

(2) 河川の水質の状況

地域特性把握範囲の水質汚濁に係る環境基準の水質測定地点は図 3.2.15 に、測定結果は表 3.2.14 に示すとおりである。

地域特性把握範囲においては、八郎川の八郎橋及び戸石川の浄水場跡横で測定されており、八郎橋では、水素イオン濃度及び大腸菌群類は環境基準を上回っている。

表 3.2.14 水質測定結果(生活環境項目 令和 2 年度)

測定地点	八郎川 八郎橋	
類型	A	
測定項目	測定結果	環境基準達成状況
水素イオン濃度 pH	最小 7.5～最大 9.0	6.5～8.5 (×)
溶存酸素量 DO (mg/L)	11	7.5 以上 (○)
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	0.9	2 以下 (○)
浮遊物質 SS (mg/L)	1	25 以下 (○)
大腸菌群類 (MPN/100mL)	3,300	1,000 以下 (×)
測定地点	戸石川 浄水場跡横	
類型	—	
測定項目	測定結果	環境基準達成状況
水素イオン濃度 pH	最小 7.6～最大 8.8	— —
溶存酸素量 DO (mg/L)	10	— —
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	1.8	— —
浮遊物質 SS (mg/L)	3	— —
大腸菌群類 (MPN/100mL)	4,100	— —

注 1) ○：環境基準達成

2) BOD は年間 75% 値を示す

出典：「令和 3 年度版 長崎市環境白書」（令和 4 年 2 月 長崎市環境部）に基づき作成

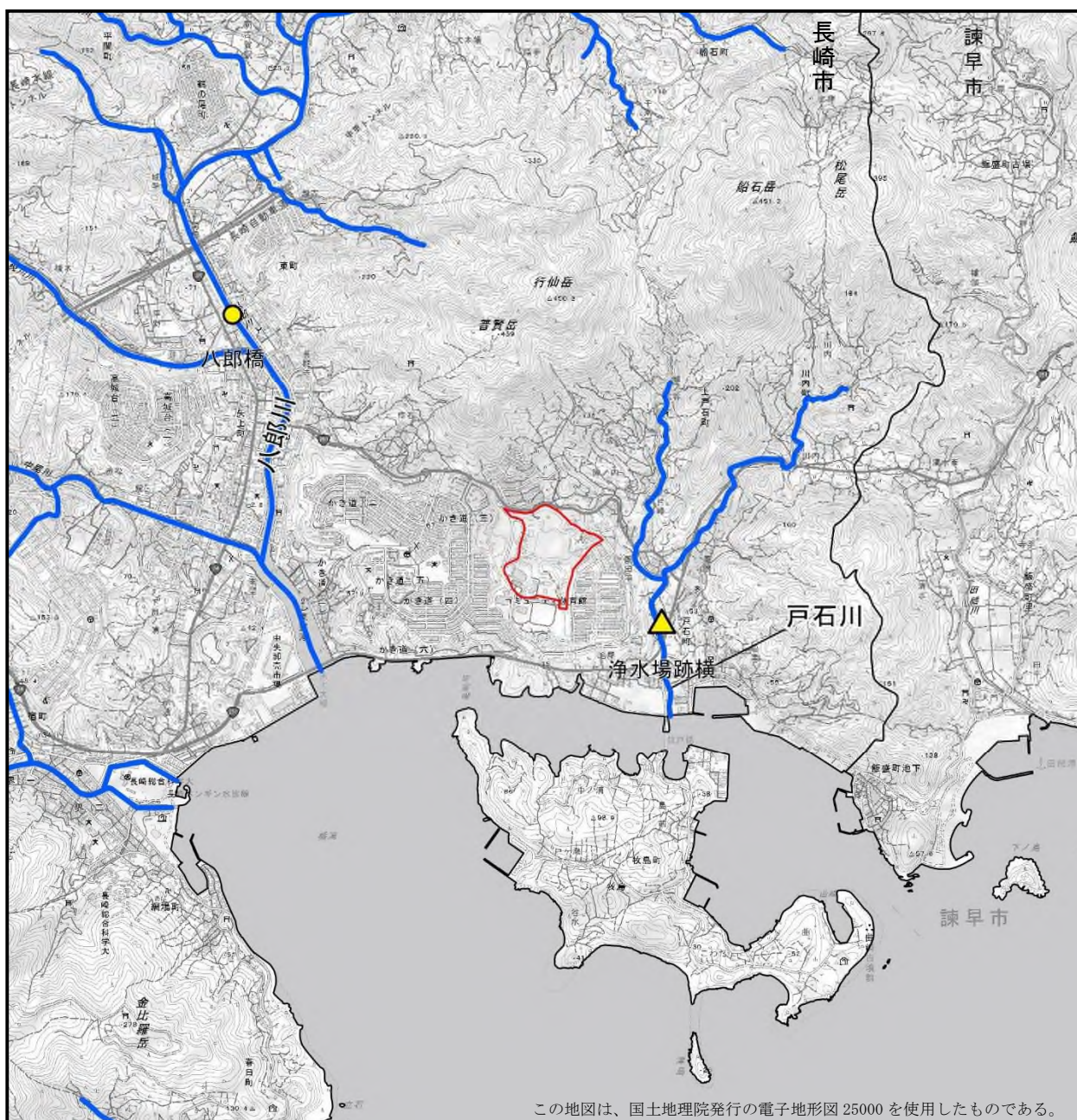


図 3.2.15 水質測定地点位置(河川)

凡 例

- | | |
|---|---|
| 対象事業実施区域 | ● 水質調査地点(河川・環境基準点) |
| — 河川 | ▲ 水質調査地点(河川・類型未指定地点) |

出典：「水環境総合情報サイト」（環境省）に基づき作成

(3) 底質の状況

「令和 3 年度版 長崎市環境白書」(令和 4 年 2 月 長崎市環境部)によると、浦上川・稲佐橋、中島川・玉江橋、鹿尾川・鹿尾橋、八郎川・かき道橋等の 13 河川 13 地点及び長崎湾の突堤間、内港口、臨海工業沖、港口、木鉢沖の 1 海域 5 地点で底質中の総水銀、PCB の含有量を測定したが、除去基準(総水銀：25mg/kg、PCB：10mg/kg)を超過する地点はなかった。

(4) 地下水の水質の状況

長崎市では平成元年度から地下水の常時監視を目的として、トリクロロエチレン等の有機塩素系化学物質及び重金属等の有害物質について、「概況調査」、「汚染井戸周辺地区調査」及び「継続監視調査」を行っている。

1) 概況調査

令和 2 年度は 20 地点の井戸において測定が行われており、全地点で環境基準を達成した。

2) 汚染井戸周辺地区調査

令和 2 年度は 17 地点の井戸において測定が行われており、全地点で環境基準を達成した。

3) 継続監視調査

令和 2 年度は 7 地点の井戸において測定が行われており、1 地点で砒素、2 地点でほう素、総水銀、4 地点でトリクロロエチレンが環境基準を超過していた。

(5) 海域の水質の状況

地域特性把握範囲の海域の水質汚濁に係る環境基準の水質測定結果は表 3.2.15 に示すとおりである。測定地点については図 3.2.16 に示したとおりである。

pH、DO、COD 及び大腸菌群類については、すべての地点で環境基準を達成している。

全窒素、全リンについては、対象事業実施区域及びその周辺の海域で測定していない。

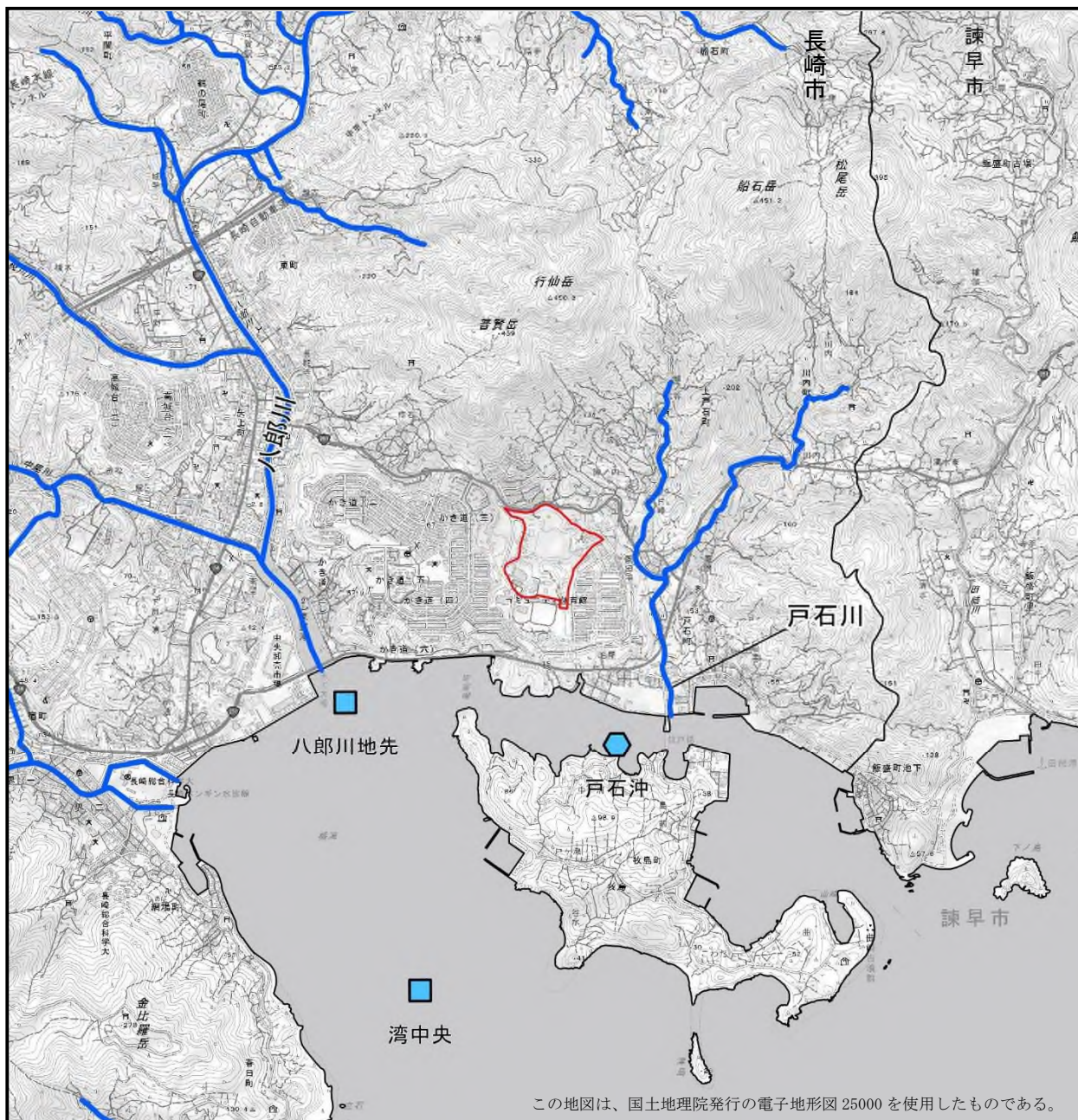
表 3.2.15 海域の水質汚濁に係る環境基準及び概況調査測定結果(網場湾、令和 2 年度)

番号	地点	類型	水素イオン濃度 pH			溶存酸素量 DO (mg/L)			化学的酸素要求量 COD (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)		
			測定 結果	環境基準 達成状況		測定 結果	環境基準 達成状況		測定 結果	環境基準 達成状況		測定 結果	環境基準 達成状況	
1	湾中央	A	最小 8.2～ 最大 8.2	7.8～ 8.3	○	8.4	7.5 以上	○	1.4	2 以下	○	2.0	1,000 以下	○
2	八郎川 地先		最小 8.1～ 最大 8.2	7.8～ 8.3	○	8.3	7.5 以上	○	1.7	2 以下	○	4.1	1,000 以下	○
3	戸石沖		最小 8.1～ 最大 8.2	7.8～ 8.3	○	8.3	7.5 以上	○	1.6	2 以下	○	1.9	1,000 以下	○

注 1) ○：環境基準達成

2) COD は年間 75% 値を示す

出典：「令和 3 年度版 長崎市環境白書」(令和 4 年 2 月 長崎市環境部)に基づき作成



Scale 1:35,000

0 1 2km

図 3.2.16 水質測定地点位置(海域)

凡 例

- 対象事業実施区域
- 河川
- 水質調査地点(海域・環境基準点)
- 水質調査地点(海域・補助点)

出典：「水環境総合情報サイト」(環境省)に基づき作成

3.2.4 植物、動物及び生態系

(1) 文献による植物・動物の生育・生息状況

地域特性把握範囲における植物や植生、動物の分布状況について、表 3.2.16 に示す文献資料をもとに整理した。情報の収集にあたっては、地域特性把握範囲に限定した分布情報はないため、文献内で「長崎市」において生育、生息の情報がある種を対象とした。水域に依存して分布している魚類や甲殻類については、河川名等が明らかにされている情報については、地域特性把握範囲に分布する河川（八郎川、戸石川等）を対象として情報を収集した。

なお、種名及び配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和 3 年、国土交通省）に準拠した。

表 3. 2. 16(1) 既往文献一覧

No.	収集文献	分類群									
		植物	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	クモ類	甲殻類	
1	長崎県の生物(平成元年8月、長崎県生物学会)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	新長崎市史(平成25年3月、長崎市)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	グリーンデータ 長崎県自然環境ガイドブック長崎市周辺(平成9年3月、長崎県生活環境部自然保護課)	○	○	○	○	○	○	○			
4	ふるさと自然観察ガイド(昭和63年3月、長崎県生物学会)	○	○	○	○	○	○	○			
5	長崎県植物誌(平成27年9月、長崎新聞社)										
6	長崎県の哺乳類(平成23年1月、長崎新聞社)		○								
7	長崎県の野鳥(平成7年5月、長崎県自然保護協会)			○							
8	長崎県の両生・爬虫類(平成17年3月、長崎新聞社)				○	○					
9	長崎県本土の固有ハチ類(平成29年11月、山元 宣行)							○			
10	第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図 長崎県(昭和56年、環境庁)		○			○		○			
11	長崎県レッドデータブック2011 ながさきの希少な野生動植物【普及版】(平成24年3月、長崎県レッドデータブック編集委員会 長崎県環境部自然環境課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	長崎県レッドデータブック改訂版(平成24年3月、長崎県市民局環境部)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	ヒナハゼ(ハゼ科魚類)の生息研究(長崎県生物学会誌No.64(2008)道津喜衛・深川元太郎・吉田 隆男・斎藤 博)						○				
14	長崎県植物誌ノート(31)(長崎県生物学会誌No.64(2008)中西弘樹)	○									
15	長崎市におけるキシノウエタデグモの記録(長崎県生物学会誌No.64(2008)奥村賢一)								○		
16	長崎県植物誌ノート(32)(長崎県生物学会誌No.65(2009)中西弘樹)	○									
17	長崎県の蝶類の現状(長崎県生物学会誌No.65(2009)峰正隆)							○			
18	長崎県植物誌ノート(33)(長崎県生物学会誌No.66(2009)中西弘樹)	○									
19	長崎市休耕田ピオープにおけるカクオおよびその天敵水生昆虫(長崎県生物学会誌No.67(2010)大庭伸也・松尾公則・高木正洋)							○		○	
20	長崎県植物誌ノート(34)(長崎県生物学会誌No.67(2010)中西弘樹)	○									
21	長崎県植物誌ノート(35)(長崎県生物学会誌No.68(2011)中西弘樹)	○									
22	2011年初頭の長崎市川原大池におけるオシロイの状況(長崎県生物学会誌No.68(2011)村田孝道)			○							
23	長崎県植物誌ノート(36)(長崎県生物学会誌No.69(2011)中西弘樹)	○									
24	長崎県植物誌ノート(37)(長崎県生物学会誌No.70(2012)中西弘樹)	○									
25	長崎ペンギン水族館のピオープで発見されたエサキアメンボの生態(長崎県生物学会誌No.70(2012)大串俊太郎)							○			
26	長崎県産野生生物拾遺(3)(長崎県生物学会誌No.71(2012)千々布義朗)	○	○		○						
27	長崎県植物誌ノート(38)(長崎県生物学会誌No.71(2012)中西弘樹)	○									
28	長崎県植物誌ノート(39)(長崎県生物学会誌No.72(2013)中西弘樹)	○									
29	長崎県植物誌ノート(40)(長崎県生物学会誌No.73(2013)中西弘樹)	○									
30	長崎総合科学大学内の一時的な水域で採集されたコガタゲンゴロウ(長崎県生物学会誌No.73(2013)大串俊太郎)							○		○	
31	長崎ペンギン水族館のピオープに生息する直翅類の記録(長崎県生物学会誌No.73(2013)大串俊太郎)							○			
32	長崎市岩屋山における両生爬虫類3種の観察例(長崎県生物学会誌No.73(2013)松尾公則・中浜直之)				○	○					
33	長崎大学文芸キャンパスにおけるニホンヒキガエルの繁殖行動と越冬場所(長崎県生物学会誌No.74(2014)日隅徳子・大庭伸也)					○					
34	長崎県産野生生物拾遺(4)(長崎県生物学会誌No.74(2014)千々布義朗)	○	○								
35	長崎県植物誌ノート(41)(長崎県生物学会誌No.74(2014)中西弘樹)	○									
36	長崎県植物誌ノート(42)(長崎県生物学会誌No.75(2014)中西弘樹)	○									
37	長崎県におけるシジミガムシ属の記録(長崎県生物学会誌No.75(2014)大串俊太郎・大庭伸也・深川元太郎)							○		○	
38	長崎ペンギン水族館のピオープにおける水生動物群集(長崎県生物学会誌No.75(2014)大串俊太郎)	○		○	○	○	○	○	○	○	
39	黒崎永田湿地自然公園における動物群集(長崎県生物学会誌No.75(2014)大串俊太郎)			○	○	○		○	○		
40	長崎県におけるコバトムシの追加記録(長崎県生物学会誌No.75(2014)大串俊太郎)							○			
41	長崎県におけるヒサコクササギの追加記録(長崎県生物学会誌No.75(2014)大串俊太郎)							○			
42	長崎県植物誌ノート(43)(長崎県生物学会誌No.76(2015)中西 弘樹)	○									
43	長崎県本土の水生甲虫類(コツゲンゴロウ科・ゲンゴロウ科・ミズスマシ科・ホソガムシ科・ダルマガムシ科・ガムシ科)の記録(長崎県生物学会誌No.76(2015)深川元太郎)							○			
44	新長崎県植物誌ノート(長崎県植物誌補遺)(長崎県生物学会誌No.78(2016)中西弘樹)	○									
45	長崎県のコガシラミズミシ科について(長崎県生物学会誌No.78(2016)松尾照男・深川元太郎)							○			
46	長崎県におけるキツネの目撃記録2例(長崎県生物学会誌No.78(2016)深川元太郎)		○								
47	新長崎県植物誌ノート(長崎県植物誌補遺)2(長崎県生物学会誌No.80(2017)中西弘樹)	○									
48	長崎県でのセアカゴケグモの発見(長崎県生物学会誌No.80(2017)奥村賢一)								○		
49	新長崎県植物誌ノート(長崎県植物誌補遺)3(長崎県生物学会誌No.82(2018)中西弘樹)	○									
50	新長崎県植物誌ノート(長崎県植物誌補遺)4(長崎県生物学会誌No.84(2019)中西弘樹)	○									
51	第6-7回自然環境保全基礎調査(植生調査)現存植生図 長崎(環境省)	(補遺)									
52	長崎県産クモ類レッドリスト選定種の現況(長崎県生物学会誌No.85(2019)奥村賢一)								○		
53	アコウの巨木と天然記念物ー長崎県を中心として(長崎県生物学会誌No.86(2020)中西弘樹)	○									
54	長崎市で採集された雌シグモ毒液のGC/MS測定とワスレナグモ(クモ目:シグモ科)住居の発見(長崎県生物学会誌No.85(2019)野口大介)								○		
55	新長崎県植物誌ノート(長崎県植物誌補遺)5(長崎県生物学会誌No.86(2020)中西弘樹)	○									
56	チュウガタシロカネグモの網にいたハエ、イトカメムシおよびゴキブリの一種の網にいたアリ(長崎県生物学会誌No.86(2020)野口大介)								○	○	
57	新長崎県植物誌ノート(長崎県植物誌補遺)6(長崎県生物学会誌No.87(2020)中西弘樹)	○									
58	2020年に長崎県で確認されたオオギビシノの群泳(長崎県生物学会誌No.87(2020)玉田亮太)									○	
59	トヨラクサイチゴ(Rubus x toyorensis Koidz.)長崎県に発見(長崎県生物学会誌No.87(2020)中西弘樹)	○									
60	新長崎県植物誌ノート(長崎県植物誌補遺)7(長崎県生物学会誌No.88(2021)中西弘樹)	○									
61	長崎市神島でオオジュウイチ(カコウ目カコウ科)を確認(長崎県生物学会誌No.88(2021)宮崎八州雄)			○							
62	長崎市神島町でバンケン(カコウ目カコウ科)を確認(長崎県生物学会誌No.88(2021)宮崎八州雄)			○							
63	ヒメカコウ(カコウ目カコウ科)の九州本土初記録(長崎県生物学会誌No.88(2021)宮崎八州雄)			○							
64	九州におけるヨツモンカメノハムシの分布拡大について(こがねむし 第73号(2008)長崎昆虫研究会)								○		
65	長崎県産チョウ類採集・確認記録(こがねむし 第74号(2008)長崎昆虫研究会)								○		
66	長崎県産および各地のコメツクシ科甲虫類の記録(こがねむし 第74号(2008)長崎昆虫研究会)								○		
67	カバマダラの記録(こがねむし 第74号(2008)長崎昆虫研究会)								○		
68	「長崎県本土の蛾類」以降の記録(こがねむし 第74号(2008)長崎昆虫研究会)								○		
69	2006年～2008年長崎県の迷蝶(こがねむし 第75号(2009)長崎昆虫研究会)								○		
70	2009年長崎県の迷蝶(こがねむし 第75号(2009)長崎昆虫研究会)								○		
71	2006年～2008年「長崎県RDB」の蝶(こがねむし 第75号(2009)長崎昆虫研究会)								○		
72	2009年「長崎県RDB」の蝶(こがねむし 第75号(2009)長崎昆虫研究会)								○		

表 3.2.16(2) 既往文献一覧

No.	収集文献	分類群							
		植物	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	その他
73	長崎県の昆虫類(トシホ・ガ・チョウ)の記録(こがねむし 第75号(2009)長崎昆虫研究会)							○	
74	2000～8年長崎県の蝶の記録—長崎昆虫研究会Cメールより—(こがねむし 第75号(2009)長崎昆虫研究会)							○	
75	クロマダラソテツシジミ 2000年野母崎で大量発生(こがねむし 第75号(2009)長崎昆虫研究会)							○	
76	長崎県の大規模水生カメムシ類の記録2(こがねむし 第76号(2010)長崎昆虫研究会)							○	
77	長崎県におけるヤエヤマニセツツマグソガネの採集例(こがねむし 第76号(2010)長崎昆虫研究会)							○	
78	長崎県におけるニセマグソガネの採集例(こがねむし 第76号(2010)長崎昆虫研究会)							○	
79	長崎市内よりマルマグソガネの再録(こがねむし 第76号(2010)長崎昆虫研究会)							○	
80	2007年～2009年 長崎県の蝶(こがねむし 第76号(2010)長崎昆虫研究会)							○	
81	2010年「長崎県RDB」の蝶(こがねむし 第76号(2010)長崎昆虫研究会)							○	
82	2010年の長崎県の迷蝶(こがねむし 第76号(2010)長崎昆虫研究会)							○	
83	昆虫展「長崎の虫はすごい」の記録(こがねむし 第77号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
84	長崎県彦山とその周辺の甲虫類(2009-2010)―彦山虫採り散歩で得られた甲虫の季節変動など―(こがねむし 第77号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
85	蝶の異常事例2題(こがねむし 第77号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
86	マーキングしたアサギマダラの移動記録(こがねむし 第77号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
87	2011年の長崎県の迷蝶(こがねむし 第77号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
88	2011年「長崎県RDB」の蝶(こがねむし 第77号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
89	長崎県におけるヨツモンカタキバゴミムシの記録(こがねむし 第77号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
90	ヨツバコガネを長崎市で採集(こがねむし 第77号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
91	白蟻にビルをテラスに巣を築くハチミツの調査(こがねむし 第77号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
92	長崎市内よりトゲニセマグソガネ初記録(こがねむし 第77号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
93	長崎県のカタノゴロウ科の採集記録(こがねむし 第78号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
94	長崎県と五島市におけるホソケシマグソガネの記録(こがねむし 第78号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
95	長崎県彦山とその周辺の甲虫類(2011)―彦山虫採り散歩(2)で得られた甲虫の2010年度との比較―(こがねむし 第78号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
96	長崎県におけるナカゴミムシ類の採集記録(こがねむし 第78号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
97	長崎県西彼半島のオオキノコムシ科2種の採集例(こがねむし 第78号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
98	里までの外周をクワガタムシ死体の拾得例(こがねむし 第78号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
99	長崎県のコオニヤマトガシメの記録(こがねむし 第78号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
100	ナガサキアゲハ有尾型と白尾型を採集(こがねむし 第78号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
101	アカギカメムシの集団発生(こがねむし 第78号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
102	エサキアメンボ長崎県黒崎市水田自然公園にも産す(こがねむし 第78号(2012)長崎昆虫研究会)							○	
103	ハッカハムシ採集記(こがねむし 第79号(2014)長崎昆虫研究会)							○	
104	大野原でキシコガネを採集(こがねむし 第79号(2014)長崎昆虫研究会)							○	
105	畑作業の中で多数見つかったスジビロウドコガネ(こがねむし 第79号(2014)長崎昆虫研究会)							○	
106	長崎県へのブタクサハムシの侵入時期(こがねむし 第79号(2014)長崎昆虫研究会)							○	
107	2013年シーズン終盤の甲虫(こがねむし 第79号(2014)長崎昆虫研究会)							○	
108	長崎県彦山とその周辺の甲虫類(2012)―彦山虫採り散歩(3)と新たな2か所ほかで得られた甲虫―(こがねむし 第79号(2014)長崎昆虫研究会)							○	
109	長崎県のMegabiston属について(こがねむし 第79号(2014)長崎昆虫研究会)							○	
110	長崎県のキロエダシヤク類について(こがねむし 第79号(2014)長崎昆虫研究会)							○	
111	西彼半島でのカツラネクイハムシとキアシネクイハムシその後(こがねむし 第80号(2015)長崎昆虫研究会)							○	
112	長崎県愛宕山とその周辺の甲虫類(2013)―愛宕山虫採り散歩と畑(北浦)の周辺で得られた甲虫―(こがねむし 第80号(2015)長崎昆虫研究会)							○	
113	長崎県におけるゲンゴロウ科3種の記録(こがねむし 第80号(2015)長崎昆虫研究会)							○	
114	長崎県におけるセシジゲンゴロウ属の採集記録(こがねむし 第80号(2015)長崎昆虫研究会)							○	
115	長崎県におけるガムシ属2種の記録(こがねむし 第80号(2015)長崎昆虫研究会)							○	
116	長崎県の大規模水生カメムシ類の記録3(こがねむし 第80号(2015)長崎昆虫研究会)							○	
117	長崎県におけるエサキアメンボの追加記録(こがねむし 第80号(2015)長崎昆虫研究会)							○	
118	長崎県未記録、及び県本土未記録の蛾類2(こがねむし 第80号(2015)長崎昆虫研究会)							○	
119	2012～2014年の長崎県の迷蝶(こがねむし 第80号(2015)長崎昆虫研究会)							○	
120	2012～2014年「長崎県RDB」の蝶(こがねむし 第80号(2015)長崎昆虫研究会)							○	
121	長崎県近郊のミズイロオナガシジミ(こがねむし 第80号(2015)長崎昆虫研究会)							○	
122	西彼半島の甲虫相(こがねむし 第81号(2016)長崎昆虫研究会)							○	
123	島原半島産甲虫覚書き4―主としてFITIによる2013年～2015年の成果―(こがねむし 第82号(2017)長崎昆虫研究会)							○	
124	阿比留巨人さん最後の虫取り散歩―長崎市北浦、愛宕山とその周辺で得られた甲虫類(2014)―(こがねむし 第82号(2017)長崎昆虫研究会)							○	
125	標本箱を整理して―未報告の甲虫類とその山地―(こがねむし 第82号(2017)長崎昆虫研究会)							○	
126	西彼半島産キアシネクイハムシ2種(こがねむし 第82号(2017)長崎昆虫研究会)							○	
127	長崎市見取牧場付近の昆虫相Ⅱ(こがねむし 第82号(2017)長崎昆虫研究会)							○	
128	スジクロシロチョウを長崎市市街地で目撃(こがねむし 第82号(2017)長崎昆虫研究会)							○	
129	五島市富江町でのミズイロオナガシジミの発見(こがねむし 第83号(2018)長崎昆虫研究会)							○	
130	2015～2017年「長崎県RDB」の蝶(こがねむし 第83号(2018)長崎昆虫研究会)							○	
131	2015～2017年の長崎県の迷蝶(こがねむし 第83号(2018)長崎昆虫研究会)							○	
132	アサギマダラの再捕獲(こがねむし 第83号(2018)長崎昆虫研究会)							○	
133	アサギマダラを完全長崎市街地で採集(こがねむし 第83号(2018)長崎昆虫研究会)							○	
134	長崎県本土産のハチバチ類(こがねむし 第83号(2018)長崎昆虫研究会)							○	
135	およそ40～50年前に採集された有刺ハチ類(こがねむし 第83号(2018)長崎昆虫研究会)							○	
136	甲虫類の長崎県内新産地と追加記録(こがねむし 第83号(2018)長崎昆虫研究会)							○	
137	日本最初となったクロトビロカメムシの記録(こがねむし 第84号(2019)長崎昆虫研究会)							○	
138	1993-2018年の長崎県産の蝶類その他の記録(こがねむし 第84号(2019)長崎昆虫研究会)							○	
139	長崎県南部のカンタンの記録(こがねむし 第84号(2019)長崎昆虫研究会)							○	
140	長崎県および周辺のスジクロシロチョウの記録(こがねむし 第84号(2019)長崎昆虫研究会)							○	
141	柴原克己氏から預かった蝶の同定結果(こがねむし 第84号(2019)長崎昆虫研究会)							○	
142	長崎県本土産有刺蜂類の記録の更新(こがねむし 第85号(2020)長崎昆虫研究会)							○	
143	長崎市の異翅半翅類目録(1)(こがねむし 第85号(2020)長崎昆虫研究会)							○	
144	2010年～2019年の長崎県近郊の迷蝶の記録(こがねむし 第85号(2020)長崎昆虫研究会)							○	
145	2018～2020年「長崎県RDB」の蝶(こがねむし 第86号(2021)長崎昆虫研究会)							○	
146	2020年の迷蝶(こがねむし 第86号(2021)長崎昆虫研究会)							○	
147	長崎県本土産のハバチ類について―記録の訂正と追加―(こがねむし 第86号(2021)長崎昆虫研究会)							○	
148	長崎県内におけるオオクワガタの採集例(こがねむし 第86号(2021)長崎昆虫研究会)							○	
149	長崎県内でもスズメバチからクロタマムシが産生(こがねむし 第86号(2021)長崎昆虫研究会)							○	
150	トマト支柱竹から発生した甲虫2種(こがねむし 第86号(2021)長崎昆虫研究会)							○	
151	長崎県のトゲアリとクシツゲアリの記録(こがねむし 第86号(2021)長崎昆虫研究会)							○	

また、上記の文献により、地域特性把握範囲において生育・生息が把握された植物・動物について、種の保護・保全等を目的として制定された法令や、絶滅のおそれのある種について編集された文献、また、重要な植物群落や、動物の注目すべき生息地等について記載された文献等、表 3.2.17 に示した選定基準により、重要な種、群落、生息地等について把握を行った。

表 3.2.17(1) 植物及び動物の重要な種の選定基準

文献及び法律名		カテゴリー
重要な種	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「長崎県文化財保護条例」(昭和 36 年 3 月長崎県条例第 16 号) 「長崎市文化財保護条例」(昭和 43 年 3 月長崎市条例第 6 号)	特別天然記念物及び天然記念物に指定された植物
	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年法律第 75 号)	国内希少野生動植物種 国際希少野生動植物種 緊急指定種
	「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」 (平成 24 年条例第 13 号)	指定種
	環境省レッドリスト 2020(環境省 令和 2 年報道発表資料)	EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧Ⅰ類 CR: 絶滅危惧ⅠA類 EN: 絶滅危惧ⅠB類 VU: 絶滅危惧Ⅱ類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
	長崎県レッドリスト 2022 (令和 4 年 3 月、長崎県県民生活環境部自然環境課)	EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR: 絶滅危惧ⅠA類 EN: 絶滅危惧ⅠB類 VU: 絶滅危惧Ⅱ類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
	長崎市レッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)(平成 30 年 3 月、長崎市環境部)	EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR: 絶滅危惧ⅠA類 EN: 絶滅危惧ⅠB類 VU: 絶滅危惧Ⅱ類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足

表 3.2.17 (2) 植物の選定基準(重要な群落)

文献及び法律名		カテゴリー
重要な植物群落	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「長崎県文化財保護条例」(昭和 36 年 3 月長崎県条例第 16 号) 「長崎市文化財保護条例」(昭和 43 年 3 月長崎市条例第 6 号)	特別天然記念物及び天然記念物に指定された植物群落
	「植物群落レッドデータブック」 (1996 年、(財)日本自然保護協会)	保護上重要な群落として選定された植物群落
	「第 2 回自然環境保全基礎調査 動植物分布図 長崎県」 (昭和 56 年、環境庁)	特定植物群落のうち以下の区分に該当するもの A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C: 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H: その他、学術上重要な植物群落または個体群
	「第 3 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書(Ⅱ)」(昭和 63 年、環境庁)	

表 3.2.17 (3) 動物の選定基準(注目すべき生息地)

文献及び法律名	カテゴリー
「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「長崎県文化財保護条例」(昭和 36 年 3 月長崎県条例第 16 号) 「長崎市文化財保護条例」(昭和 43 年 3 月長崎市条例第 6 号)	特別天然記念物及び天然記念物に指定された動物(生息地)
「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」 (昭和 55 年条約第 28 号)	指定湿地
「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年法律第 75 号)	生息地等保護区(動物に係るもの)
「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」 (平成 4 年条約第 7 号)	自然遺産の登録基準に該当するもの
「第 4 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(平成 7 年、環境庁)に示された鳥類の集団繁殖地・集団ねぐら	地域の象徴であること等の理由により注目される生息地

1) 種子植物、シダ植物の状況

a. 種子植物、シダ植物

地域特性把握範囲において、表 3.2.16 に示す既往文献により、66 目 189 科 1,861 種の種子植物、シダ植物が確認された。主な確認種の概要を表 3.2.18 に、確認状況を資料編 別表 2.1 に示した。

「長崎県植物誌」（平成 27 年 9 月、長崎新聞社）によると、長崎市にはヒカゲノカズラ、ヤマグワ、スタジイ、リョウブ、イボタノキ等の分布が記載されている。

「グリーンデータ 長崎県自然環境ガイドブック 長崎市周辺（平成 9 年 3 月、長崎県生活環境部自然保護課）」によると、長崎市にはシャガ、ナガバモミジイチゴ、マルバウツギ、ヤマツツジ、ツルリンドウ等の分布が記載されている。

これらの既往文献による確認種のうち、「表 3.2.17(1) 植物及び動物の重要な種の選定基準」により重要な種を選定したところ、表 3.2.19 に示すとおり、マツバラン、アギナシ、ツチトリモチ、シャクジョウソウ等、48 目 98 科 307 種が抽出された。

また、地域特性把握範囲には「第 4 回自然環境保全基礎調査 長崎県自然環境情報図」（平成 7 年、環境庁）で巨樹として指定されており、「長崎市文化財保護条例」（昭和 43 年 3 月 30 日条例第 6 号、改正：平成 29 年 3 月 23 日条例 13 号）において天然記念物に指定されている「矢上八幡神社の大クス」が存在している（図 3.2.18 参照）。

表 3.2.18 既往文献により把握された主な植物の状況

調査項目	確認種数	主な確認種
植物	66 目 189 科 1,861 種	ヒカゲノカズラ、シャガ、ヤマグワ、ナガバモミジイチゴ、スタジイ、マルバウツギ、リョウブ、ヤマツツジ、ツルリンドウ、イボタノキ、クサギ、ホトケノザ等

注 1) 既往文献において種名が特定できた記録のみ種数を計上した。

2) 確認種の一覧は、資料編 別表 2.1 に示す。

表 3.2.19 植物の重要な種の確認状況

調査項目	確認種数	主な重要な種
植物	48 目 98 科 307 種	マツバラン、タキミシダ、アギナシ、エビネ、ヤマトミクリ、ツチトリモチ、ヤナギヌカボ、シャクジョウソウ等

注) 重要な種の選定基準は、資料編 別表 2.1 の右欄に示すとおりである。

b. 植生

地域特性把握範囲における植生の状況は、図 3.2.17 に示すとおりである。

地域特性把握範囲は市街地に存在し、そのなかに古くからの薪炭林として利用されてきたシイ・カシ二次林や、林縁部の先駆植生であるアカメガシワ・カラスザンショウ群落等が成立している。また、北部から東部にかけては、山地が広がっており、山麓部にはシイ・カシ二次林がひろがり、山腹から尾根部にかけてはスギ・ヒノキ・サワラ植林が成立している。これらの植生から、対象事業実施区域及びその周辺は、古くから人為的な影響を受けながら存続している植生が広がっていることが把握された。

なお、地域特性把握範囲における重要な群落として、「表 3.2.17(2) 植物の選定基準（重要な群落）」のうち、「長崎市文化財保護条例」（昭和 43 年 3 月 30 日条例第 6 号、改正：平成 29 年 3 月 23 日条例 13 号）において天然記念物に指定されている「牧島のハマナツメ群落」の分布が記載されている（図 3.2.18 参照）。



Scale 1:35,000



図 3.2.17 現存植生図

凡 例



対象事業実施区域

- | | | |
|---------------------|-----------------|----------------------|
| 1.ムサシアブミ・タブノキ群集 | 12.ヨシクラス | 23.畑雑草群落 |
| 2.ハマナツメ群落 | 13.塩沼地植生 | 24.水田雑草群落 |
| 3.マサキートベラ群集 | 14.磯浜植生 | 25.放棄水田雑草群落 |
| 4.シイ・カシ二次林 | 15.海岸断崖地植生 | 26.市街地 |
| 5.アカガシ二次林 | 16.スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 27.緑の多い住宅地 |
| 6.アカメガシワ・カラスザンショウ群落 | 17.その他植林 | 28.残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| 7.アカメガシワ・エノキ群落 | 18.クスギ植林 | 29.工場地帯 |
| 8.低木群落 | 19.竹林 | 30.造成地 |
| 9.メガルカヤ・ススキ群集 | 20.路傍・空地雑草群落 | 31.開放水域 |
| 10.ダンチク群落 | 21.放棄畑雑草群落 | 32.自然裸地 |
| 11.伐採跡地群落(VII) | 22.果樹園 | |

出典：「第 6-7 回自然環境保全基礎調査(植生調査)現存植生図 長崎」(環境省)に基づき作成

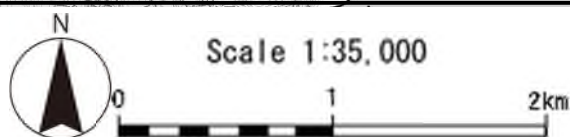
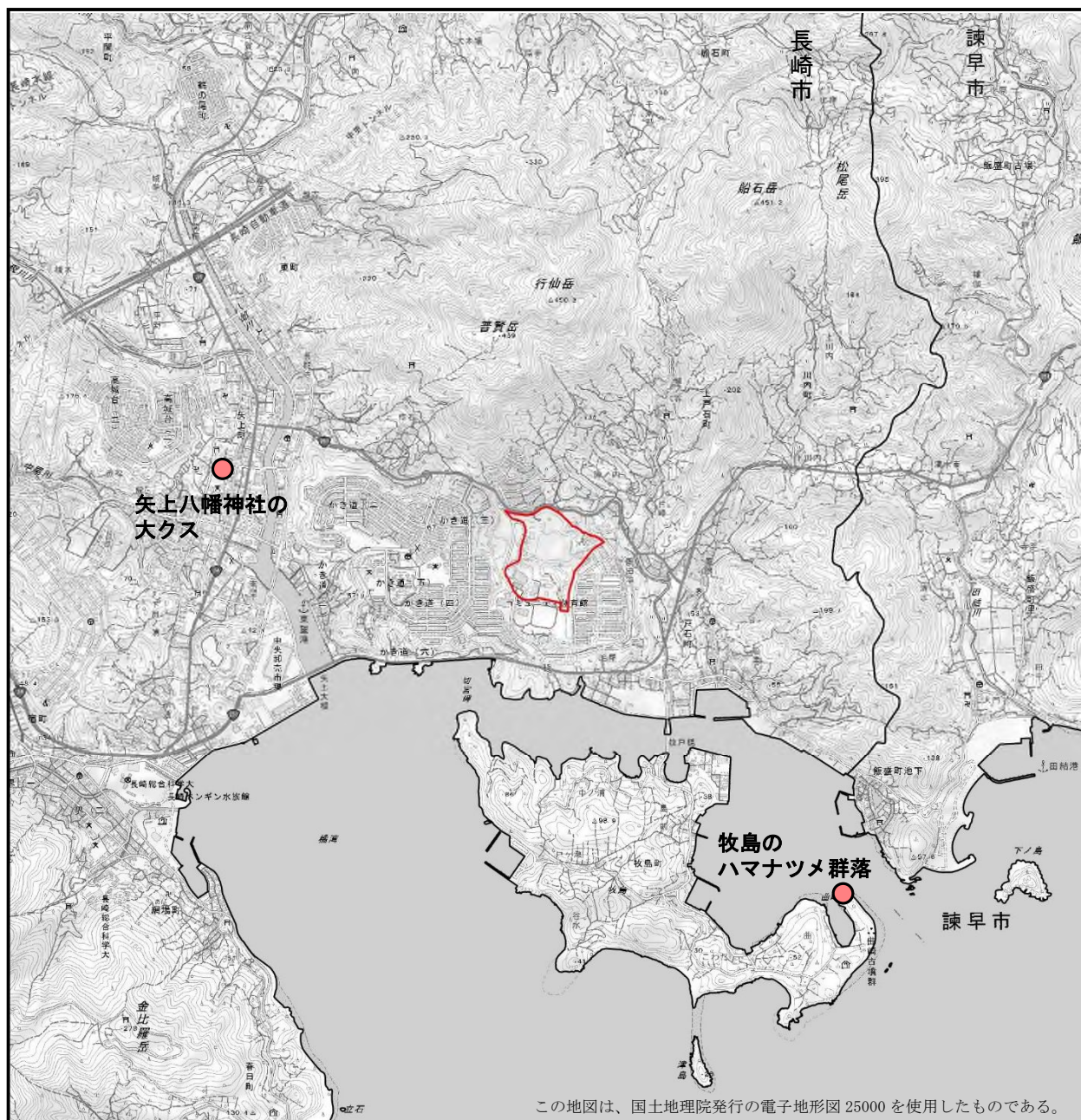


図 3.2.18 文献による重要な植物確認位置

凡 例

- 対象事業実施区域
- 重要な種及び群落の確認地点
市指定天然記念物：牧島のハマナツメ群落
矢上八幡神社の大クス

出典 1：「第 4 回自然環境保全基礎調査 長崎県自然環境情報図」（平成 7 年、環境庁）、
2：「長崎市の文化財」（令和 3 年 4 月、長崎市文化観光部文化財課）に基づき作成

2) 脊椎動物及び昆虫類その他の主な動物の状況

a. 哺乳類

地域特性把握範囲において、表 3.2.16 に示す既往文献により、7 目 12 科 34 種の哺乳類が確認された。確認種の概要を表 3.2.20 に、確認状況を資料編 別表 2.2 に示した。

「長崎県の生物」（平成元年 8 月、長崎県生物学会）によると、長崎市にはジネズミ、キクガシラコウモリ、タヌキ等の分布が記載されている。

「グリーンデータ 長崎県自然環境ガイドブック 長崎市周辺（平成 9 年 3 月、長崎県生活環境部自然保護課）」によると、長崎市にはノウサギ、カヤネズミ、テン、ニホンジカ等の分布が記載されている。

これらの既往文献による確認種のうち、「表 3.2.17(1) 植物及び動物の重要な種の選定基準」により重要な種を選定したところ、表 3.2.21 に示すとおり、ジネズミ、キクガシラコウモリ、キツネ等 4 目 6 科 15 種が抽出された。

表 3.2.20 既往文献により把握された主な哺乳類の状況

調査項目	確認種数	主な確認種
哺乳類	7 目 12 科 34 種	ジネズミ、ヒミズ、コウベモグラ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ノウサギ、ハタネズミ、アカネズミ、カヤネズミ、タヌキ、キツネ、テン、ニホンアナグマ、イノシシ、ニホンジカ等

注 1) 既往文献において種名が特定できた記録のみ種数を計上した。

2) 確認種の一覧は、資料編 別表 2.2 に示す。

表 3.2.21 哺乳類の重要な種の確認状況

調査項目	確認種数	主な重要な種
哺乳類	4 目 6 科 15 種	ジネズミ、コキクガシラコウモリ、キクガシラコウモリ、クロアカコウモリ、モモジロコウモリ、オオアブラコウモリ、ヤマコウモリ、ユビナガコウモリ、コテングコウモリ、クチバテングコウモリ、スミスネズミ、ハタネズミ、カヤネズミ、キツネ、イタチ

注) 重要な種の選定基準は、資料編 別表 2.2 の右欄に示すとおりである。

b. 鳥類

地域特性把握範囲において、表 3.2.16 に示す既往文献により、23 目 69 科 352 種の鳥類が確認された。確認種の概要を表 3.2.22 に、確認状況を資料編 別表 2.3 に示した。

「長崎県の生物」（平成元年 8 月、長崎県生物学会）によると、長崎市にはヤマドリ、マガモ、シジュウカラ等の分布が記載されている。

「グリーンデータ 長崎県自然環境ガイドブック 長崎市周辺」（平成 9 年 3 月、長崎県生活環境部自然保護課）によると、長崎市にはキジ、ホトトギス、カワラヒワ等の分布が記載されている。

これらの既往文献による確認種のうち、「表 3.2.17(1) 植物及び動物の重要な種の選定基準」により重要な種を選定したところ、表 3.2.23 に示すとおり、オシドリ、オオタカ、カワガラス等 17 目 44 科 142 種が抽出された。

表 3.2.22 既往文献により把握された主な鳥類の状況

調査項目	確認種数	主な確認種
鳥類	23 目 69 科 352 種	ヤマドリ、キジ、マガモ、ホトトギス、イソシギ、ウミネコ、アオゲラ、ヤマガラ、シジュウカラ、エナガ、セッカ、ツグミ、オオルリ、カワラヒワ、イカル、アオジ等

注 1) 既往文献において種名が特定できた記録のみ種数を計上した。

2) 確認種の一覧は、資料編 別表 2.3 に示す。

表 3.2.23 鳥類の重要な種の確認状況

調査項目	確認種数	主な重要な種
鳥類	17 目 44 科 142 種	オシドリ、ヨシゴイ、カッコウ、ヨタカ、ミサゴ、オオタカ、サシバ、オオヨシキリ、ミソサザイ、カワガラス等

注) 重要な種の選定基準は、資料編 別表 2.3 の右欄に示すとおりである。

c. 爬虫類

地域特性把握範囲において、表 3.2.16 に示す既往文献により、2 目 9 科 17 種の爬虫類が確認された。確認種の概要を表 3.2.24 に、確認状況を資料編 別表 2.4 に示した。

「長崎県の生物」（平成元年 8 月、長崎県生物学会）」によると、長崎市にはニホンイシガメ、ジムグリ、ヒバカリ等の分布が記載されている。

「グリーンデータ 長崎県自然環境ガイドブック 長崎市周辺」（平成 9 年 3 月、長崎県生活環境部自然保護課）によると、長崎市にはアオダイショウ、ヤマカガシ等の分布が記載されている。

これらの既往文献による確認種のうち、「表 3.2.17(1) 植物及び動物の重要な種の選定基準」により重要な種を選定したところ、表 3.2.25 に示すとおり、ニホンイシガメ、ジムグリ等 2 目 5 科 9 種が抽出された。

表 3.2.24 既往文献により把握された主な爬虫類の状況

調査項目	確認種数	主な確認種
爬虫類	2 目 9 科 17 種	ニホンイシガメ、クサガメ、ミシシippアカミミガメ、ニホンスッポン、ニホンヤモリ、ニシヤモリ、ヤクヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ

注 1) 既往文献において種名が特定できた記録のみ種数を計上した。

2) 確認種の一覧は、資料編 別表 2.4 に示す。

表 3.2.25 爬虫類の重要な種の確認状況

調査項目	確認種数	重要な種
爬虫類	2 目 5 科 9 種	ニホンイシガメ、クサガメ、ニホンスッポン、ニシヤモリ、ヤクヤモリ、タカチホヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ

注) 重要な種の選定基準は、資料編 別表 2.4 の右欄に示すとおりである。

d. 両生類

地域特性把握範囲において、表 3.2.16 に示す既往文献により、2 目 7 科 12 種の両生類が確認された。確認種の概要を表 3.2.26 に、確認状況を資料編 別表 2.5 に示した。

「長崎県の生物」（平成元年 8 月、長崎県生物学会）によると、長崎市にはブチサンショウウオ、ニホンアマガエル、ツチガエル、ヌマガエル等の分布が記載されている。

「グリーンデータ 長崎県自然環境ガイドブック 長崎市周辺」（平成 9 年 3 月、長崎県生活環境部自然保護課）によると、長崎市にはニホンヒキガエル、タゴガエル、シュレーゲルアオガエル等の分布が記載されている。

これらの既往文献による確認種のうち、「表 3.2.17(1) 植物及び動物の重要な種の選定基準」により重要な種を選定したところ、表 3.2.27 に示すとおり、カスミサンショウウオ、トノサマガエル等 2 目 4 科 7 種が抽出された。

表 3.2.26 既往文献により把握された主な両生類の状況

調査項目	確認種数	主な確認種
両生類	2 目 7 科 12 種	カスミサンショウウオ、ブチサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、トノサマガエル、ウシガエル、ツチガエル、ヌマガエル、シュレーゲルアオガエル

注 1) 既往文献において種名が特定できた記録のみ種数を計上した。

2) 確認種の一覧は、資料編 別表 2.5 に示す。

表 3.2.27 両生類の重要な種の確認状況

調査項目	確認種数	重要な種
両生類	2 目 4 科 7 種	カスミサンショウウオ、ブチサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ニホンアカガエル、トノサマガエル、ツチガエル

注) 重要な種の選定基準は、資料編 別表 2.5 の右欄に示すとおりである。

e. 魚類

地域特性把握範囲において、表 3.2.16 に示す既往文献により、7 目 12 科 37 種の魚類が確認された。確認種の概要を表 3.2.28 に、確認状況を資料編 別表 2.6 に示した。

「長崎県の生物」（平成元年 8 月、長崎県生物学会）によると、長崎市には、ニホンウナギ、コイ、ドジョウ、アユ等の分布が記載されている。

「グリーンデータ 長崎県自然環境ガイドブック 長崎市周辺」（平成 9 年 3 月、長崎県生活環境部自然保護課）によると、長崎市には、カワムツ、タカハヤ等の分布が記載されている。

「新長崎市史」（平成 25 年 3 月、長崎市）によると、長崎市にはヤリタナゴ、ナマズ、オオクチバス、チチブモドキ等の分布が記載されている。

これらの既往文献による確認種のうち、「表 3.2.17(1) 植物及び動物の重要な種の選定基準」により重要な種を選定したところ、表 3.2.29 に示すとおり、ニホンウナギ、ヤリタナゴ等 6 目 9 科 18 種が抽出された。

表 3.2.28 既往文献により把握された主な魚類の状況

調査項目	確認種数	主な確認種
魚類	7 目 12 科 37 種	ニホンウナギ、コイ、ヤリタナゴ、カワムツ、タカハヤ、ドジョウ、ナマズ、アユ、オオクチバス、チチブモドキ等

注 1) 既往文献において種名が特定できた記録のみ種数を計上した。

2) 確認種の一覧は、資料編 別表 2.6 に示す。

表 3.2.29 魚類の重要な種の確認状況

調査項目	確認種数	主な重要な種
魚類	6 目 9 科 18 種	ニホンウナギ、ヤリタナゴ、タカハヤ、ドジョウ、ナマズ、アユ、ミナミメダカ、ドンコ、カワアナゴ、チチブモドキ、ヒモハゼ、シロウオ、タネハゼ、ヌマチチブ、ノボリハゼ、オオヨシノボリ、ビリンゴ、チクゼンハゼ

注) 重要な種の選定基準は、資料編 別表 2.6 の右欄に示すとおりである。

f. 昆虫類

地域特性把握範囲において、表 3.2.16 に示す既往文献により、17 目 244 科 2,688 種の昆虫類が確認された。確認種の概要を表 3.2.30 に、確認状況を資料編 別表 2.7 に示した。

「長崎県の生物」（平成元年 8 月、長崎県生物学会）によると、長崎市には、アオイトトンボ、ツクツクボウシ、ヒメアカタテハ等の分布が記載されている。

「グリーンデータ 長崎県自然環境ガイドブック 長崎市周辺」（平成 9 年 3 月、長崎県生活環境部自然保護課）によると、長崎市には、ミヤマカワトンボ、オオアメンボ、ツマグロヒョウモン等の分布が記載されている。

地域における文献として、「こがねむし」（長崎昆虫研究会）によると長崎市には、コオニヤンマ、ヒメカマキリ、コガタノゲンゴロウ等の分布が記載されている。

これらの既往文献による確認種のうち、「表 3.2.17(1) 植物及び動物の重要な種の選定基準」により重要な種を選定したところ、表 3.2.31 に示すとおり、ハルゼミ、ゲンゴロウ、ヤマトアシナガバチ等 9 目 60 科 211 種が抽出された。

表 3.2.30 既往文献により把握された主な昆虫類の状況

調査項目	確認種数	主な確認種
昆虫類	17 目 244 科 2,688 種	ヒメトビイロカゲロウ、ホソミオツネントンボ、アオイトトンボ、ミヤマカワトンボ、サツマゴキブリ、ヒメカマキリ、クマゼミ、ヒメハルゼミ、ツクツクボウシ、オオアメンボ、ヘビトンボ、コガタシマトビケラ、ミヤマセセリ、クロシジミ、ツマグロヒョウモン、ヒメアカタテハ等

注 1) 既往文献において種名が特定できた記録のみ種数を計上した。

2) 確認種の一覧は、資料編 別表 2.7 に示す。

表 3.2.31 昆虫類の重要な種の確認状況

調査項目	確認種数	主な重要な種
昆虫類	9 目 60 科 211 種	コバネアオイトトンボ、マダラゴキブリ、ハルゼミ、ホソバセセリ、クロシジミ、ゲンゴロウ、ヤマトアシナガバチ等

注) 重要な種の選定基準は、資料編 別表 2.7 の右欄に示すとおりである。

g. クモ類

地域特性把握範囲において、表 3.2.16 に示す既往文献により、1 目 23 科 194 種のクモ類が確認された。確認種の概要を表 3.2.32 に、確認状況を資料編 別表 8 に示した。

「長崎県の生物」（平成元年 8 月、長崎県生物学会）によると、長崎市には、ユウレイグモ、ハツリグモ、ヤマヤチグモ等の分布が記載されている。

「長崎県レッドデータブック 2011」（平成 24 年 3 月、長崎県環境部自然環境課）によると、長崎市には、ワスレナグモ、キノボリトタテグモ、ドウシグモ等の分布が記載されている。

これらの既往文献による確認種のうち、「表 3.2.17(1) 植物及び動物の重要な種の選定基準」により重要な種を選定したところ、表 3.2.33 に示すとおり、ワスレナグモ、キノボリトタテグモ等の 1 目 5 科 6 種が抽出された。

表 3.2.32 既往文献により把握されたクモ類の状況

調査項目	確認種数	主な確認種
クモ類	1 目 23 科 194 種	ワスレナグモ、キノボリトタテグモ、ユウレイグモ、アシブトヒメグモ、ナンブコツブグモ、ハツリグモ、ヤマヤチグモ、ドウシグモ等

注 1) 既往文献において種名が特定できた記録のみ種数を計上した。

2) 確認種の一覧は、資料編 別表 2.8 に示す。

表 3.2.33 クモ類の重要な種の確認状況

調査項目	確認種数	重要な種
クモ類	1 目 5 科 6 種	ワスレナグモ、キノボリトタテグモ、キシノウエトタテグモ、ヤマトウシオグモ、ウエノヤチグモ、ドウシグモ

注) 重要な種の選定基準は、資料編 別表 2.8 の右欄に示すとおりである。

h. 甲殻類

地域特性把握範囲において、表 3.2.16 に示す既往文献により、2 目 13 科 35 種の甲殻類が確認された。確認種の概要を表 3.2.34 に、確認状況を資料編 別表 2.9 に示した。

「長崎県の生物」（平成元年 8 月、長崎県生物学会）によると、長崎市にはミナミヌマエビ、イソスジエビ、スジエビ等の分布が記載されている。

「新長崎市史」（平成 25 年 3 月、長崎市）によると、長崎市にはミゾレヌマエビ、サワガニ、モクズガニ等の分布が記載されている。

これらの既往文献による確認種のうち、「表 3.2.17(1) 植物及び動物の重要な種の選定基準」により重要な種を選定したところ、表 3.2.35 に示すとおり、ミナミヌマエビ、テナガエビ、アシハラガニ等の 1 目 9 科 18 種が抽出された。

表 3.2.34 既往文献により把握された主な甲殻類の状況

調査項目	確認種数	主な確認種
甲殻類	2 目 13 科 35 種	ミズムシ、ヤマトヌマエビ、ミゾレヌマエビ、ミナミヌマエビ、イソスジエビ、スジエビ、サワガニ、アカテガニ、モクズガニ等

注 1) 既往文献において種名が特定できた記録のみ種数を計上した。

2) 確認種の一覧は、資料編 別表 2.9 に示す。

表 3.2.35 甲殻類の重要な種の確認状況

調査項目	確認種数	主な重要な種
甲殻類	1 目 9 科 18 種	ヤマトヌマエビ、ヒメヌマエビ、ミナミヌマエビ、テナガエビ、アシハラガニ、カワスナガニ、コメツキガニ等

注) 重要な種の選定基準は、資料編 別表 2.9 の右欄に示すとおりである。

3) 注目すべき生息地の状況

地域特性把握範囲において、「表 3.2.17(3) 動物の選定基準（注目すべき生息地）」により指定された注目すべき生息地はない。

(2) 生態系の概況

地域特性把握範囲に典型的に見られる植物・動物の生育・生息環境として、「第 6-7 回自然環境保全基礎調査（植生調査）現存植生図（長崎県）」（環境省）に示されたシイ・カシ二次林及びスギ・ヒノキ・サワラ植林があげられる。

これらの典型的な植生に生息する動物として、「長崎県の生物」（平成元年 8 月、長崎県生物学会）に示されているアカネズミ、ヒメネズミ、タヌキ、キツネ、テン等の哺乳類、シジュウカラ、ヤマガラ、ウグイス、ホオジロ等の鳥類、ニホンイシガメ、シマヘビ、ヤマカガシ等の爬虫類、カスミサンショウウオ、タゴガエル、トノサマガエル等の両生類、ハグロトンボ、ギンヤンマ、アブラゼミ等の昆虫類等が生息している。

地域特性把握範囲において、行動圏が広く、食物連鎖の上位に位置する高次捕食者としては、キツネ等の哺乳類、オオタカ等の鳥類があげられる。

3.2.5 景観

(1) 地域の景観特性

対象事業実施区域は市街地に位置し、住宅街に囲まれている。

地域特性把握範囲には、良好な海岸景観を呈している自然海岸が点在しており、この海岸地域の一部は野母半島県立公園となっている。

(2) 主要な眺望点

地域特性把握範囲の主要な眺望地点は、表 3.2.36 及び図 3.2.19 に示すとおりである。対象事業実施区域を多様な角度から眺望できる地点として、8箇所の眺望点を選定した。

表 3.2.36 主要な眺望点

番号	眺望点	選定根拠
①	中尾ダム堤体	対象事業実施区域の西側の山頂からの眺望点として選定。
②	たちばな霊園	対象事業実施区域の北側からの眺望点として選定。
③	船石岳	対象事業実施区域の北東側の山頂からの眺望点として選定。
④	長崎ペンギン水族館	対象事業実施区域の南西側からの眺望点として選定。
⑤	矢上団地第4公園	対象事業実施区域の南西側からの眺望点として選定。
⑥	調整池周辺	対象事業実施区域の北東からの眺望点として選定。
⑦	中ノ浦	対象事業実施区域の南側からの眺望点として選定。
⑧	曲崎礫堤	長崎市レッドリスト（平成30年3月、長崎市環境部）において、牧島の東端に位置する礫堤で、古墳時代後期の曲崎古墳群として多くの古墳が確認されている場所である。対象事業実施区域の南東側からの眺望点として選定。

(3) 景観資源の分布状況

地域特性把握範囲の景観資源の状況は、表 3.2.37 及び図 3.2.19 に示すとおりである。

地域特性把握範囲には、「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」（平成元年、環境庁）で選定されている自然景観資源として、火山の普賢岳、船石岳があるほか、火山群や県立自然公園などが存在している。

表 3.2.37 景観資源

番号	分類	名称	選定根拠
①	火山	船石岳	第3回自然環境保全基礎調査
②		普賢岳	第3回自然環境保全基礎調査
③	火山群	普賢岳火山	第3回自然環境保全基礎調査
④	自然海岸(浜)	—	第3回自然環境保全基礎調査
⑤	自然海岸(浜以外)	—	第3回自然環境保全基礎調査
⑥	県立自然公園	野母半島県立公園	自然公園法

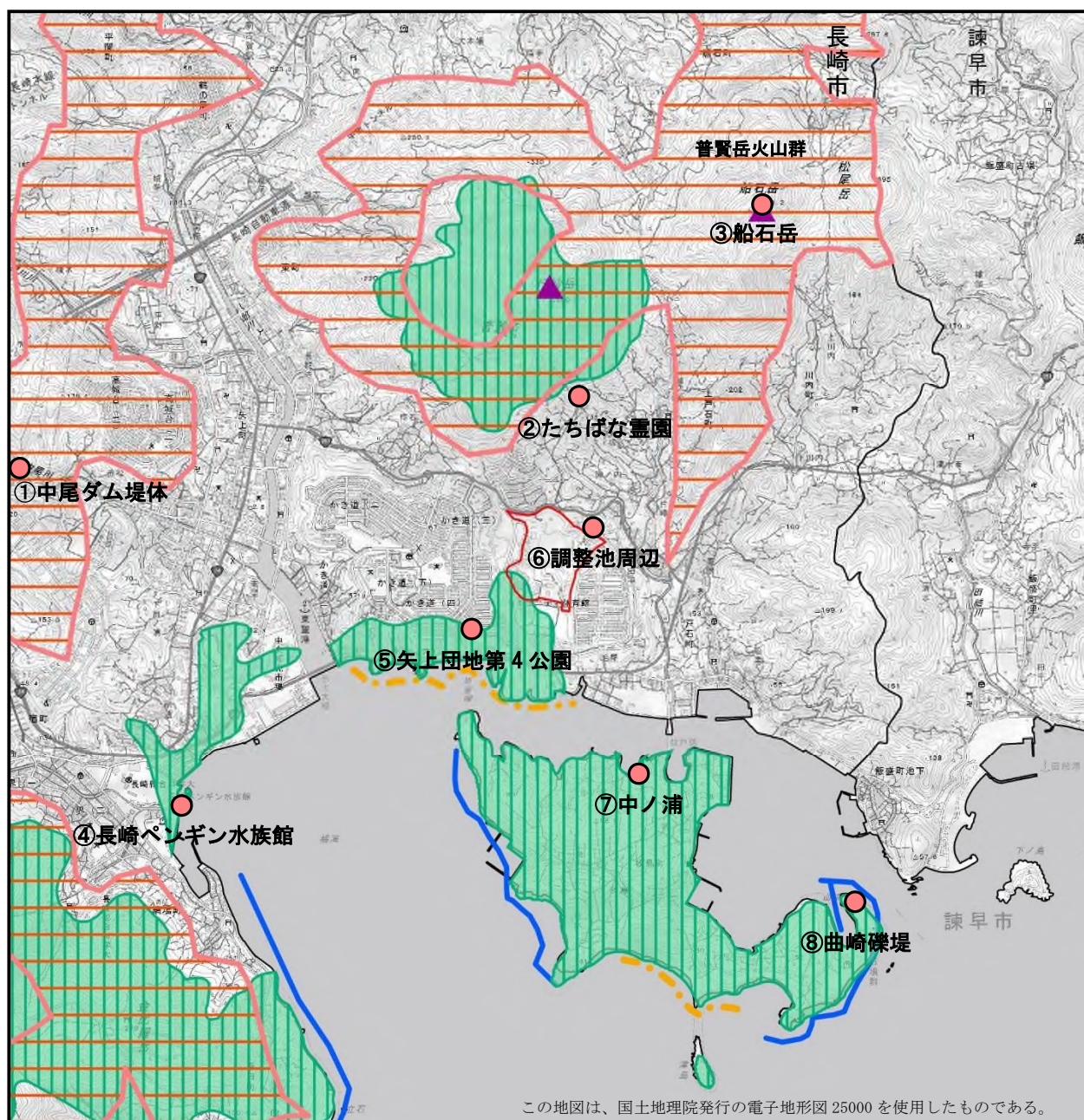


図 3.2.19 主要な眺望地点及び景観資源位置

凡 例

- | | | | | | | | |
|--|----------|---------------------------------------|-----------|---|---------|--|----------------|
| | 対象事業実施区域 | ▲ | 火山 | — · — | 自然海岸(浜) | | 自然公園(野母半島県立公園) |
| | 火山群 | — | 自然海岸(浜以外) | ● | 眺望点 | | |

出典：「第3回自然環境保全基礎調査(長崎県自然環境情報図)」(環境庁，平成元年)に基づき作成

3.2.6 人と自然との触れ合い活動の場

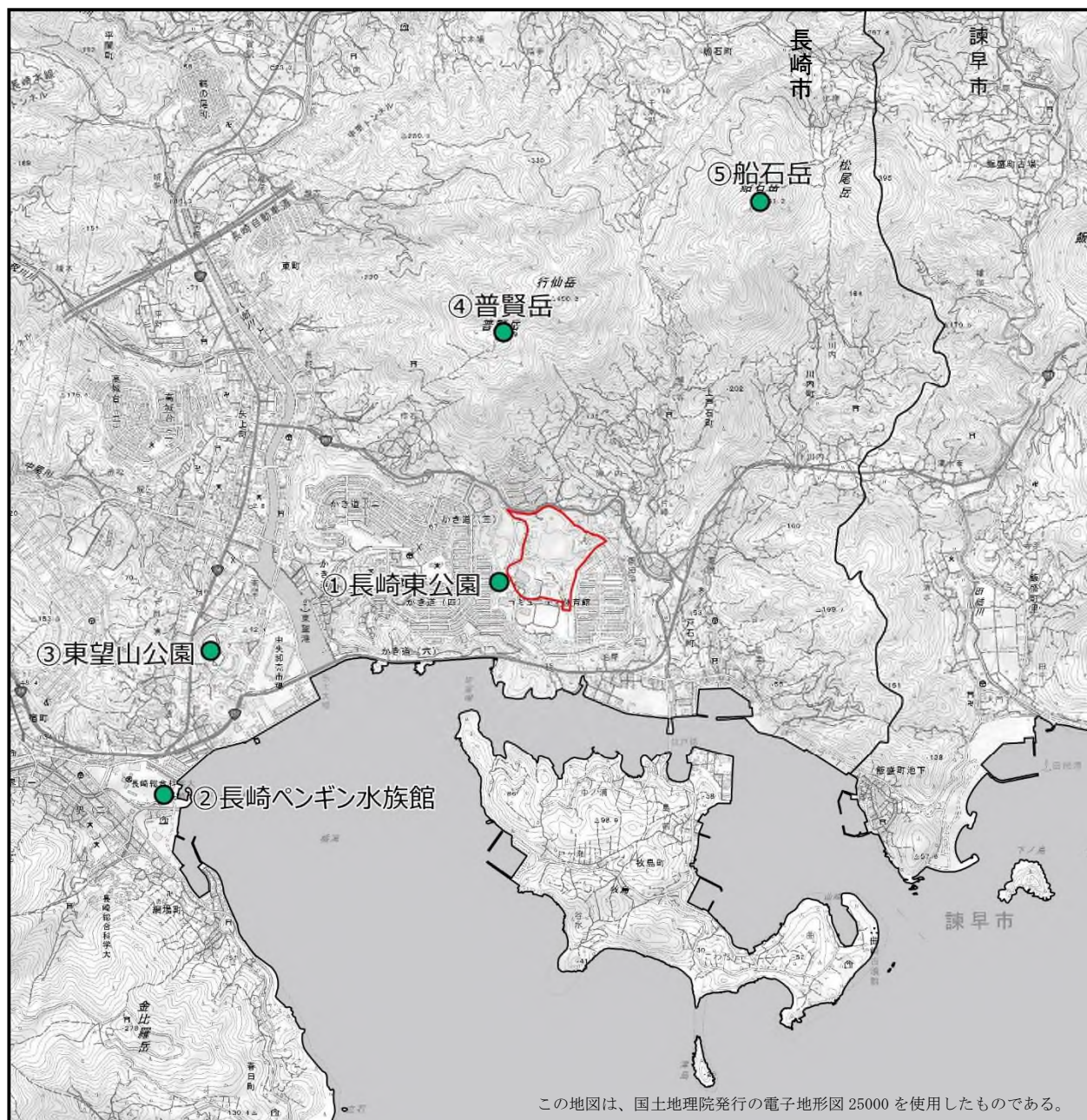
地域特性把握範囲における人と自然との触れ合い活動の場の分布状況は、図 3.2.20 に示すとおりである。

地域特性把握範囲には東望山公園や普賢岳などがあり、この中で主要な人と自然との触れ合い活動の場として、5 か所を抽出した。それらの概要は、表 3.2.38 に示すとおりである。

表 3.2.38 人と自然との触れ合い活動の場の概要

番号	名称	所在地	概要
①	長崎東公園	長崎市戸石町 194-7	市内東部の東長崎地区のほぼ中央に位置し、体育館、プール、ソフトボール場、テニス場、多目的広場、遊戯広場のある公園。昭和 61 年に天皇陛下御座位六十年記念健康運動公園の指定を受ける。
②	長崎ペンギン水族館	長崎市宿町 3-16	地球上に生息するペンギンの種類は 18 種類。そのうち 9 種類が長崎ペンギン水族館で飼育されている。
③	東望山公園	長崎市田中町 249	市内東部の東長崎地区の国道 34 号沿いにある東望山を公園とし、ソフトボール場、多目的広場、遊戯広場のある公園。公園から橘湾を眺望することが可能。
④	普賢岳	—	標高 439m の山
⑤	船石岳	—	標高 451.3m の山

出典 1：「ながさき旅ネット」（(一社)長崎県観光連盟 長崎県文化観光国際部観光振興課）、
 2：「公園の整備・施設の記事一覧」（平成 25 年 3 月、長崎市土木部土木総務課）に基づき作成
 3：「普賢岳・船石岳」は、地図から読み取り



Scale 1:35,000



図 3.2.20 人と自然との触れ合い活動の場の分布

凡 例



対象事業実施区域



人と自然との触れ合い活動の場

出典 1: 「ながさき旅ネット」 ((一社)長崎県観光連盟 長崎県文化観光国際部観光振興課)、
2: 「公園の整備・施設の記事一覧」 (平成 25 年 3 月、長崎市土木部土木総務課) に基づき作成

3.2.7 歴史的文化的環境

(1) 文化財等の状況

地域特性把握範囲における「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、改正：令和 3 年 4 月 23 日法律第 22 号）及び「長崎市文化財保護条例」（昭和 43 年 3 月 30 日条例第 6 号、改正：平成 29 年 3 月 23 日条例 13 号）の規定により指定された文化財の状況は、表 3.2.39(1)～(2)及び図 3.2.21 に示すとおりである。

対象事業実施区域には、文化財保護法の規定により選定された重要文化的景観は存在しない。

表 3.2.39(1) 文化財の指定状況(国)

番号	種別	名称	所在地	指定年月日
①	史跡	曲崎古墳群	長崎市牧島町	S53.12.21

出典 1：「長崎市の文化財(種類別一覧)」(令和 3 年 4 月、長崎市文化観光部文化財課)、

2：「長崎県の文化財」(長崎県教育庁学芸文化課)に基づき作成

表 3.2.39(2) 文化財の指定状況(市)

番号	種別	名称	所在地	指定年月日
②	天然記念物	牧島のハマナツメ群落	長崎市牧島町 8 番 42 海岸地先	H22.5.17
③	天然記念物	矢上八幡神社の大クス	長崎市矢上町 12 番 60 号八幡神社境内	S44.6.15
④	天然記念物	網場天満神社の社叢	長崎市網場町 1 番地 1 天満神社境内	S53.3.20
⑤	史跡	東望山砲台跡	長崎市田中町 283 番地 1	S48.3.10
⑥	有形民俗文化財	戸石の六地藏塔	長崎市戸石町 1788 番地	S52.7.20
⑦	有形民俗文化財	現川焼関係瀬古の石祠石仏	長崎市東町瀬古	S52.7.20
⑧	有形文化財	養国寺の梵鐘	長崎市網場町 451 番地養国寺境内内	H19.5.1

出典：「長崎市の文化財(種類別一覧)」(令和 3 年 4 月、長崎市文化観光部文化財課)に基づき作成



図 3. 2. 21 天然記念物等位置

凡 例

- 対象事業実施区域
- ◆ 史跡
- ◆ 天然記念物
- 有形文化財・有形民俗文化財

出典 1: 「長崎市の文化財(種類別一覧)」(令和 3 年 4 月、長崎市文化観光部文化財課)、
 2: 「長崎県の文化財」(長崎県教育庁学芸文化課)に基づき作成

(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

地域特性把握範囲における埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 3.2.40 及び図 3.2.22 に示すとおりであり、15 地点に分布している。

対象事業実施区域は埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。最寄りの埋蔵文化財包蔵地としては、対象事業実施区域の北約 1km に「戸石城跡」、西約 1km に「矢上蠣道日向台場跡」がある。

表 3.2.40 埋蔵文化財包蔵地の分布状況

番号	名称	種別	所在地
①	曲崎古墳群	古墳	長崎市牧島町
②	牧島魚見岳台場跡	その他の遺跡(台場跡)	長崎市牧島町
③	曲遺跡	遺物包含地	長崎市牧島町
④	曲海底遺跡	遺物包含地	長崎市牧島町
⑤	牧島黒瀬崎台場跡	その他の遺跡(台場跡)	長崎市牧島町
⑥	春日遺跡	遺物包含地	長崎市春日町
⑦	矢上東房山台場跡	その他の遺跡(台場跡)	長崎市田中町
⑧	矢上蠣道日向台場跡	その他の遺跡(台場跡)	長崎にかき道 1 丁目
⑨	矢上城跡	城館跡	長崎市田中町
⑩	矢上城山城跡	城館跡	長崎市矢上町
⑪	戸石城跡	城館跡	長崎市上戸石町
⑫	平間城山城跡	城館跡	長崎市平間町
⑬	瀬古窯跡	窯跡	長崎市東町
⑭	背古遺跡	遺物包含地	長崎市東町
⑮	千束野遺跡	遺物包含地	長崎市船石町

出典：「長崎県遺跡地図」（長崎県教育庁学芸文化課）に基づき作成



Scale 1:35,000

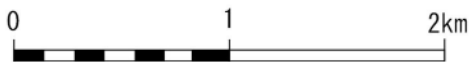


図 3.2.22 埋蔵文化財包蔵地の分布状況

凡 例



対象事業実施区域



埋蔵文化財

出典：「長崎県遺跡地図」（長崎県教育庁学芸文化課）に基づき作成